

よ、但、余は例へ總理を辭するとも、決して政治的活動を中止せざるべし。抑、余には多くの朋友ありて、政黨を斷念せよと勸めらるゝ、一再に止まらず。其甚しきは、全く政黨を離れて元老の仲間仲間に歸り、餘生を送れと忠告せらるゝ有り。然るに、余は何故に政黨を棄てざる乎、曰く、説あり、我國の政治を紊亂する者は、實に是、其元老なればなり。今、議會の召集せられたる十二月に至るも、豫算の編製を了らざるは、元老有るが爲なり、表面如何なる口實を設くるとも、實は元老の制肘、軍人の紛紜に因りて、斯の如く政務を遲滞せしむるに外ならず。是等の弊害、政黨に由らすんば、何を以て救はんや。元來、憲法政治は公然の論議を主旨とす、然るに、没分曉の徒、或は政府に反對する者を以て國賊なりと罵る。國賊乎、余は國賊の意義を聞かん、と欲するなり。抑、余輩曩に改進黨の總理たる事二年、後、政友會に對し、憲政本黨の總理たる事六年、余が政黨の總理、前後を通じて僅に八年のみ。而も政府も國民も、余を以て改進黨其ものとなせり、今に於て黨を捨て、元勳の列に入らむとするも、彼等は我に許さざるなり。則余は本黨總理を辭すと雖、政治的活動を中止するにはあらず、云々。(四十年十二月、憲政本黨別演説)

西園寺内閣は、四十一年度豫算案を編成するに當り、約一億圓の歳入不足あり。然るに、内外財界の情態は、之が財源を公債に求むるを許さず。又、行政費の節

約、及び税制整理の一案あるも、以て目前の急に應ふるに能はず。乃、止むなく、酒税、砂糖消費税、石油消費税を増加、又は新設して、年々一千五百萬圓を得、煙草專賣の價格を引上げて、約一千萬圓を得。別に、四十一年度より四十六年度に至る六年間に、一億二千六百萬圓の繼續事業費を繰延ぶるの案を立てたり。此増税案の第廿四の帝國議會に提出せらるるや、民間反對の物論囂然として起り、商工業家は團結して、財政根本整理の必要を唱ふ。進歩黨(憲政本黨)は猶興會と連衡して、内閣不信任決議案を提出し、大同派亦不信任案に参加しけるが、其案はまづ九票の少數を以て敗れたり。然れども、商工業者は、極力増税の不可を聲言して、奔走到らざるなく、政友會最困む。やがて四十一年二月十三日、豫算案は一百十七に對する二百十九票を以て衆議院を通過し、三月五日、亦貴族院を通過するに及び、政府始めて安堵するを得たり。

惟ふに、西園寺内閣は、四十一年度に於いて増税するを好める者に非ず、露國俘虜收容費の償還と、軍事費剩餘金、及び一般會計の剩餘金を以て、當年の缺陷を補填し、別に日本銀行の保證準備を擴張して、兌換券を増發せし

消費税を加へて歳入を補ふ

め、二三事業の繰延を行へば、計算完きを得ん。斯くて、當年の總選舉を結了して、四十二年度に至りて徐に増税を謀るも、晩しと爲さるなり。而も、内閣制肘の元老は、軍事費剩餘金は、未募集公債に屬し、而も公債の募集は、經濟界の状態これを許さず。又、兌換券の増發も、策の得たるものに非ざれば、増税及び事業繰延は、必しも四十二年度を待たず、明年度より直に實行すべし」と主張して、閣員を奨めたる如し。斯くて立てられたる増税計畫は、酒造税は一石三圓、砂糖消費税は百斤一圓乃至二圓五十錢を増し、煙草の定價は約三割を引上げ、新に石油に對し一石一圓の消費税を課し、四十一年度に於いて右の増收經費を差引き約五百萬圓、煙草益金六百萬圓、合計一千一百萬圓を得、四十二年度以降に於いて、年々二千五百萬圓を得んとするにあり。

爲他人遺其被衣

然れども、政友會を基礎として立ちたる内閣として之を考ふれば、第廿四議會の増税可決は、他人の爲に嫁時の衣を造れる感無きに非ず。初め、開會の最中（四十一年一月）に、大藏大臣坂谷芳郎、逓信大臣山縣伊三郎は、辭表を捧げて、閣中の

動搖を生ず。幸にして、事は二相の退去に止まり、原松田の兼攝を以て議會に臨み、謂はゆる國運の伸張に應ふる所の積極的經營は、多衆の可決を得たり。而も、此間に、内閣及政友會は、元老を擁戴する官僚派、乃至貴族院の有力團體に援助を請ひ、以てその究境苦界を脱し得たる形迹あり。果然、閉會の後、三月、西園寺首相は、貴族院の有力者堀田正養子千家尊福男を抜き、逓信司法の二相に薦め、其大命を得たり。

開會中の大臣辭職

山縣は大將公爵の養嗣なり、坂谷は銀行家澁澤氏男爵一の女婿たり。其辭職の所以は、四十年十月、豫算の大體を元老と閣員の會議可決したる後、二相の考案に合はざる者あるに由るに似たり。山縣は、其所管の鐵道豫算を、已に決定せる者と爲し、而も坂谷は之を容れず、遂に延いて元老と内閣の反目を招ぐ。内閣は、結局山縣の豫算を採用提出せりと雖、坂谷、山縣、並びに解緩して去る。其二相の論争、進退の詳節は、之を得ずと雖、政友會系統以外の勢力の調節の上に、重要な意義ありて、此動搖を生じたるや明なり。やがて、貴族院研究會の領袖堀田と、木曜會の棟梁千家の入閣は、西

園寺首相の新按排に由る者にして、此事は、更に官僚派の嫉視を買ひたりと雖、内閣當年最も苦心の在る所たりしなり。(松田の大藏省に莅任せらるゝことは、又、銀行業者、及び富豪に喜ばれざりしごとし)

前年、政府が黨争以上に超然として立つといへる頃には、貴族院にも政黨の形迹無く、唯、院中多數の華族は、謂はゆる皇室の藩屏といふ語に因り、暗に國民の選良たる衆議院の行動を監視、防禦するやの觀あり。已にして大勢一變、伊藤の政黨引率に及び、貴族院議員にして其政友會に投じたるあり、而も又之を悦ばざる者多し。やがて、伊藤が政友會を率ゐて内閣を組織するや、貴族院議員の喝喝は、星亨をして其内閣大臣の地位を去らしめ、次いで衆議院を通過せる地租増徴案を否決せんとし、大詔の喚發に會ひて、僅に伊藤首相と調和せり。これより、貴族院は政權の與奪に於いて、一旗幟を樹て、官僚と政黨と、天下三分の形迹を呈し來れり。然りと雖、政黨内閣の覺悟に於いては、貴族と衆民の間に、それと無き相違あり。且、又伊藤の境遇にも變化を生し、上下兩院の共通政黨は、大なる發展を見ずし

貴族院の黨派團體

貴族團體より
補す大臣を薦

て止めり。近時の貴族院の諸團體は、實にその後の産出に屬す。抑、貴族院は、初め藩閥政府の走狗と貶せられしことあり、而も藩閥諸公が、一轉して政黨と提携するに及び、大に方向に迷ひ、頗る混沌の狀を呈したりしが、一面には官僚派、非官僚派の對峙を生せんとし、一面には政黨者と非政黨者との衝突を醸せるに似たり。而も、其分派は多く個人の私交に因れる者なれば、衆議院の分黨よりも、其事情頗る悉し難し。當時、貴族院に數團體あり、研究會は舊華族の據る所にして、純然たる官僚派とも稱すべく、常に時の政府に服従したり。これに屬する者は子爵議員多かりしが、後、伯爵、男爵にも加入者あり。木曜會は、新華族の據る所にして、西園寺黨と指目せられ、主として男爵議員より成る。土曜會は官僚反對派なりしが、近時、研究會の態度一變と共に、稍桂派に傾くに至り、勅選議員、及び多額納税議員多くこれに屬せり。茶話會、及び無所屬は、桂派にして、主として官僚議員の據る所たり、中に、幸俱樂部の一團あり。第一次西園寺内閣の時には、研究會は八十の議席を占めて最も多く、木曜會は五

十餘、土曜會・茶話會は、共に五十に満たず、無所屬議員は百二十に餘れり。即、西園寺が堀田千家の二領袖を内閣に薦めしは、上下兩院の共通政黨の一發展とも見るべかりし、而も遂げずして瓦解す。

尋いて、四十一年五月の衆議院議員の總選舉を施行し、政友會は、殆ど半数の當選者を博し得たり。而も、かくまで勇戦して捷利を贏ち得たる西園寺侯は、六月に至り徹恙に會ひ、頓に辭退の意を生し、七月遂に總辭職を爲し了りぬ。桂公爵は、やがて其官僚を率ゐて、第二次の桂内閣を成しぬ。這般の掛引は、西園寺に、其士卒を全くして軍を還したる智略ありとせば、桂には、孫吳以外の兵術ありしならむ。

西園寺内閣は、成立當初より、桂内閣の政策を踏襲せざるべからざる境遇に在り、また元老の後援を請はざるべからざるの事情あり。因りて、軍備擴張、鐵道國有、増稅等を實行したりと雖、必しも永く前内閣系の掣肘を受くるを屑とせざりければ、藏・遞・二相の衝突により、内閣の動搖を招ぎ、郡制改革案を提出して、又貴族院と衝突す。由來、桂侯は多く貴族院に根據を

西園寺侯引退

西園寺侯引退の所以

佛蘭西學の系統社會主義の嫌疑

有し、西園寺侯は衆議院に之を有せしが、今、二相の補缺として、貴族院より堀田千家の二人を援いて閣員に列したるは、西園寺侯が貴族院を操縦せる結果に因る。既に衆議院の過半数が、新内閣の與黨たるが上に、貴族院の形勢も、益新内閣に傾くの形勢あり。而もこれが爲に、西園寺侯は前内閣派の大不興を招ぎ、已に前内閣派は外交・財政に就いて、元老をして連に内閣を詰責せしめしのみならず、遂に某某を通じて宮中に入り、政友會は、西園寺首相を初め、原・松田等、總べて佛蘭西學系統に屬し、隨ひて共和政治を喜ぶ者にして、近時我國に於ける社會主義、無政府主義者の取締を緩漫に付するも、全く之が爲なるのみならず、此多數黨たる政友會議員の議決せる新刑法の如きも社會主義を含有し、又近時教育上に於いて、社會主義の加味し來りたるは、全く我國體を傷くべき危険の政策なり」と云爲せしめたりといふ。蓋、西園寺侯、此飛語に駭き、病に託して辭職す、世論これを以て、官僚は西園寺を毒殺したりと言ふに至る、中らずと雖、遠からじ。

第二次桂内閣の上 四十一年西曆一九〇八年八月、桂侯の新内閣を組織する

首相大藏を兼務す

や、自身藏相を兼攝し軍刀を以て算盤に代ふるの觀あり。其大意、既定繼續事業費及臨時軍事費、約一億七千八百餘萬圓を、向ふ十二年間に割當て繰延ぶること、從來公債を財源としたるものは、概一般財源の支辨に移し、新規公債の發行を暫く中止すること、國債償還高を増すこと、鐵道の經營は特別會計とするも、暫く公債の募集を停むること等に依りて、歳出入の均衡を得せしむべしと云ふに在り。而も、時に多衆に會見し、是等政策を發表したるに、商工業家、殊に銀行家は、大抵之を歓迎し、新内閣に信賴するに至りぬ。蓋權勢の重輕を測りて、其大にして長かるべきに依附するは、物の常なれば也。十一月、清國北京、兩宮光緒帝の凶計あり。

第二十五議會

既にして、第廿五議會召集せらる。桂首相は、また従前の超然態度、もしくは妥協提携を云はず、一視同仁の語を援引せしが、政友會は之に應へて、公平と善意とを以て、政府に對せむとするも、必しも盲従を喜ばずといふ。而も、進歩黨は、内訌によりて紛擾を生し、其一部は桂首相に接近を勉むと疑はれ、又新會舊猶與會を中心として成れる新團體は、明白に政府反對の旗幟を掲げたり。桂は

前掲の方針に據れる豫算案を提出し、歳出總額五億二千萬圓と云ふ。然るに、豫算委員會の審議の進行に伴ひ、政友會所屬の議員は多く反對を表し、形勢危殆に迫りぬ。乃、桂と西園寺侯の會見となり、忽に妥協を得、歳出入、各約三百萬圓の削減によりて、豫算は兩院を通過す、四十二年二月なり。

代議士收賄

大日本糖會社は、年來營業に誠意を缺き、多大の缺損を招ぐに至り、其重役等は社運を挽回せんが爲に、第二十三議會の當時、砂糖戻稅法案に關し、代議士に賄賂して、該社の利を圖り、第二十四議會に於いて、また砂糖官營法案を成立せしめ、以て自社の破滅せざるに先だちて、これを高價に政府に賣却せんと企て、巨額の賄賂を送り、之を代議士買収といふ。而も、其官營案は成立せず、會社の内情暴露するに及び、株主中には外國人も多かりしを以て、四十二年四月、司法官の摘發する所となり、遂に會社重役は拘引せられ、年來賄賂の授受發覺し、政友、大同、進歩、各派に關する代議士、及び前代議士檢舉せられ、瀆職法違犯を以て有罪の決定を受くるに至れり。此他にも、代議士收賄の獄ありて、選良の議場もはなはだ清からず、人をしてむしろ官海に濁流少きを思はしめし如し。

四十二年六月、韓國統監の更迭あり、八月十九日、安奉線問題に關する日清兩國覺書の交換を端緒とし、三、四年來、結びて解けざりし諸懸案は、順次解決を見る

伊藤公爵哈爾濱の變

に至る。十月十四日、樞密院議長伊藤公爵は、滿洲視察の途に就き、旅順の故戰場を觀、遼陽、奉天を経て長春に赴き、更に露國藏相コウゾフに招かれ、會見を欲して、哈爾濱に向ふ。世人、其外交上の意義を揣摩するに至りたるが、二十七日午前九時、一行の哈爾濱に着するや、韓人安應七等、伊藤公爵を狙撃し、公之を以て斃す、中外愕然、識者皆之を痛惜す。

多才調節の人

大隈伯曰、伊藤は實に立派な政治家であつた、伊藤の人物は此一言で盡きる。殊に吾輩の敬服するのは、其頭腦が多方面であつたこと、其性格が調和的であつたこと、伊藤の豪かつた處は此にある。普通の政治家は、眼界が狭く、全體に行き渡らない、或は専門に走つたり、或は常識が發達して居ない、頭腦が多方面に働くことが出来ない。然るに、伊藤は然らず。又、政治家と野心とは、離るべからざる關係で、野心が無ければ活動も乏しいが、此にも又調和がある。餘りに野心が燃えると、唯、野心の爲に權勢を執ることになる。今日、吾國の立憲政治が、比較的に定まず發達を遂げたのは、實に伊藤の調和的性格に俟つ處が多かつた、惜しい人だ。アリンクリー曰く、伊藤公爵凶變の報の電發せらるるや、日本は勿論、世界の隅々に至るまで、公に就いて論評せり。蓋、公が、建設の政治家たり、平和の指導者たり、將又、正義と穩和の擁護者たる、偉大なる性格は、幾多の評論家によりて、充分認識

外人の批評

せられたるが故に、また一語を加ふる要なし、しかし、伊藤公爵の性格に就き、多く、世間より注目せられざるものは、公が人をして愛好の念を起さしむる力ありしこと也。公は、此性格の點に於いて、實に一頭角を抜けり、之に加ふるに、公は寛仁大度の人なり。又此に一言すべきは、陛下が全然公を信用し給ひしこと、是なり、世間には、公の偉大なる功績を、陛下の信任に歸するものはあれども、公を信任せられたる陛下の氣慮を洞察するもの夥し。凡立憲國家に於ける君主の大徳は、能く賢明なる宰相を拔擢し、一度之を選めば、永く之を信用して、國務を委ぬるにあり。普魯西のワイルヘルム大帝は、實に此徳を有し、因りて未曾有の獨逸大帝國を建設するに至れり。明治天皇陛下が、公を信任して國務を委ね給ひしは、如何に陛下が宰相を起用するに堪能なるかを證する者也。又東西洋の異同を考へ、更に伊藤公を泰西の政治家と比較するに、ピスマーの如く武斷的ならず、却りて、平和的なりし所は、グラッドストーンに多く類すと云はれむ。財政の知識に豊富なりしは、ヒールにも比すべく、策略を行ふに機敏、且大膽なりしは、ピコンスフォルドにも比すべく、此公は凡て大政治家の特徴を拔萃して、一身に集めたるが如き觀あり。殊に、公が先見の明ありしは、驚くべき程にて、明治十四年、大隈伯辭表を呈して野に下れる際、公は井上侯と談笑の間に、紙幣下落問題、國會問題、憲法發布問題等を一夜に定められ、而も豫想の如き好果を收むるに至れり。之を要するに、日本の開國にあたり、四十二年間、終始一貫、國家の指導者となりしは、

大政治家

ビスマルク
に比較す

自他人心に
所あり

實に千古の偉人なり。東四ロイド雜誌曰、伊藤公は、ビスマルク公と比較され、公自ら大に之に價値を置くと雖、兩者の人格には、類似なきが如し。伊藤公は、ビスマルク公の如き、全時代の反抗を受けても、全獨逸國民を改造せしめずば措かずといふ氣象を帯びし政治家には非ず。むしろ、前獨逸宰相ビュローロ公に似たり、其圓轉滑脱なる態度といひ、對議會策といひ、演説に長することといひ、極めて善くビュローロ公に似たるにあらすや。最近二十年間、頑固なる舊思想を巧に遊けて、清新の憲政を施したるを見れば、公は新日本唯一の政治家たりと云ひ得べし。而も、公の缺點は、自國國民の精神の奥底に存する或者を、看取するの眼識に乏く、従ひて、他國民の精神を洞察する能はざるに在り。蓋、斯公の思惟する所に據れば、公は初より「自國(日本)は、唯、型を西洋に取るのみにして、將來は、漸次、外國人の意見を離れ、一切の仕事は、自國にて行はんとする者に外ならず。○佛人リギョル曰、二十年後に於ける、公平なる史家の下すべき評語は、恐らくは下の如くなるべし。公は、明治年間の進歩主義の人物の中に有名なる人なりき。されど、また快樂家の有名なる者なりき。公は首なり、公は何處にも首なりき云々。

桂内閣は四十二年十二月に至り、四十三年度總豫算を發表す、其概要は、歳入總額五億三千四百萬圓、税制を制理して一千萬圓を減じ、歳出に官吏増俸三割の

第二十六議
會

爲に、行政節約三百七十萬圓を振り向くる外に、千二百四十萬圓を増加し、前年の計畫以外に、國債整理基金に七百五十萬圓を増加して、基金繰入額を一億九千三百萬圓とするに在り。而も民間に在りて、税制整理と官吏増俸に對する議論まづ起り、或は官吏増俸を中止して地租輕減を行ふべしと説き、或は國債償還額を減少して地租を輕減すべしと主張するものあり。(進歩黨は、大石派の勢やゝ衰へて、犬養派の勢また張り、地租一分減を主張し、又新派も之と同一決議を爲し、戊申大同兩派、亦地租輕減を宣言す。而も衆議院に絶對多數を占むる政友會は、新規請求の費目は、必要止むを得ざるもの外削除し、繼續費の性質を有し、其財源不確定のものも削除する等の議を決し、將に總豫算案に對して大斧鉞を加へむとする氣勢を示せしが、四十三年二月に至り、例の如く内閣との妥協成る。即、地租は八厘輕減と爲し、官吏増俸を二割五分に止むるなど、政府をして多く豫算案を修正せしめ、迅速に衆議院を通過せしむ。貴族院亦此修正豫算案を協賛せるを以て、第二十六議會も無事に終りたり。

政府は、戰時匆忙の際に制定したる各種税法が、負擔の衡平を失し居るを

官俸増加と
地租輕減

以て、此等税制を整理せんとして、税制整理案を議會に提出したるが、其眼目は、宅地々價を修正し、所得税四百四十七萬圓、相續税三十七萬圓、通行税一百萬餘圓、砂糖消費税二百萬圓、織物消費税一百萬圓を減少するを始め、酒税、營業税、鹽專賣法、地方税等の整理減額一千萬圓を行ふに在り。而も、政府は政友會議員と内議せる結果、所得税改正及び通行税廢止案を撤回し、其他各税とも原案に多少の修正を加へ、以て兩院を通過せしむ。その所得税改正法案を撤回せるは、地租八厘九百六十餘萬圓を減じたるが爲に、其缺陷を補ふ必要あれば、減税通計一千五百萬圓許なり。

又、我國と歐米諸國との間に存する通商條約は、期限の終局に近づきたるを以て、桂内閣は、條約改正の準備として、關稅定率法改正案と、外人の土地所有に關する法律案とを第二十六議會に提出す。其條約改正には、國定税率を適用するを原則とし、必要に應じて協定税率を併用せむと欲す。また、協定の場合には、その片務的なるを避け、專雙務的たらしめむと期すといへど、全體の關稅政策は、保護政策に加味するに、收入主義を以てせるものなり。而も、衆議院は、其

關稅法案

輸入品目に四十六件の修正を加へて、貴族院に廻付せしが、貴族院にも修正文は原案復活を行へる爲に、兩院協議會を開かれ、交讓して成案を作り、兩院を通過せしめたり。

桂藏相演說、現行關稅定率法は、年來數次の改正を經、三十九年に於いて、産業貿易の趨勢に照らして全般に涉る改正を加へたれども、當時協定税率との關係上より、尙盡さざる所あり。故に、茲に來る四十四年に、各國との通商航海條約の改正せらるるを機會として、その定率を改正せんとす、云々。小村外相演說、今回の改正は、國庫の收入を計ると共に、幼稚なる産業の發達を企圖せんとするに在り。詳言せば、帝國の産業狀態と通商諸國との關係に鑑みて、根本の方針を立て、税率を定むることゝしたり。而も我國は列國と事情を異にするもの多く、其税率を定むるに當り、遽に列國の躰に倣ふこと能はず。帝國の國情は、極端なる自由又は保護の主義に偏倚するを許さずして、四圍の事情に照し、改正税率を定めたるものとす、云々。

保護と收入
率を謀る關稅

外人の土地所有に關する法律案は、内外相互主義に據れるものにして、第一條に於いて「外國人は、其本國に於いて、我帝國臣民又は法人が、土地所有權を享有する場合に限り、土地の所有權を享有す」と規定す。又、臺灣樺太の如き殖民地、及び北海道の如き未開地と、國防上必要な地域に對し、外國人の所有權を許さざることをす。而も、議會の多數は、是を以て開放無制限に過ぎたりとし、原案を修正して「日本に住所又は居所を有する外國人、又は日本に於いて登記を受けたる外國法人にのみ、相互的に土地所有權を許すこと」とし、尙、土地の所有權を取得せんとする時は、内務大臣の許可を受くるを要す」とし、以て、外國法人たる土地買占會社の類の手にかかるを防ぎ、又「日本に居住する外國人が、一旦土地を取得したる後、日本を去りて多年又は永久歸らざることあるに當り、尙、土地の所有權を享有する勿らしめんが爲に、本邦に居住せざることとなりたる後、五箇年を過ぎたるものは、其土地を他人へ讓渡さざるに於いては、當然、國有に歸屬するものとす」との修正を加へて、兩院を通過せしめたり。

當時、朝野の期望は、伊藤凶死後の朝鮮處置につきて、暗に桂首相の決斷を要求するが如く、多く論說する所なしと雖、目送して其一舉を待てり。又、政黨の聚散消長を考ふるに、四十一年、進歩黨猶興會大同俱樂部等の在野黨は、連合して政友會に當り、少數の差にて、西園寺内閣不信任の決議に敗を取りしが、やがて總選舉行はれ、政友會は殆ど半數の議席を占むることとなる。故に、政友會は更に桂内閣と妥協して、院内を占領するの狀にありしかば、これに反對の少數黨は、連合して之に當るも、方已に足らず。此間に、進歩黨内に犬養を戴く非改革派と、大石を戴く改革派との内訌あり、離合聚散は、いよ／＼數をかさね、四十年に及び、純政府黨たる中央俱樂部と、純反對黨たる國民黨と、分化することとなる。乃、從來、政友會に對立せる衆議院の四小派は、結合して二派となれり。之に反して、貴族院に於ける各團體は、紛擾甚しく、益、分裂の形勢を呈したれば、其三爵の改選は、結果は、豫想すべし、官僚派の全勝是なり。

さきに西園寺内閣が、第二十四議會に於いて、増稅案を提出せんとするや、進歩黨及び猶興會は、戦後に疲弊せる人民に向ひて、敢て増稅を企てむと

するを非難して止まず。大同派中にも、個人としては衷心増税に反対するものなきに非ずと雖、全黨派としては、一に桂侯の意思に左右せらるゝの地位にありければ、彼増税計畫、一たび桂侯の同意する所となるや、黨派としての大同俱樂部は、此計畫に反対する能はず。故に、大同派は、増税に對する賛否を表示するに先立ち、西園寺内閣の責任を問はざるべからずといふ點に於いて、進歩派と其意向を同うせり。やがて進歩黨は、西園寺内閣の戦後經營の失敗、外交の不振、増税の非計、豫算編成の無責任、税制整理の姑息、鐵道經營の失敗等を決議し、前内閣派たる大同俱樂部も亦、西園寺内閣失政の宣言を爲す。但し、猶興會は意見區々にして、一定の決議を見る能はざりき。之を見て、進歩黨の領袖の一人鳩山和夫は、身を脱して政友會に投じ、自他黨人の注目を被る。斯くて、衆議院開議の劈頭に、内閣不信任決議は、進歩、猶興、二派の聯合によりて、提出せられ、大同派も亦別に増税問題に觸れざる不信任決議案を提出し、討論の結果、百六十八に對する百七十七、即九票の少數を以て否決せられぬ。蓋、四十一年度豫算は、四十

進歩黨の衰

大政友會の増

年度の財政計畫の必然の歸結にして、而も四十年年度の財政計畫は、前期議會が滿場一致を以て協賛したるものなるのみならず、反對黨の聯合は根本の意見を同うするに非ずして、一時の苟合に過ぎず。是即、此不信任案の弱點にして、政友會派の攻撃を免れ能はざる所とす。やがて、議會を畢り、總選舉あり、政友會は依然最大多數を占め、進歩大同、猶興各派、皆代議士の數を失ひ、政友會は約百九十、進歩黨は七十七、大同派は三十二、猶興會は二十七而して五十三代議士は無所屬なり。第二十五議會の開かるるや、初め政友會の政府に對する態度強硬にして、桂内閣の前途に危懼の念を起さしめしも、會期中途、桂首相は西園寺侯と妥協せる爲、政友會の態度一變し、桂内閣も其多數を恃みて、少數黨を難なく制伏するに至れり。是に於いて、少數黨各派は大に憤慨し、又新會、猶興會と新選無所屬中、主として非増税派に屬するものより成れる俱樂部にして、四十五名の議席を有すは、主動的態度を執りて、新政黨の宣言及び政綱を發表し、交渉委員を設けて、進歩黨兩派、戊申俱樂部(無所屬の商工派、准桂派等)が集合せるもの大

新政黨遂に
成らず

進歩黨變化
として國民黨
と爲る

【今代國勢發展編】

三八〇

同俱樂部等に交渉せしも(四十二年三月)是より先、進歩黨内に改革派生れ、桂内閣の成立するに及び、愈、勢力を加へ、進歩黨を以て大同、戊申の兩派、及び又新會の一部に合せ、漸次、桂侯に接近せんと企つ。たまく、其二三者が、進歩黨幹部を占領するを利用して、急に非改革派の頭首、犬養毅を除名す。故に、又新會の交渉に會ふや、進歩黨改革派は、急速に新政黨合同計畫に賛同の決議を爲ししが、戊申派大同派は、宣言書中の、軍備偏重を矯めむといへるに異議を唱へ、三月二十三日、遂に新政黨組織は中止せられぬ。第二十六議會の開かるゝや、政府と政友會と妥協の結果、政友會は、愈過半數を恃みて、全く小黨派を無視しければ、復たび小黨派合同の機運を希望するに至る。四十三年三月中旬、大同、戊申兩派の幹部は、中央俱樂部を組織して、非政友派を結合せんとせしかど、或は之を斥けて御用黨を組織するにありと云ひければ、純民黨組織を標榜せる進歩、又新兩派の分子は、來り加はるを肯んせず、大合同の計畫、又蹉躓して、僅に大同、戊申兩派の一部を合して、五十名を集めたるに過ぎず。然れども、戊申派中の土佐派は、進

曾國新統監

歩、又進兩派と交渉を累ね、進歩黨を中心とし、これに戊申、又新兩派の一部を加へて、立憲國民黨を樹立することとなる。

韓人暴舉其國運を短む 四十二年^{四〇}九一六月、統監更迭の事あるや、朝鮮京城、亦人心の動搖なき能はず。此機に乗じ、大韓協會の領袖輩は、長文の公開書を新統監に送り、繁文縟禮の弊を更むる事、日本人官吏を半減する事、暴徒鎮壓は、韓人巡查を増し、其警察隊を以て之に當らしむる事、日本人官吏は、韓人に對する政務の取扱上、從來よりも親切なるべき事、前統監は朝廷及び政府を中心とせしも、新統監は人民を基礎として、安民の政策を講せらるべき事、等を請へり。やがて、前統監伊藤公爵は、事務の引繼、及び韓帝謁見の爲に漢陽に至る。前統監は、十日許にて歸途に就きしが、其滯留中、七月十日に、新統監曾禰より、韓國首相に牒知して、急に軍部の廢止、及び司法事務の委任を要求す。十二日、司法事務委任の覺書、先成り、月末に至り、韓帝は軍部廢止の詔勅を發し、親衛兵存置の旨を附言す。九月、韓清兩國の間に懸案たりし、間島雜居定界問題も、日本の力に依りて解決せらる。頃日來、一進會、大韓協會等の諸黨は、聯合して國事

【第十一章 韓國併合】

三八一

に盡さむと説くが如きも、未定まらず、漢陽の風雲、暗慘の色あり。
外交時報曰、夏月、統監の更迭後、不日朝鮮に動搖の大なるものあるべしと
の觀察は、此秋冬の交に及ぶも、何等の變を見ずと雖、暗慘の色あり。李完
用は、新統監に對し、己が信任の瀬踏せたくとして、首相の椅子を内相朴齊純に譲
るの意思を洩せりと傳ふれども、李が首相の椅子より離れざりしは勿論、
其權勢も往日に倍するものあるが如し。久々にて、李根澤、李址鎔の名、漢
城政界に聞こゆるとも、址鎔は長袖者流の模倣のみ、智あり勇ある完用が
之を制抑する、さまで難からじ。李根澤は、三、四年前に勢力を恣にし、第二
の閔族と稱せられたるも、今や何をか爲し得ん。李完用の内閣は、尙長壽
を保持すべし。一進會は、李容九、宋秉峻を推し、大韓協會は、金嘉鎮、尹孝定
を推して首領と爲す。而も、一進會員の胸中は、頗苦悶の態あり、何となれ
ば、宋秉峻去るの後の李内閣に對して、一進會が多く同情せざるは當然な
りと雖、親日を標榜せる一進會なれば、又これに反對する能はず。大韓協
會は、一進會の苦悶失墜に反比例して、得々の狀あり。是より先韓人觀光

團の日本に至るや、東洋協會の歡迎席上に於いて、伊藤公爵は、日韓一家の
説を述べたることあり、又公私の文書には、多く兩國利害共通の語あり。
兩國の論者間、或は之に因りて日韓合邦を唱ふるものもありしかど、其時
機猶遠きにありと想はれたり。然るに近日に至り、一進會は、李内閣と隙
あり、又日本人官吏と軋轢少からず。此に於いて、局面一轉、京郷の輿望を
漸く失はんとする李完用の政府を攻撃するの策を採り、因りて以て、大韓
協會、西北學會の二黨と聯合の機を得たり。されど、其聯合の綱領に關し
て、三派の議論に合はざるものありて、紛紜日を渉る。
間島、東間島は、一に壑島ともいふ。西は白頭山、長白山、東は豆滿、圖們、分東
合流點の北、南は豆滿江を限り、北界は兩國の主張相異なるも、朝鮮は分東、松
花、二江の各上流を結ぶ線を北界とす。間島問題に關して重要な證據
は、白頭山上なる肅宗壬辰定界碑なり。此碑は、康熙五十一年、西曆一七一
一、清朝の鳥刺總官穆克登と朝鮮軍官との議定して建てたるものにして、
中に、奉旨查邊、至此審視、西爲鴨綠、東爲土門。故於分水嶺上勒石爲記と

あり、土門水を以て分つといふなり。

朝鮮の北界は、歴代伸縮あること、固より然り。而も、李氏肅宗の時、定界の事あり、西は鴨綠、東は土門といひ、水脈を以て分たる。清人は其土門を以て豆満と爲せど、此豆満江邊は、朝鮮人古來北關といひ、其住民此に居ること久しきのみならず、李氏祖先の舊居にして、謂はゆる發祥肇基の地にて、家宅、陵墓の故址を遺す。是、李氏の君臣の東壘島の江外を論争する所以にて、(西間島の鴨綠は、明白なり) 琿春、艾河は、已に清官に治めらるるも、其江源は不明也。

近年に至り、(明治十五、六年の交) 清國官憲が、朝鮮人の豆満江を越ゆる者を悉く逐ひ還さんとするに及び、朝鮮人は土門水を以て豆満江に非すと主張し、土門は源を分水嶺に發し北流、豆満は朝鮮境内に發し、全く別流なり、と。而も、清人は之に對して異説を唱へ、議合はずして別る。已にして兩國の使節會商、朝鮮より讓歩して、豆満江の上流中、最も碑に近き紅土水を以て界とせんと云ふも、清人は石乙水を以てせんとし、又成らず。光武六年、朝鮮官吏李範允、間島を視察せる時、韓人二萬七千四百戸、十四萬口あり。○四十二年九月の協約は、大要下の如し、曰く。大日本帝國政府及大

李氏發祥地

我主張を枉
げて清國に
譲る

圖們江定界
條約

清國政府は、善隣の好誼に鑑み、圖們江の、清韓兩國の國境たることを互に確認し、並に妥協の精神を以て、一切の辨法を商定し、以て清韓兩國の邊民をして、永遠に治安の慶福を享受せしめむことを欲し、茲に左の條款を訂立せり。

第一條、日清兩國政府は、圖們江を清韓兩國の國境とし、江源地方に於いては、定界碑を起點とし、石乙水を以て兩國の境界と爲すことを聲明す。

第二條、清國政府は、龍井村、局子街、頭道溝、百草溝の各地を、外國人の居住、及び貿易の爲に解放すべし。

第三條、清國政府は、從來の如く、圖們江北の墾地に於いて、韓民の居住を承准し、其地域の境界は、別圖を以て之を示す。

第四條、圖們江北地方雜居區域内、墾地在住の韓民は、清國の法權に服従し、清國地方官の管轄裁判に歸伏すべし。清國官憲は、此韓民を清國民と同様に待遇すべく、納稅其他、一切行政上の處分も清國民と同様

たるべし(中略)

第五條、圖們江北雜居區域内に於ける、韓民所有の土地家屋は、清國人民の財産同様に、完全に保護せらるべし、

第六條、清國政府は、將來、吉林長春鐵道を南境に延長し、韓國會寧に於いて、韓國鐵道と連絡すべく、其一切の辦法は、吉長鐵道と一律たるべし。開辦の時期は、清國政府に於て、情形を酌量し、日本國政府と商議の上、之を定むべし。

明治四十二年九月四日

伊集院彦吉

宣統元年七月二十日

梁敦彥

圖們江鐵道の豫約

善隣の由來

有賀氏日清新協約評に、日本に對し兎角の隔意を懷きし清國をして、雖然其態度を一變し、彼我の疏通を謀るに至らしめたるは、大に賀すべきことにして、協約の内容如何を問はず、又別種の價值あり。而も、是は明治四十年(西曆一九〇七)の夏以來、歐洲に於ける英露佛三國協商と、其軌道を一にしたる効果に歸せざるべからず。次に、間島協約につきて、必しも伊集院公使の讓歩が過分なりしを言はず、唯、一二不明、若くは不備の點として、視る可きものを擧ぐれば、第一は國境に於ける

國境の出入及び逮捕

韓人伊藤前統監を殺す

る出入の取締なり。韓人は已に出入自由なれば、其雜居の間島に由り、滿洲に商貨密輸入を企つる者あらば、清官何を以て防かんとするか、不明なり。第二は、犯人逮捕の事なり。將來、韓國人の罪を犯して間島に逃るる者あるべければ、其逮捕方に就きては、一般清國地方と異なる協約を結ぶこと必要なるべく、之を今回實行せざりしは、遺憾なしとせず、云々。

十月、前統監伊藤公爵が、滿洲東三省を視察して、露國藏相と會見せむが爲に、二十六日、哈爾濱に赴くや、其停車場に於いて、韓人安應七等の狙撃する所となりて斃す。韓國皇室、飛報を得て大に驚愕し、二十八日、親電を日本天皇に寄すると同時に、親統監邸に臨幸して弔問せられ、又詔勅を發す。曰く、太子太師伊藤博文、英靈の氣を稟け、匡濟の略を具へ、時運を挽回し、文明を發展し、賢勞を憚らず、匪躬自任し、屹と東洋の砥柱と爲り、嘗て平和の大局を主として、最も韓日關係に倦々とす。曾年、我邦に往來し、危を扶け、艱を濟ひ、專弘猷に仗る。この頃は統監を以て常に闕下に駐り、隨時晋接、彈誠啓沃、旋、太師の任に膺り、我東宮を輔導し、容學を開進し、極めざる靡し、邵齡修程、巡覽に伴行して、餘愆未休ます。繼ぎて遼滿の行あり、尙冀ふ、日を剋して速に旋り、長く倚毗に資せむことを。

豈意はむや、變不測に生じ、噩報遽に至る、震悼曷ぞ其既るあらむ云々。特に贈りて文忠と諡す。

十月二十六日、哈爾濱凶報の京城に到着せるは、其日の薄暮にして、曾禰統監は、偶、仁川に在り、報に接するや直に京城に歸邸し、韓廷大臣を召集し、凶逆の善後策につき相謀る。而も、物論已に城内外に沸騰し、在寓日人は、切に公爵の慘死を悲むと共に、大に韓人の頑迷を怒り、皆會集して、齊く聲言する所あり、曰く。第一、伊藤公が韓人の兇手に殞れたるは、排日思想の表現なるを認め、將來の禍根を斷つ爲に、此際、當局者が對韓政策の上に、最後の解決を與へんことを期す。第二、吾人は、韓帝が直に日本に渡航し、我上下に對し謝罪せんことを希望す、云々。一進會は、國人の自暴自棄を痛惜し、大韓協會は、故に沈黙を守りしが、一般人民は、皆日本の態度を伺ひ、今後の變化を憂慮するも、亦安重根の飛彈を壯烈なりとし、私に稱揚するもの多かりしといふ。十一月四日、公爵國葬の日、前皇帝は統監邸を訪ひ、弔意を述ぶる所あり、韓帝再たび詔勅を發し、追悼の意を表し、併せて韓國民を

戒む。

前統監凶變の後、日本政府の舉止には、別に著見する所なきも、一進會には、宋秉峻の東京より返るあり、李家五百年の命數、既に盡きたりと爲す者の如し。大韓協會は、日韓合邦は日本の輿論に非ず、吾人は日本の保護に信頼して、他日の自治を期圖するのみと聲明する所ありて、論諍將に起らむとす。十二月三日、一進會長李容九は、京城に會員の非常召集を行ひ、大韓協會と聯合し難きことを報告し、日韓合邦の聲明を衆會員に議り、滿場の同意を得ければ、翌朝、會員一百万人を代表すと稱して、書を韓皇及び總理大臣、日本統監に上りて、日韓合邦の利益を陳疏す。

一進會員が韓皇に上奏したる大要は、我韓國の病患、命脈の絶ゆるや、已に久矣。人の之を未だ死せずと云ふは、徒に死屍の尙生けるが如きを見ればのみ。嗚呼、臣等今に至り、斯の死屍を奉じて、何くに適歸せんや。我一千萬同胞が、始めて死處を知り、新に生を得るは、日韓合邦して、一大帝國を新造するに在り。日本天皇陛下其信其義、山の如く斗の如く、我の清に没

せざりしは豈天皇の徳に非ずや。我の露に入らざりしは、豈天皇の仁に非ずや。而るに、徒に排日を事とす。翻然として之を思は、豈禽獸の心ならずや。幸にして今、我輿論の合邦に傾注せるは、民彝の漸く天に唾せしことを覺れるを見るべき也。近時、日本人の我土に來居する者、毎歲萬を以て計へり、しかのみならず、政治經濟の運用、皆其手に收めらる。此同居異治の勢を以て、駭々として六七年の後に至らば、將に漸く新日本を我韓土に建てんとす、我韓民何を以てか善く之に顔抗せん。以て數十年後に陵遲するに至らば、彼は主にして我は奴たらん。我陛下、獨南面して大韓國皇帝と稱するも、已に其政を出させらるゝなくば、何の年か善く韓奴を抜きて、之を倭人對座の地に置きたまはんや。而も幸にして、我と日本は本同族に出づ、相闘ぐの未甚しからざるに及び、廓然其疆域を撤して、兩民をして同居同治の福利を享けしめば、誰か辯せん、此は兄にして此は弟なることを。矧や、日本天皇陛下の至仁なる、我同胞を化育して、善く同等の民たらしめ給ふや、必せり。禮儀誠信の法俗を更始し、保護劣弱の名實

を排脱して、一起して新大合衆世界一等民族の列に上らば、曇華始めて開き、景星鳳凰並び見るの時と謂ふべき也。殊に日本皇室は、割判以來、一胤にして姓なく、實に萬國の匹なき所なり。我皇室幸に其本に歸り、日本皇室と存亡を俱にしたまはば、五百年必絶の祀は、却りて日本と與に天壤無窮ならん、云々。

日韓合邦の方法は、之を兩者の國情に顧み、之を歐米の先蹤に鑑みて、深思熟考せざるべからず。凡、一國を以て他國を併する方法は、兩者對等の地位に就きて爲すものと、不平等の地位に居て爲すものとあり。對等の地位に就いて爲すものは、國際法に謂はゆる實體合一なるべく、之が爲に、帝國憲法を改正し、又は之を凌駕する連合憲法を作らざるべからざるが故に、殆今日の問題外なり。不平等の合邦は、大別して三とす。屬邦としての合邦、殖民地としての合邦、一地方としての合邦、これなり。第一、屬邦としての合邦は、從來の君主を存し、之に多少の權力を付し、其外藩のみに適用する屬邦憲法を作り、宗主國の法律は、其まゝ外藩にも之を行ふものに

保護と合併
の差異

して、是恐らくは日韓併合の場合に適せず。第二、殖民地として合併する方法に二様あり、直轄殖民地と、自治殖民地とこれなり。前者は、母國の民と殖民地の民と、非常に文明の種類程度を異にする場合に採るべきものにして、固より舊來の君長を認めず、且、母國の憲法、法律、條約等の、其事情に適せざる條項は、之を殖民地に行はず。後者は、母國の民と殖民地の民と略、文明の種類程度を同うする場合に採るべきものにして、自治の憲法あり。韓國は、從來、臺灣の如き劣等民族、もしくは異種文明の國として視ざりし者ならずや、則今、之を直轄殖民地と爲すは、矛盾の甚しきものなり。而も、之に自治憲法を與へ、韓國の自治議會に於いて、韓國の法律を制定せしむるは、現在の保護制度以上に、韓國を尊重するものなれば、固より不可なり。是に於いて、剩す所は、琉球、北海道、樺太に就いて行へるが如く、韓國を日本の一地方として合併する方法あるのみ。然れども、既に一地方として合併するからには、法理上に於いて、一般の法律、條約、亦皆内地と適用を一にするの覺悟なかるべからず。是、合邦を謀る今日にも、合邦の未

合邦論の反
對

來に於いても、熟慮を要する所なり。〔外交時報、有賀氏〕

一進會が合邦を提唱するや、主として反對の行動を執りたるは、元老閣詠詔、金宗漢、李夏重の一派、及び高義駿、鄭應高等の率ゐる國是遊說團にして、贊助したるものは、李學宰の率ゐし大韓商務組合、負操商の團體なり。基督教青年會、及大韓毎日申報の梁起鐸等は、固く合邦を拒否したり。斯くて、合邦賛否の議論、韓國朝野に瀰漫し、動もすれば、治安に妨害ありければ、統監府は韓國政府に移牒して、一進會の合邦上奏文を却下せしめ、賛否兩派の言論集會を檢束して、鎮靜を保ちぬ。曾福統監、たまく、病に罹り、四十三年西曆一九〇四年一月東歸し、世人は桂内閣が相當の決斷を施すことに信賴する者の如く、沈黙の中に半歳を閑過す。

曾福統監病
む

伊藤統監以來、韓國の施設は、捨名取實の手段を執りしかど、桂首相は近く哈爾濱凶變後の形勢を視、東洋の平和を永遠にするが爲に、名實共に韓國を併合するを、時宜に合ふ者と爲す。即、第二十六議會衆議院豫算委員會の質問に對して、桂は秘密會を要求して、嚴然、其所信を告白せりといふ。

然るに、曾禰は歸朝以來、病勢漸次不良に陥り、對韓政策に關する内閣會議にさへ參與すること能はざりければ、桂は此大事の遂行に當りて、曾禰の到底任に堪へざるを認め、五月三十日、迭任を奏請す。此更迭は、我對韓政策の確定を暗示するものにして、是より先、既に露西亞政府に秘密協商を試み、露國も日本の韓國併合に異心無し。蓋、ポーツマス和約は、韓國の存在を明言せる者なれば、今之を合併するに就きては、多少の義理に於いて、露國の承認を得るの必要あり。かくて、其他各國の意向も、別事無く、日本の決斷に待つあるのみ。

一進會の謂へる合邦とは、統治權の全部委任を意味するか、日本の領土たらんと欲するに在るか、將、日韓の聯邦を爲さんとするに在るか、甚明瞭を缺くと雖、此等の事は些々たる枝葉の問題に過ぎず。根本の問題が合邦と決定すれば、敢て深く意とせざるに似たり。抑、統監の政治を爲すや、韓人より之を觀れば、朝に一城を割き、夕に一邑を失へるの感ありしが如く、今又哈爾濱の變あり、更に何等か大なる要求の口實を日本に與へたりと

覺悟したるなり。而も、日本の態度の溫和なるに、案外の想を爲しながら、疑惑愈加はり、危惧の念は消散せず。則、現在の日韓關係を永久に持續することの難きは、韓人一般に諦め居る所也。惟ふに、一進會は、他の因縁に動かされ、術數を弄び、以て合邦を提唱するに至れりとするも、又識らず知らずの間に、韓人の心底に潜める情想を、或程度迄代表せる者たるや、明白なり。然れども、一進會の提唱する如き合邦が、果して日本に取りて利益なりや否やは、猶疑問なり。但、日本の眞の希望が、那底にあるやを問はず、今や世界の列國が、韓國をば、一切日本の自由意志に委して顧みざるは、這般、合邦說に對する歐米言論界の批評に徴して、瞭々となりぬ。(外交時報)

一進會の合邦上奏に先たち、漢城政界に三派連合と稱する説あり、三派とは一進會、大韓協會、西北學會の三政黨を云ふものにして、此連合は一面李完用内閣に對抗せんとしたるに由ると雖、又一面に大眼目を存したり。是は、伊藤公が滿洲よりの歸途を擁して、大事の斷行を爲さんといふにありて、其合邦提唱の秘策が、一進會の謀士に焦心せられつゝある事は、云ふ迄もなし。然るに、首相李完用は、早くも此形情を探知して、政敵たる宋秉世をして名を成さしむるを遺憾なりとし、

百方反間の計を廻らし居たる最中に、突然伊藤公の訃一たび至り、上下動亂、韓廷は戦々兢兢として安んぜず、太皇帝の如き、既に大事去れりとなす。此上、三派にして真に鞏固なる結束を爲さば、事變必生と觀測せられたるより、李完用は、前統監の國葬參列の名の下に、使節を派して、私に三派連合の有害にして無益なる事を、東京政府に進言せしめたり。然るに、一進會は、すでに大韓協會と相離叛し、挺前して國家の運命を論じ、遂に皇帝を犯して合邦上奏を敢行するに至る。李完用は、國是遊說團を使喚して、多少、排日氣勢を高めしめたりしかど、これも効果の見るべき無し。而も、日本の陣容、旗幟不動、山の如し。非常の進行は、東京の一號令に待つのみ。此に於いて、遽然、遊說團を疎んじ、首鼠兩端、しばし、其與謀者を賣る。因りて他の憤慨を買ひ、遂に李在明の一撃に會ひ、傷を負ひて大韓醫院に送らる。李完用は、かくしても治瘵數日、僅に知覺の明瞭を致すや、機密の報告に耳を傾けて、思慮する所あり。されば、寺内統監の内示せる合邦案件の如きは、李完用が豫期せる結論なりしのみならず、其期待以上の優遇に喜悅せる程なりけん、とは、後日の風説なり。

清國光緒帝西太后の殞落 支那は國政久しく失ひ、其君臣亦形勢の變化を憂ふること深し。近時、朝鮮の保護定まるに及び、益々猜疑の眼を以て、日本を望むものゝ如し。たまく、明治四十一年の春、所謂辰九事件あり、案は暫くにし

李完用

清人猜疑の

解決すと雖、廣東人民は、之に憤激し日本品に對して不買同盟^{ボイコット}を結び、一時南清方面の貿易を杜絶せしめたり。五月、鴨綠江右岸(西間島)合同伐木の協約成り、日清兩國人の會社經營と爲すも(光緒三十四年)其實は阻碍多し。

南清地方に、年來革命主義滅清興漢の運動起り、廣東省の官憲が、最も危懼の念を懷くに方り、日本商船辰九は、澳門(葡萄牙領)商人の注文に依り、光緒三十四年正月、モーゼル銃若干、彈藥若干を積載して該港に至りしも、時に天候險惡にして、港内に入る能はず、澳門領海以外に假泊したり。而も、清國砲艦三隻、海關汽艇一隻は、其武器の密輸入を探知しければ、日本に於ける牒者の告發に因る、辰九を要挾し、種々強制して、日本國旗を引卸し、清國々旗を以て之に換へ、廣東河口に拉き去りたり。これより彼我官憲の交渉となり、林駐清公使は、北京政府に抗議する所あり。三月、北京政府は、密輸入の證據を立つる能はざるのみならず、國旗侮辱の亂暴ありければ、遂に屈して日本の要求を容れ、辰九搭載の武器彈藥は、清國政府に於いて其輸入後の成行を懸念し、之が買收を希望せる故、日本政府は好意を以て讓

南清の革命

醇親王攝政

渡さしむることゝなる。謝罪禮砲を發し、辰丸を釋放せり。而も、日本は、清國朝野の感情を融和する能はず、相互の疑念、霽れざるものゝ如し。四十一年十一月十四日、清國光緒皇帝、德宗崩す、尋いて後二日西太后の殞落あり、飛語謠言連に出つ。四歳の新帝先帝の弟醇親王の子、繼ぎ立ち、改元して宣統といふ。醇親王その政を攝す。兩宮の他界と共に、清國の大亂起るべしとの恐怖ありしも、上下依然、幸にして平穩なり。袁世凱は、西太后の寵用を被りしも、固、醇親王と相容るゝ能はず。是に至りて、袁は慶親王と共に、勢力失墜し、肅親王、鐵良、世續、那桐等は、張之洞と共に、監國の股肱として、幼主輔佐の任にあり。果然、四十二年の一月、袁は軍機大臣の職を辭して、郷里河南に退隱す、是、御史の彈劾に因ると雖、實は醇親王に斥けられたるものなり。やがて、北京の朝廷は、多く滿人の勢力に歸し、漢人屏息の觀を呈す。(何となれば、中外の重望を負へる張之洞も、已に老いたるのみならず、年を踰えて又殞す)

先に、德宗に勸めて變法自彊を策せし康有爲は、袁世凱の反覆に因りて、守舊派の陥るゝ所となり、德宗は幽閉せられ、西太后再たび垂簾の政を行ひ、

北京兩宮の事情

袁世凱の進退

守舊派事を用ゐて、遂に庚子拳匪の變を惹起し、が、守舊派、亦、畫策齟齬して、李鴻章の召用と爲る。李鴻章の死後、其相續者たるべき、袁世凱の勢漸く昂り、直隸總督に任じ、西太后の信用を深くし、慶親王と結託し、自己の勢力を中外に扶植し、遂に(光緒三十二年)張之洞と聯合して、軍機處、内閣を占斷し、滿漢の文武官人を籠絡し、憲法政治の豫備を以て、人心を懷柔す。而も、袁の術數は、一面、宮中守舊黨、及び光緒帝の親政を抑ふるに在り。又、一面、康有爲、保皇黨、孫逸仙、革命黨の鋒鏑を挫くを目的として、謀れるや、明白なり。當時、燕山に於いては、西太后の宦官の勢力甚盛なり、袁世凱は專此宦官に結託して、其地位を固くしければ、人皆、光緒帝親政の日は、袁の頭を失ふの日なりと倣し、また西太后萬歳の時は、即天子萬歳の時なりと倣せり。然るに、今、光緒帝崩御の報あり、一日を隔て、慈禧太后崩御の報傳はれり。謠言蜚説、紛々として起り、事實の真相捕捉するに由なし。或はいふ、西太后病篤く、自起つべからざるを知り、先、醇親王の子溥儀を立て、太子とし、次に宦官をして帝を其幽室に弑せしむ。而も、(二)說、太后先殞し、謀

士、其喪を秘して、幽帝を斃したり。これ、太后遠逝の後、光緒帝の新政に歸するを慮りてなりと、慘毒何ぞ甚しき。

四十二年(宣統元年己酉)北京政府は、徒に幼主を擁して、頽勢に在りければ、日清間の諸懸案を、海牙仲裁々判に附せむとの提議を爲し、我が政府は斷乎として之を拒絶す。爾來、交渉の歩武、稍進みしかど、懸案の解決容易ならず。八月、日本政府は、諸懸案中、最も難問題たりし安奉線改築(日露戰役中に我軍之を敷造す)は、自由行動を取るの旨を移牒し、南滿洲鐵道會社に命するに、急速に該改築工事を開始すべきを以てしたるに、清國政府の態度一變し、我奉天總領事と彼東三省總督との間に、迅速に合意の覺書を交換せらる。之より先、吉林長春鐵道、新民屯奉天鐵道の借款に就いても、決する所なかりしに、此に至り、彼我委員の交渉終結し、南滿洲鐵道會社は、清國郵傳部より兩線の工事を引受け、着手することとなりぬ。九月に至りては、更に圖們江の間島定界、并びに大石橋營口の鐵道支線、撫順煙臺の採煤につき協約を了り、頗平和の風潮を呈す。北京王大臣は、謂はゆる立憲豫備に焦心する所ありと雖、其時局、稍小康を得たるを

悦ぶ者に似たり、我欽差伊集院彦吉も之に應へて勉むる所あり。

之よりさき、南滿洲鐵道會社は、東清鐵道に附屬せる、撫順及び煙臺の炭坑を譲り受けて經營すと雖、清國政府は、兩炭坑は從來東清鐵道會社の營業にあらずして、露清兩國國民が、私に之を經營せるものなりとの理由の下に、これを日清兩國共同經營に移さんことの要求を提出し、容易に屈せず。

また英國人は、新民屯法庫門間に鐵道を敷設して、南滿洲鐵道と競争するの企を爲すや、清人頗之に頼む所あり。此に至り、日清英の三國政府の間に妥協成り、新法鐵道は日本の希望に因り之を停止し、間島及び撫順煙臺の事は、支那の主張を容れて、一結局を告ぐ。

臺灣の遙南海に、ブラタス島あり、日本政府は、視て無人無主の一島と爲し、前に西澤某に許すに、該島の磷礦肥料採取の事を以てせしが、其後支那漁業者又到りて、西澤の逐ふ所となり、これを廣東總督に訴ふるに及び、更に國際問題となる。當時、日本政府は、敢て該島の日領たるを主張せずと雖、邦人西澤の經費賠償に就いて論争し、直に解決するに至らず。清國は、廣

東銀十六萬元を以て西澤の事業を買収することを承諾し、十月、其解決を了る。

明治四十三年(宣統二年庚戌)の初め、滿洲鐵道中立に關する米國の提議ありて、日露兩國協同してこれを拒絶するや、清國上下、一般に心を米獨兩國に傾くるの色あり。次いで、日露協約の新に締結せらるゝに及び、清國の我國に對する疑念亦起り、因りて多少、排日の氣勢を助長したるに似たるも、他に外交案件は、特に著きものを見ず。

一九一〇年一月六日、米國々務卿ノックスは、列國に一の覺書を送付したるが、其趣旨は、滿洲諸鐵道を清國に還附し、列國はこれに要する買収資金を供給して、高等監督を行ひ、今後之を經營するに、政治上の基礎によらずして、純然たる商業上の基礎によらんとするに在り。我國論之が爲に沸騰せしが、英國及び佛國は、此提議を拒まざるも、かゝる手段を執るに先だち、日露兩國の意見を確めざるべからずとの旨を以て應答したるが如し。二十七日、我小村外相の衆議院に於ける演説に曰はく、今回、米國政府の滿

洲鐵道中立問題に關する提議は、帝國の緊切なる利害に係る所の者なれば、之に對し特に慎重なる考量を加へたり。帝國の滿洲に於ける政策は、門戶開放、機會均等主義を嚴守するに在り、而も、該提議の實行は、ポーツマス條約及び北京條約に依りて確立したる滿洲の事態に變動を與ふる者なり。之に加ふるに、南滿洲鐵道附近に於いて、此信念の下に、諸般の事業を經營しつゝあるを以て、今に迫んで、該鐵道を放棄するは、我政府の責任上、到底許し能はざる所なり。依りて、我政府は、二十一日を以て該提議を拒絶せり云々。

四十三年二月、前年來の懸案たる日清郵便條約の調印ありて、四月より實施せらる。三月、清國杭州に暴動起る、城内寓居邦人の被害少からず。四月、更に長沙に暴動起り、日本領事館を破壊し、居留民に損害あり。又、安奉鐵道の警察權は定まらず、解決を後日の交渉に待つことゝなりぬ。七月に入り、日露協約の發表あり、つゞいて韓國併合の事あるや、清國官民間に、或は之を目して支那分割の豫兆と做し、滿洲に於いて、特に法權條約を勵

行し、又利權を回復すべしと論ずるもの多し。奉天の錫總督は、新民屯の耕作に従事せる朝鮮人に對して、俄に退去を強制し、錦州地方の耕作人に對しても亦同様の命令を布く。我小池總領事直に嚴重に抗議する所あり、清國は損害を賠償して紛議は落着せしかど、非解放地居住權問題は、依然として解決を見ずして、辛亥の變亂に及びぬ。

寺内新統監

韓國李氏の退讓 四十三年^{西曆一九〇一}六月、陸軍大臣寺内子爵の統監に兼任するや、先漢城なる代表者をして、其政府に警察事務の委任を要求せしめ、文書交換と同時に、宮府内外より、十三道の遠地に至るまで、一齊に戒嚴の態度を執らしむ六月下旬より七月に渉る。七月下旬、寺内統監京城に赴任し、形勢を觀望すること二十餘日、八月十六日合邦の事を開議す。韓帝を始め、李總理等も、豫て期する所ありければ、や、協議迅速に進行し、二十二日兩君主の批准を得、寺内と李の間に併合條約署畫せらる。

併合條約

日本國皇帝陛下と韓國皇帝陛下は、兩國間の特殊にして親密なる關係を願ひ、相互の幸福を増進し、東洋の平和を永久に確保せむことを欲し、此目的を

達せむが爲には、韓國を日本帝國に併合するに如かざることを確信す。茲に、兩國間に併合條約を締結することに決し、日本國皇帝陛下は統監子爵寺内正毅を、韓國皇帝陛下は内閣總理大臣李完用を、各全權委員に任命す。仍りて、兩全權委員は、會同協議の上、左の條約を協定す。

第一條。韓國皇帝陛下は、韓國全部に關する一切の統治權を、完全、且永久に日本國皇帝陛下に讓與す。

第二條。日本國皇帝陛下は、前條に掲げたる讓與を受諾し、且全然韓國を日本帝國に併合することを承諾す。

第三條。日本國皇帝陛下は、韓國皇帝陛下、太皇帝陛下、皇太子殿下、並に其后妃及び後裔をして、各其地位に應じ、相當なる尊稱、威嚴、及名譽を享有せしめ、且之を保持するに充分なる歳費を供給すべきことを約す。

第四條。日本國皇帝陛下は、前條以外の韓國皇族、及び其後裔に對し、各相當の名譽、待遇を享有せしめ、且之を維持するに必要な資金を供與することを約す。

李王家の待遇

第五條。日本國皇帝陛下は、勳功ある韓人にして、特に表彰を爲すを適當なりと認めたる者に對し、榮爵を授け、且恩金を與ふべし。

第六條。日本國政府は、前記併合の結果として、全然韓國の施政を擔任し、同時に施行する法規を遵守する韓人の身體及び財産に對し、充分なる保護を與へ、各個の福利の増進を圖るべし。

第七條。日本國政府は、新制度を誠意忠實に尊重する韓人にして、相當の資格あるものを、事情の許す限り、韓國に於ける帝國官吏に登用すべし。

第八條。本條約は、日本國皇帝陛下と韓國皇帝陛下の裁可を経たるものにして、公布の日より、之を施行す。

是に於いて、我邦年來、解決に難んじたる懸案は、一結局に至り、更に重大なる開展を、東洋未來の歴史に見むとす。

隆熙の韓國政府は、李完用總理の下に、内部朴齊純、農商工部趙重應、度支部高永喜、學部李容植、及び宮相閔丙奭より成り、李總理は去年十二月、遭難後、一時朴内相をして代理せしめしが、六月三十日再たび首相の任務に還る。

李總理は、往年、親露論者より一變して、日韓保護條約贊成を首唱し、再轉して親日内閣の首班となり、李氏朝廷の五百年有終の局に當る。各大臣亦大勢に従ふべしと見えしも、李學部は、近日、警察權委託の際にも、反對を唱へたる人にして、世最其向背に注目す。宮中府中の諸員、大抵、併合の事の免れ難きを覺りて、唯、李皇室、及び貴族、官吏の爲に、有利なる處置を望むに過ぎざるが如し。寺内統監の入韓するや、李總理は已に之が迎合を思ひ、暫く時日を考量し、遂に首として合邦の方寸を呈露して、其教を請ふ。八月十六日。又、内閣に謀議する兩三日にして、李總理は寺内に其期望を通知して、更に成案を乞ふ。八月二十日なり。寺内は此に於いて、日韓兩政府の意志の一致したるを發見せるを以て、その夜、併合條約案を帝國政府に電報す。二十二日午前、韓國内閣大臣皆會し、李學相は不參、密議の後、正午過ぎ、昌德宮に參進す。李首相、韓皇の前に拜し、徐に世界の大勢より、日韓の關係に及び、一時間の長きに亘り、日韓併合の止むを得ざる所以を奏言し、裁斷を仰ぐ。皇族の首席、興王李載冕、及び中樞院議長金允植は、召に依り

參列す。韓皇は慚然として暫く語なく、やがて、朕は閣臣の忠誠を嘉納す、國民の爲に益盡すべしとの教命あり。凡、李總理以下の伏奏、二時間に於て、允可を得。李總理は、直ちに趙農相と共に統監を訪問し、併合條約に署名す。署畫後、諸般の準備を整へ、また韓政府は、皇族を始め、文武官の位階を陞進せしむる等の事あり、二十九日に至りて、條約の發表あり。(東京には、該案につきて、二十二日、樞密院特に會議を開き、諮詢に奉答し、裁可を得たり)

浮田氏曰、韓國併合の効果は、第一に、日本は其特殊の國際關係を斷除したるを以て、之に因りて内外の平和を得べく、第二に、其半島人民は、之に因りて幸福を増進し得べし。而も、世界列國が此事を承認したるは、一切の責任を擧げて、日本に委託したると同様なれば、今後、我國が世界に對する責任は、一層重大なる負擔を加へたるものなり。されば、今回の併合條約を以て、朝鮮問題全部の解決なりと思ふは、大なる誤解なるべし。從來の韓國問題は、國際公法上に暫く消滅して、其終局を告げたれども、これより、内政上の問題を發生し、日本幾多の内閣會議、及び政治家を悩まさんとす。或は他日、また如何なる變動を、國際關係上に生ずることあらんも知る可からず。余が個人としての理想は、今日合併の強行を必要とせ

ずと雖、韓國は永久日本と同盟を結ぶか、もしくは時期を待ちて、徐に合同を爲さむかと信したりしなり。而も今や、已に韓國併合條約の成立せば、今後の事は、朝鮮人の智徳と位地を併せ進めて、内地人と異なること無からしむるを欲す。則、遂には朝鮮人をして、參政の權を享有せしめ、帝國議會に代表者を出す乎、もしくは特別の議會を組織し、朝鮮に限れる立法に協賛せしめざる可らず。(太陽雜誌)

二十九日、韓國併合の條約を頒示せられ、又、詔書を以て、其併合の因果と、李氏待遇及び韓人綏撫の明訓あり。朝鮮總督を置き、欽承施設する所あらしむ。此日、韓國舊主を冊封して、昌德李王殿下と爲し、其世嗣、太王德壽宮の尊稱をも併せ賜はり、皇親に准せしめらる。又、朝鮮貴族令、中樞院班列、官職補任及び大赦、免租、賑恤、醫療等の恩典を頒行せらる。

朕、東洋の平和を永遠に維持し、帝國の安全を將來に保障するの必要なるを念ひ、又常に韓國が禍亂の淵源たるに顧み、曩に朕の政府をして韓國政府と協定せしめ、韓國を帝國の保護の下に置き、以て禍亂を杜絶し、平和を確保せむことを期せり。爾來、時を経ること四年有餘、其間朕の政府は、銳意韓國施政の改善に努め、成績亦見るべき者ありと雖、韓國の現制は、尙未治安の保持

民衆綏撫

を完くするに足らず。疑懼の念、毎に國內に充溢し、民其堵に安んぜず。公共の安寧を維持し、民衆の福利を増進せむが爲には、革新を現制に加ふるの避くべからざるや、瞭然たるに至れり。即、朕は韓國皇帝陛下と與に、此の事態に鑑み、韓國を擧げて日本帝國に併合し、以て時勢の要求に應ふるの已むを得ざる者あるを念ひ、茲に永久に韓國を帝國に併合することとなせり。

韓國皇帝陛下及び其皇室各員は、併合の後と雖、相當の優遇を受くべく、民衆は、直接、朕が綏撫の下に立ちて、其康福を増進すべく、産業及貿易は、治平の下に、顯著なる發達を見るべし。而して、東洋の平和は、之に依りて愈、其基礎を鞏固にすべきは、朕の信じて疑はざる處なり。

朕は、特に朝鮮總督を置き、之をして朕の命を承けて、陸海軍を統率し、諸般の政務を總轄せしむ。百官有司、克く朕の意を體して事に従ひ、施設の緩急、其宜を得、以て衆庶をして、永く治平の慶に頼らしむる事を期せよ。

寺内統監の諭告文に曰く、夫れ疆域相接し、休戚相倚り、民情亦昆弟の誼あるもの、相合して一體を成すは、自然の理、必至の勢なり。是を以て、大日本國天

新臣民の推
奨好惡乖迕の
弊を戒む

皇陛下は、前韓國元首の希望に應へて、其統治權の讓與を受諾せられたり。

自今、前韓國皇帝陛下は、昌德宮李王殿下と稱せられ、後嗣長へに相繼承し、萬世無窮たるべく、秩祿の豊厚なる、皇位に在すの時と異る所なかるべし。

凡、朝鮮民衆は、盡く帝國の臣民と爲り、其材能に應じ、或は中樞院議官の班に列せられ、或は中央若くは地方官廳の職員に登用せらるべし。又、班族儒生の耆老にして、恭謙能く庶民の師表たる者には、尙齒の恩典を與へられ、孝子、節婦、鄉黨の模範たる者には、褒賞を賜はるべし。

朝鮮古來の流弊は、好惡乖迕、唯利を以て相争ふに在り。爾後、黨を樹て派を分ち、徒に輕舉妄動を事とするが如きことあるべからず。但し、中樞院の規模を擴張し、老成の賢良を其の議官に列し、又各道及び各府郡には、參與官、又は參事の職を設け、廣く其言議を徵し、以て政令と民情と、相牴牾する所なからんことを期す。

信教の自由は、文明列國の均く認むる所なりと雖、其名を信教に藉りて、漫に政事を議し、若くは異圖を企てむとするが如きは、當に法を案じて處斷せざ

るべからず。然れども、儒佛諸教と基督教とを問はず、其本旨は、畢竟、人心世態の改善に在るが故に、各種の宗教を待つに、毫も親疎の念を挾まざるは勿論、布教傳道に對しては、適當なる保護を與ふるに吝ならざるべし。

曩に地方官吏の職に在り、國稅缺逋の行爲ありたる者は、今や其責任を解除し、特にその未勘の完納を免せらるべし。又、從前法律に違反したる者にして、特に懲諒すべき者は、一律に大赦の持典を與へらるべし。又、人民、隆熙二年度以前の未納は、一切免除し、隆熙三年以前の社穀は、其還納を特免せしめ、且、本年秋季に徵收すべき地稅は、別に五分の一を輕減せらる。又、政府より國幣約一千七百萬圓の支給を得たれば、之を十三道三百二十有餘の府郡に配與し、以て人民の授産教育の補助、並に凶歉の救済に充てしむべし。

朝鮮の地勢を通觀するに、南土は肥沃にして農桑に適し、北地は山間礦物に富み、内河、外海、亦魚介多し。而して、産業の發達は、主として運輸機關の完成に俟たざるべからず。今、通路を十三道の各地に開き、鐵道を京城、元山間、及び三南地方に新設し、漸を以て全土に及ぼさむとす。其の敷設の工程に於

いて、亦衆民の窮乏を拯ふの一助たるべき者あり。凡、人生の憂患は、疾病より酷きは莫し、曩に京城に中央醫院を開き、又、全州、清州、及び咸興に慈惠醫院を設けて以來、衆庶の惠澤恩波を蒙る者極めて多し。今後、更に各道に慈惠醫院を増設せしめ、汎く起死回生の仁術を施さしめむとす云々。

又、この併合に因りて、從前なる韓國と列國との條約は、當然、無効に歸すると雖、居留外人の既得權を維持せしめ、各港輸出入稅、噸稅は、今後十年間變更せざることを聲明する所あり。尋いで、朝鮮總督府官制、中樞院官制、地方官官制等發布せられ、十月一日、寺内統監は、其總督に轉補せらる。

朝鮮總督は、陸海軍大將之に任じ、朝鮮を管轄して軍事及び防備をも掌り、政務總監ありて之を輔佐し、總務官房、內務、度支、農工商、司法の五部、及び九局之に屬し、事務を分掌す。別に中樞院あり、總督の諮詢に應ふ。その地方を分ちて、十三道と爲し、各道に長官を置き、其府郡には各府尹、郡守以下の官吏を任じて、諸般の事に當らしめ、又道府郡毎に、韓人の參事を任用し

て諮問に應へしむ。其他、京城に臨時取調局ありて、政務に於ける各般の古制舊慣の調査法令の立案、審議等を爲し、學識名望ある朝鮮人の中よりも、委員を任命して、此事に當らしむ。やがて、寺内の總督に任せらるるや、山縣伊三郎は政務總監に任せられ、金允植は中樞院副議長に任せらる。議長は政務總監の兼ねる所たり、議官は朝鮮の前大官材能の士に採る。總督府の官制は、その後、部局の改正あり。司法機關は、統監時代の控訴院を覆審法院と改稱し、地方裁判所と區裁判所とを合同して地方法院と改稱し、其法律には、從來、朝鮮人に對するものと、外國人及び日人に對するものを分ち、別種の法系の存せしを、すべて整理統一せらる。關稅法も改正して、賦課の公正を圖り、取扱を簡明にせるのみならず、麥、豆、米など八品を除く外、輸出稅移出稅を撤廢し、以て一般産業の發達を獎めらる。移出とは、日韓の間の輸出入をいふ。隆熙二年の朝鮮貿易總額、五千五百萬圓の中、日本は其六割三分を占め、日本より韓國に輸出せるもの三千四百餘萬圓に對し、英國の對韓貿易は韓國總貿易額の一割二分に止まり、米國は

一割に過ぎず。

寺内總督の第廿七議會に爲せる演說に曰く、四十三年八月十六日、韓國政府當局者に對して合邦談判を始めしに、二十二日午後、韓帝は其閣臣に對し、統治權の讓與を宣示せられ、李總理は統監邸に來り、該條約の調印を了れり。此併合談判は、調印に至るまで、極めて靜肅の状態を持續し、二十九日の發表を爲すを得たり。此間の治安に關しては、豫め考慮を費したるが、從來、警察は京畿道に警視廳あり、十二道を總べ行ふに警務部あり、他方に憲兵亦本部を有し、其事務錯綜せるを以て、之を整理して、警務總監部を置き、憲兵二千を増加し、韓人警官八千人を加へて、十三道に配備する事としたり。合邦の後に施せる恩典の大なるものは、當年半期の地租五分一を減免し、殊に從來郡司の負擔に歸せる租稅、社還米の未勘定、六百萬圓を特免したり。由來、當事者これが爲に失踪し、或は死去し、人民はますく誅求せられ、妻子離散の境遇に陥りたる者、甚多かりしが、此特免により、最も人民に好感動を與へたり。又、天皇は、特に三千萬圓を韓國貴族、並びに

功勞ある者に分たれ、剩さへ榮爵を新に賜はりしが、其十三道に頒賜せられたる一千七百萬圓の公債は、一郡五萬圓に當り、現金は、韓國銀行に預入し、其利子を以て、兩班儒生に對する授産、其他教育救助に充つる事となせり。其割合は、授産の爲に五分三、教育に一分五厘、罹災救助に五厘の割合とせり。更に一千七百人の囚徒に、大赦を行ひ、中には前年の排日暴徒もあり、或は兵器を以て我軍隊に抵抗したる囚徒もありしが、一律恩赦せらる。是れらの處置を爲すに當りても、從來は往々地方に普及せざる憾ありしが、併合に關する詔勅、並びに諭告は、二三日にして遠地迄遍からしめたるに、各地方に掲示したる諭告の如きも、之を破りたるは、二三紙に過ぎざれば、亦該十三道人心の歸伏する所を想ふの一端たらん、云々。

朝鮮人民の併合に會へる感情は、概して良好なり。但し、錦山に於いて毒を仰げる郡守洪範植、京城に於いて自及せる儒生李喜詰、男爵を授けられし當日憤死せる金爽、同く男爵を授かりて自及せんとせる趙鼎の如き者あり。又、海外在留の韓人は、激烈に併合反對の運動を試みたるを見れば、

其平穩なるは常漢平民の大多數にして、國情誠に然り。而も、中等以上の兩班儒生の間には、怨禍餘毒、久しきに及びて抜けざる者あるや、また想ふべし。

隆熙四年の
韓國政府の
歳出入

明治四十三年(隆熙四年)度、韓國政費豫算。
韓國政府歳出總額 二三六一、四一〇四圓。

經常合計一五三九、五二八〇、 臨時部合計八二一、八八二四、

皇室費 一八〇、〇〇〇〇、 〇、

内 部 四五五、五二三四、 二三三、四七〇六、

度支部 七八八、九七〇二、 四五〇、九二七九、

學 部 四二、九一九八、 二七、一四〇〇、

農商工部 七二、一一四六、 一一〇、三四三九、

日本政府支出總額 二一一九、六〇五六圓。

統監府 九六、九四三六、 二九、五〇一二、

統監府司 法及監獄 三三三、〇〇三八三、 一五、二四四〇、

【今代國勢發展編】

四二八

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 陸軍 | 四一三、八三六、二 | 四六六、〇五八、〇 |
| 海軍 | 一六、九七三、六 | 七三、三二五、〇 |
| 韓國政府立替金 | | 二六〇、〇〇〇、〇 |
| 東洋拓殖會社補助金 | | 三〇、〇〇〇、〇 |
| 通信 | | 二九、六八五、七 |
| 其他補助金 | | 八、〇〇〇、〇 |
| 特別會計、鐵道收入 | 三五〇、〇〇〇、〇圓 | |

日本政府支出中、立替金は、韓國政府の歳出に重出するを以て、これを控除すれば、實際の政費總額四千二百廿餘萬圓となる。而して、韓國政府の歳入は二千三百六十餘萬圓の豫算なれど、公債繰入金、日本政府借入金等を控除すれば、實際經常歳入は一千四百七十餘萬圓に過ぎず。やがて、歳入不足は、二千七百五十萬圓に上るを見る。

朝鮮併合の結果、其經營の第一着歩として、總督府は鐵道、治道、及び築港の三大事業を計畫し、其財源は公債、若くは借入金に依ることとし、其法律案は第二十

七議會に提出せらる。その公債、又は借入金額は、鐵道五年間に三千七百四十五萬餘圓、治道六年に一千萬圓、築港の爲に八百二十七萬餘圓にして、其他に若干、舊公債の借換に要する資金をも包含せるが、異議なく協賛を得たり。

議會に於ける寺内總督の説明に曰く、朝鮮昨年の米穀收穫は八百萬石、乃至九百萬石なるべく、更に耕作の改良を爲するに於いては、一千萬石以上に達するは、容易の事なり。然るに、其價格は僅に一石五圓平均に達せず、これ交通の不便が、農業の發達を阻害する甚しきものなり。又鑛山、山林の如き、大に發達の見込あるも、道路不完全の爲、開發利用、不十分なるを免れず。因りて、京城、元山間、大田、木浦間の兩鐵道は、十一年に完成する計畫を、五年間に繰上ぐる事とし、將來、猶之を北韓方面に延長する考案なり。港灣は、釜山の築港を最も緊急とす、何となれば、歐亞の旅客貨物は、今後すべて此捷路に依ること、必然なればなり。又、半島に於ける貨物の吞吐を爲すべき津口は、西部には鎮南浦に依り、中部は仁川に依り、南部は釜山、若くは木浦に依り、北部は元山、清津に依ることとならむ、云々。

第二次桂内閣の下 四十三年^{四曆一〇}五月、大英國王、印度皇帝エドワード七世崩す、日英博覽會台臨の爲、渡英中の伏見宮貞愛親王、其大葬に參列せらる。六月、拓殖局設けられ、桂首相暫く總裁を兼ねぬ。七月、旅順口解放せられて、商港となる、朝鮮鎮海灣の鎮守府設備成り、對馬竹敷の要港は撤廢せられむとす。是歲、夏秋の間、暴雨屢至り、大洪水あり。諸府縣、近年未曾有の慘狀を呈し、東京亦浸さる。(政府は、十月より臨時治水調査會を設け、河川修築、砂防工事、森林行政に關し、十八個年、約二億圓の繼續事業案を立つ)。八月、韓國合併の事あり。第二十七議會は、四十四年一月下旬を以て開議せられ、桂首相兼藏相は、議會に臨みて、財政計畫を説き、海軍の製艦、及び造兵方針の變更、治水策決定、鐵道の廣軌改築、朝鮮併合に係る施設等を擧げたり、而して其總豫算五億五千二百萬圓といふ。是に於いて、税制整理の放棄、海軍充實案の姑息、鐵道廣軌案の杜撰等を始め、各種の問題を以て政府を詰責するもの多く、豫算委員會の形勢、險惡を加へ來る。桂首相、即政友會總裁西園寺侯等と會して、妥協贊成を求めければ、情意忽投合し、鐵道廣軌案を延期し、製鐵所擴張の年限延長、及び二三の少額の

第二十七議會

削減を以て、政府案を承認することとなり、四十四年度豫算は、難なく成立す。

第二十七議會の劈頭には、國民黨は勿論、政友會内にも硬派といふのありて、政府反抗の氣勢を示ししが、桂首相は、豫算委員會に於ける危殆なる形勢を見て、政友會議員を招ぎて饗宴を張り、席上述べて曰く、「今や東洋の局面は、朝鮮の事已に決し、益、平和の維持を謀るにあたり、其朝に在ると野に在るとを問はず、協心同力、國運の發達を以て、其一大要義と爲さざる可らず。貴黨の穩健なる意見を以て、國家に貢獻せらるるは、余輩の夙に認むる所にして、又常に其協力に待つもの多し。今、朝野其處を異にするも、既に國家の爲に執るべき施設及び方針に於いて、揆を一にする所あり。則、情意相投合し、協同一致して、以て憲政の美果を收むることは、もと余輩の切望して止まざる所にして、又貴黨の意も此に外ならざることとは、固く信じて疑はず云々。

朝鮮併合の際、政府が議會の協賛を待たずして發布せる緊急勅令十二件あり、内に、法律に代るべき制令發布の權を、總督に授けたるものあり。政府は、第二

政友會の情
意投合

十七議會に、此等勅令の事後承諾を求めたるに、議論頗る沸騰したれど、別に制令權を總督に與ふるの法律案を可決公布せしめ、前令には、それとなく不承諾の決定を與へ、他は悉くこれを承諾せらる。其論戰中に、朝鮮の時事を、切言痛論する者あり。

大石正己は、國民黨を代表して、事後承諾案に反對して曰く。余は、政府の事後承諾案には、一切反對を表し、又、朝鮮將來の統治案、即、法律を以て總督に多大の權能を與ふるの案にも、反對する者なり。而して、此事後承諾案にして、若承諾を得ざる時は、當然、内閣の不信任たらざるべからず。總理大臣の説明に據れば、政府は最も急速を要するが故に、議會に諮る暇無かりしとの事なるが、朝鮮併合の事たる、既に前年來廟議に於いて決定せられ、内外亦等く豫期したる所にして、今更、時の切迫云々を口實とするの餘地無し。また、其時機を一たび失せば、不測の變災生する虞ありとの事なるが、其不測の變災とは如何なるものか。當時、議會に之を諮りしならば、或は國防上に危険の恐懼ありしか、或は外國の兵力的干涉、若くは壓迫に

ても來るべき憂ありしか、或は更に朝鮮に於いて兵亂、若くは騷擾の起るべき虞ありしか。當時の狀勢は、決して然らず。既に朝鮮の兵力を奪ひ、警察權を收め、外交内政、財政の權、悉く擧げて我手に在り。之に加ふるに國民的團體とも稱すべき一進會、其他が、併合を希望せしは、事實なり。もし然らずば、日本内地に於いて反對運動の起るべき恐れにてもありしか、否々、舉國、むしろ政府の處置の緩漫を罵れり。抑また政治上、經濟上併合善後の處分を議會に諮らば、何等重大なる損失を招くべき場合、若くは議會に諮らざるが故に、更に何等か大なる利益を收得するを得たりとする事實あるか、否々、毫も此事あるべき理なし。即、朝鮮併合に際し、諸般の處置を取る上に、當然、帝國議會に協賛を求むるも、斷じて不利なかりしや明なり。故に吾人は、これに對して事後の承諾を與ふるに足るべき理由と、名義とを發見する能はざるなり。今や更に、朝鮮將來の統治に關しては、議會の權能を殺ぎて、總督に專制權を與ふるの法律案提出せられたりと雖、これ亦贊成するを得ず。風俗人情の異なるに因りて、法律規則の異なるべ

きは勿論なるも、其は議會の監督の下に法律規則を制定し、總督をして之を實行せしめて可なり。現に、過去の經驗に徴するに、合併後の總督府に於いて發せられたる法律規則、其他、政略上の處置に就き、甚寒心すべきものあり。抑、朝鮮統治の大方針は、産業の發達を圖ること、彼我の同化を力むること、此二點の外に出づべからず。然るに、或は警察の即決例、或は會社令、其他、新聞言論の自由、人民の權利思想に對する束縛の如き、全く此根本方針に矛盾せるに非ずや。總督政治に對する外國人の批評に、民政を假裝せる軍政なりと云へるは、誠に當れり。特に怪むべきは、荒地、鑛山、山林の開發等に關する出願に對して、總督府は近來之に裁決を與へず、動もすれば民業を抑へて、官營に收め盡し、自專、自利を企つるの事實あり。かくの如くして、奈何ぞ此國民と共に、新移住、新領土の開發を計るを得ん。是等の事實を以て見るも、總督府に無限の權力を與へ、謂はゆる非立憲政治を行はしむるに於いては、日韓合邦の結果は、徒に日本帝國の財源を枯渴し、國防を薄弱ならしむるに至るべきのみ、云々。

非立憲政治の弊

桂首相の陞
爵退職

貴族院の改選

六月より七月に亘りて、貴族院議員の選挙行はる、競争頗激烈なりしかど、結局、官僚派の勝利に歸したる如し。桂内閣は、其後も日英同盟の改訂、并びに各國との新通商條約の結了に従事せしが、其財政々策の破綻と、下院衆望の離畔は、内閣の維持を困難ならしめ、八月、桂首相は辭職して、西園寺侯を以て後任に薦む。但、桂は公爵に陞り、小村は侯爵に陞り、小村は時に病み、冬、功成り名遂げて身を退けたるの狀無きに非るも、桂の雄心は、いまだ銷磨せず。謂はゆる明治今後の運命たるべき元老政治、官僚政治、偏武政治、長閥政治の事實は、猶この人に因り、益、其本色を發揮せらるゝならむ。

貴族院は、政黨組織を必要とする歟、否やは、已に事實に於いて、團體の發生を見れば、其疑問は決せるに似たり。而も、此團體は、多く同好、同族の私的集團なりと稱すべければ、未決の餘地、猶在り。四十四年は、貴族院改選の期にあたりければ、桂内閣の之に對する策略と、華族同衆の行動は、亦紀すべきものあり。

先に、西園寺内閣は、原敬の智謀に依り、研究會と木曜會を己に援き、以て政

權の維持を勉めしも、効無くして瓦解す。之に加ふるに、研究會中に多數を占むる官僚派は固より堀田子に慚焉たり、堀田が談話會と通款せりといふを咎めて(四十二年)これを除名するに至る。華族同衆の時論、兩院共通の政黨を主張するものあり、又之に反して、貴族院は衆議院より別立して政黨を組織すべしと主張するものあり。談話會は前者に屬し、秋元子爵(興朝)之を統率し、伯爵同志會は後者に屬するが如し。(研究會の伯子兩爵選舉團體に尙友會あり、二十餘年來、選舉の實權を壟斷して專横を極めしが、漸次反抗の氣勢昂まりて、四十二年の春に及び、談話會の一派を生じたり。此年の夏、補缺選舉の行はれし際より、兩派の競争となり、伯爵間にも別に選舉團體として伯爵同志會を結ぶこととなる。四十三年に至り、木曜會の男爵選舉團體たる二七會衰へ千家男爵の清交俱樂部、協同會、軍人同志會など聯合して、更に男爵選舉の勢力者と爲りぬ。又新起の子爵談話會は、一時百二十餘員を數へしが、内訌に因り脱離者多く、伯爵同志會亦動搖して、非同志派の勢力を増しければ、世説は、視て桂派の壓迫の結果

なりと云ひ、之に觀察して、來年の選舉を豫想したり。四十四年の夏、貴族院議員の改選期に及べば、案の如くに官僚、非官僚二派の競争激烈なり。男爵級に於いては、二七會凋落して、復振はず、子爵級に於いても、談話會の勢力は、到底尙友會に敵せず。伯爵級また非同志派優勢にして、同志派苦戰の位地に立ちければ、同志會は、一伯を除きて他は悉く落選し、子爵談話會は一席をも得ず、尙友會の全勝に歸し、男爵級に於いても、二七會は連合軍の壓迫を忍びて、僅に七男を出すを得しのみ。乃、選舉の結果、伯爵、非同志派の十六名、同志派一名、子爵は尙友會六十六名、中立四名、男爵は協同會四十三名、陸軍同志會八名、海軍親睦會四名、二七會七名、中立一名となり、官僚派全勝と謂ふを得む。同時に、府縣多額納税議員の選舉あり、競争陰險にして、刑獄に問はるゝ地方あり。凡、貴族院の選舉競争には、主義政見を公表する者なく、多く個人の情實利害に因り進退する嫌あり。其選舉には、或は順次を定めて互に投票し、或は當選を條件として、甲乙の團體を去就する者あり。其間に、又陋劣なる行爲の聞こゆるものありて、殆華族と

富豪(府縣多額納稅者)を擇まざるごとし。板垣伯の一代華族論も、已に大勢に合はず、徒に此老先生をして、聲淚共に下るに終らしめぬ。

板垣伯の
一代華族論

板垣伯の一代華族論に曰く、維新の大業は、名を攘夷に藉るも、實は幕府專制の政治を覆し、閥族階級の害毒を除くに在りて、王權を朝に收むると共に、民權を輻ふるに外無し。是の故に、五个條の御誓文煥發せられ、四民平等、閥族階級の撤廢を全くしたり、云々。其後、五爵の制を新にせられ、予も恩命を被れるに當り、再三固辭、亦股憂の自棄する能はざりしに由る。(第二編十一章參考)。今後の社會、爵位勳等の如き、外物の助により、高下(人の價值)を標識せむとすと雖、豈、人心に合ふべけむや。夫、物其平を得ざれば、則鳴る、かの危險思想の如きも、此間の隱微に胚胎する無しとせず、云々。今や我邦、戰役の勝を博し、文明の政を誇ると雖、海外の國力、文物は、更に長足の進歩を爲し、其形勢は決して我國情を缺たざるなり。是に於いてか、我全國民は、我邦の世界に於ける地位を自覺するを要す。而して、國民自覺の基礎は、平等に在り、其義務を一にし、其權利を一にし、以て斯國を負担せざるべからず。則、速に皇室と國民の間に隔れる藩籬を撤去し、華族世襲の特權を奉還して、一君萬民の制に就くべきのみ、云々。

米露英の交際 年來の形勢、北米合衆國に於ける排日氣焰は、減消する所無

太平洋岸の
移民一頓挫

し、兩國政府の友誼辭令も、單に辭令に止まり、兩國國民の情意の疏通利害の實際問題には、年毎に排擠の程度を加ふ。年々増進の我移民九萬、此に至りて一頓挫し、稍減退の勢となる。斯くて、明治四十三年(西曆一九一〇)一月に及べば米國政府より、突然にも、滿洲に於ける鐵道中立の提議あり。日本政府は、露國と同一歩調を取り、以て此新提議を拒絶せりと雖、米國政府は、更に錦愛鐵道の敷設を清國に要求して、列國の承認を乞はむと謀るあり。

米國の排日
法案

明治四十年(一九〇七)、合衆國カリフォルニア州會に、排日主義の法案の提出ありしより、其根柢枝葉、愈、深廣を加へ、四十二年には數多の排日法案現はれて、土地法案と學校法案とは、最も議論沸騰の中心となれり。その土地法案は、中途に至り、一般外國國民に適用すべく修正せられたるが爲に、之によりて外國資本の投寄を妨ぐべしとの理由を以て、遂に否決せられ、學校法案は、一度下院を通過したるも大統領と州知事の教書により、再議の結果、日米の國際關係を紊すべしとの理由を以て、同く否決せられたり。而して、此際、稱して贊日派と呼ぶ者も、敢て日本人を歡迎する者に非ず。唯、

諸州の立法行爲が、國際關係を紊し、且中央政府の努力を無効ならしむとの理由を以て、該法案に反對せるのみ。されば、日本人排斥は、殆米國上下を通じて之に首肯するの勢あり。此間に、猶日本人の勞働の優越を賞し、現在の狀態に於いて、日本人の助力を得ざるべからざるを主張するは、純粹の農家のみなりと云ふ。是故に、かの大和心、もしくは國民性の美名の下に隠るゝ、褊狹なる排外心が、日本人を支配するの間は、日本人が海外到る處に排斥せらるゝこと、應報の道理なるべし。

北支那の錦愛鐵道は、錦州より關外鐵道と分れて、內蒙古を貫通し、齊哈爾に至り露國の東清鐵道と交叉し、黑龍江岸なる愛琿に達するの豫定にして、英米シンデゲートの資本を以て、敷設するの計畫なり。而も、日本は、曩に清國をして南滿洲鐵道に並行する鐵道を其附近に敷かざることを約せしめれば、並行の利害の上に別に慎重なる研究を要するも、鐵道敷設の大主義に於いては、毫も反對の意なきを言明し、露國は亦、清國にして戈壁沙漠の横斷線、張家口、恰克圖、買賣城の鐵道敷設を許すに於いては、同意

を與ふべしと答へしが、米國々務卿ノックスの意氣も、此に至りては已に一頓挫を爲せるの觀あり。

在聖彼得堡、倫敦、デリー、テレグラフ紙通信員曰く、露都の政治家は以爲らく、過去數年間、清國政府の態度の驕慢なりしは、米國より受けたる聲援の結果なり、錦愛鐵道の要求の如きも、これ米國々務卿ノックスの術策の贏ち得たる所なりといふも、再考すれば、眞の成功に非ず。日露兩國は、之が爲に益、引き寄せられ、共通危害と、共通利益を知覺すること、愈、切なるに至れり。前の滿洲鐵道中立、及び錦愛線敷設の提議は、日露兩國を分離する者と豫期されしも、其實は之に反する結果となれり云々。

大石代議士(正己)曰、太平洋上に於いて、我國と覇を争ふものは北米合衆國なり。此米國は、近時、共和黨の帝國主義の物興と共に、東亞に於いて利權を獲得せんとするの雄志を抱くも、常にこれを牽制する者は、實に我日本なり。之を以て、米國は日露戰役後、俄に我國を目標として、其海軍を擴大するに力め、今や一躍して世界第二の大海軍國となり、益、造船造兵に銳意しつつあり。米國は、また他方には我移民を排斥禁止せるのみならず、彼國名士に、公然日

米戰爭説を言明して憚らざるものあり。因りて惟ふに、凡和平の破るるは多く彼我の國力、殊に兵力の懸隔甚しきに際し、兵力の大なるものが小なるものを壓せんとするに因る。則、今の如く、日米の海軍力の懸隔をして甚しからしむるは、眞に日米の平和關係を持続する所以の途に非ず。日本は成るべく短日月間に、米國に譲らざる大海軍を整備せざるべからず、即、之をバナム運河完成以前に整備するの必要あり。

露國は、滿洲戰役の經驗によりて、急に黑龍江鐵道を敷設するの議を決定し、其延長五百餘里、四箇年の期限を以て、之を成就せむとす。是は單に黑龍江岸開發の要務に由れるに非ず、又、日清兩國に對する軍事上の計畫に出でたること、明瞭なり。之に加ふるに、西伯利鐵道の複線工事をも着手し、海上の經營、航路の開通にまで及ぼし、其極東の防備は、戰役前の態度に復するやの疑惑あり。

露國の熱心なる極東移民策は、領地の保護と人民充實の必要に由る。其隣接なる清國領北滿洲(黑龍省、吉林省)は、人口に於いて黑龍江左岸なる露領のそれに十倍し、更に南滿洲は之に六十倍するなり。而して、露領沿海州の東南には、さらに數百倍する日本及朝鮮のあるあり。且、其日韓人と

いひ、清人といひ、廉價なる労働者なれば、到底、露國移民の競争に堪へざる所なり。されば露國の政策として、移民を力行するに止まらず、商工業上に排他、自衛を施さんとする者なり。實情此の如くなるが故に、浦鹽の商港閉鎖の精神も、推して知るべし。此間に沿海州の行政區畫を變じ、勸察加州と北サガレン州を各離立せしめ、浦鹽の北方にオリガ灣港を開き、間宮海峡にデカストル灣港を開きて、浦鹽・上海間、浦鹽・敦賀間に新造船を航走せしめ、西伯利鐵道と相待ちて、世界交通に供用せらるゝ外に、沿海州方面にも新航路を定めたり。

已にして一九一〇年一月、北米合衆國々務卿ノックス滿洲鐵道中立の提議あるや、日本政府は露西亞政府と同一歩調を採りて、其提議を斥くるを得。これより、日露兩國漸く接近し、遂に前年の日露協約の主義を擴張補成するの目的を以て、七月、新協約を締結せらる。是は、兩國の既得權を尊重するに止まらず、他國の壓迫、又は威嚇に對して、協同の態度を執らむといふ者とす。

日本帝國政府と露西亞帝國政府は、明治四十年七月三十日(露曆十七日)を以

て締結したる協約の主義を誠實に保持し、且極東に於ける平和の確保の爲、該協約の効果を擴張せむることを希望し、左の條款を以て、該協約を補成することを協定せり。

第一條。兩締盟國は、列國の交通を便易ならしめ、其商業を發達せしむる目的に依り、滿洲に於ける各自鐵道の改善、及び該鐵道の聯絡業務整理の爲に、相互に友好的協力を與ふること、並びに此目的の遂行に有害なる一切の競争を爲さざることを約す。

第二條。兩締盟國は、今日に至る迄、兩國の間、又は兩國と清國との間に締結せられたる一切の條約、又は其他の約定に基く滿洲の現状を、維持尊重することを約す。

第三條。前記、現状を侵迫すべき性質の何等事件、發生することあるときは、兩締盟國は、該現状を維持するに必要と認むる措置に付き、協定せむが爲に、相互に隨時商議を爲すべし。

明治四十三年七月四日。 本野一郎。 イズヴォルスキー(連署)

此協約の第一條は、大連、浦鹽二港の競争を避くるを目的とする者なり。抑、南滿、東清兩鐵道の輸送は、南滿の貨物を北滿に輸入すると共に、北清又は海外に輸出するを主とし、貨物の多くは大連を経由するを以て、地理の上に於いて、浦鹽は到底、大連の競争に堪へず。且安奉線鐵道の開通に由り、旅客の浦鹽を経由する者も、減少するや必せり。是に於いて、露國は近日以來、旅客貨物輸送の聯絡に就いて、我國に交渉する所あり、浦鹽の衰微を救はむと謀りしが、本條文に於いて明かに之に見る。

一九〇七年、露國外相イズヴォルスキーは、英露協商を爲ししより、英佛露三國相親和せしも、翌年、澳地利が獨逸の後援を恃みて、ボスニヤ、ヘルゼゴヴィナを併合せる際、露國は英國を恃みて、澳地利を妨げんとして失敗し、これより親英政策を棄てて、親獨政策を採る者に似たり。佛國亦、モロコシ事件以來、英國の深く依頼すべからざるを覺りければ、三國協商も實効稀薄となりしが、一九一〇年五月、偶三國協商の中心人物たる、英王エドワード七世の遠逝に會ふ。獨逸帝、此に於いて露帝を誘ひて、イズヴォルスキー

キーを黜けしめ、十一月、獨帝は露帝をボツダムに延いて、親く協商し、共にバルカン半島、並びに東方一般の現状維持に勉めむと約し、次には、露帝はバグダッド鐵道に關して、獨帝に讓歩する所あり。從來、三國同盟、對三國協商に依りて均衡を維持せる歐洲は、今や獨逸に左右せられんとするの形勢を現出せり。換言すれば、日本の同盟たる英國の、佛、獨露等に對する形勢は、既に變化し、露國は親獨主義を採り、日英に對する態度を改むるに至れり。然りと雖、忽にして露國の態度を再變して、親日の傾向あるに至らしめしものは、實に北米合衆國の行動に由る。イズヴォルスキの退引も、日露の交情を變すること少し。

やがて、日露新協約の結果として、韓國併合の際、露國官憲は、其領地に在住する韓人陰謀取締に、我に好意を表し、日露船車聯絡、松花江航行權等の問題は、皆圓滿なる解決を告ぐるに至る。翌年(四十四年)三月、清國に對する四國借款問題の起るや、日露兩國は、また協同して四國に抗議する所あり、國交一層の親密を加ふることとなりぬ。

英國デロン博士、日露協約を批評して、極東の形勢を觀察して、多少、其消息を窺ひ得たる者は、ポーツマス條約締結以來、如何に日露兩國が相接近し、曩に其國運を賭して相戦ひたるは、畢竟、今日の親交を結ばん準備に過ぎざるの感を爲すべし。日露新協約は、斯關係に一步を進めたるものにして、其結果は遠からず、兩國の攻守同盟を形成するに至るべきや、明なり。此日露の接近は、固より相互の希望に出たる者なれど、亦、外部の刺戟に因りて促されたるものにして、日露同盟は、將來、此自働的及び他働的の二大勢力に因りて、形勢せらるゝに至るべし。露國は、此同盟によりて、徐に陸海軍備の充實を計り、黒龍江鐵道の布設を完成し得べし。日本も此同盟に依りて、富源の開拓、産業の發達に、全力を盡すを得べし。然るに、數年前迄、或意味に於いて、米國の勢力範圍に在りし日本は、今や却りて米國の競争者となれり。就中、米國は自國の産業貿易市場より、日韓兩國を失ひ、滿洲も純然たる其貿易市場に非ずなりぬ云々。

滿洲鐵道中立錦愛鐵道敷設等の問題を提唱せる北米合衆國は、更に清國

に對して五千萬弗借款の計畫を樹てしが、やがて單獨貸附の策を變じて、英佛獨米の資本團を結合して、滿洲の煙酒等の稅銀を、其担保と爲むとす。四國借款の目的は、清國幣制改革、及び統一の爲、又東三省に於ける殖産的起業の助成擴張に資くる者にして、其擔保は、滿洲の煙草稅、酒稅以下、諸課賦、及び支那全國の鹽附加稅等とす。而も、其遷延に當り、突如として四十四年三月、橫濱正金銀行と清國政府郵傳部との間に、一千萬圓借款先成立し（江蘇の貢米を担保と爲す）日本外務當局は、其奏功を誇るに似たりしも、乍にして四月十五日、一億圓の四國借款の報を傳へらる。日本政府は、露國と協同して、更に（六月下旬）四國政府に對して抗議を言明し、清國人中、亦借款反對を唱へて、北京政府に肉薄するものあり。此に於いて、四國借款案は頓挫し、佛白シンヂケートの談起りしかど、十月中旬の革命軍の騷亂によりて、兩借款共に中絶しぬ。已にして清朝滅び、中華民國成るに及び（四十五年の夏）借款問題の再起するや、日露二國も參加して、六國資本家と民國政府との間に、交渉開始せられけるも、數多の難問題之に伴ひ、其解決

容易ならず。（支那が、清朝の末期に、外國に負へる債務は、合十六億兩と推算せらる）

明治四十三年、桂内閣は、關稅定率法を改正し、現行通商條約の廢棄を締盟列國に豫告して、條約改正を試みたり。然るに、其新關稅法は、端なくも我同盟たる英國實業社會の反抗を見る（一九一〇年の夏）。初め、新關稅法の我議會を通過するや、英國貿易業者は、新關稅率が現行協定稅率に比して激増せるを非難し、朝野の議論沸騰し、英國政府、亦日本政府に要求する所あり。遂に日本の讓歩によりて解決せられ、日英通商航海條約は、附屬稅表と共に、四十四年四月、成立發布せられぬ。爾後、諸國との條約改正も逐次に結了したるが、此間より、小村外務大臣は、病に罹り多く、其事を見ず、八月辭職、十二月薨去す。

之より先、英國人は、北支那なる法庫門、新民屯鐵道の計畫を爲し、日本政府は、日清協約の明文に依り、該計畫を以て、日本の不利なりと爲し、其旨意を通告し、英國政府、亦之を承認する所あり。尋いて、日英兩國、聯合の博覽會をロンドンに開かれ、親好の誼を重ねぬ。是歲一九〇五月、大英國王エ

ドワード七世崩す。
第二十七議會に於いて、小村外相は、外交上の演說中に曰く、「條約改正は維新以來の宏謨に基づき、全然稅權を我に回收し、且從來の條約中に存在せる、不對等の條項を除却するの主旨を以て、新條約案を起草し、昨年七八月を以て、現行條約廢棄の豫告を、關係諸國に發し、次に新條約案を諸國政府に致したり。帝國政府は、成るべく速に、對等の基礎に於いて、新條約を締結せんことを期す。殊に、英國との條約改正談判は、目下順當に進行しつゝあるを以て、遠からず満足すべき新條約の成立を見るは、本大臣の確信する所なり云々。然れども、小村外相の揚言して「英國は自由貿易を以て立つが故に、日本と相互協定の事を爲すに及ばず」といへるは、排擠の口氣なきに非ず。果然英國の輿論は之に激して「我邦輸入の日本品は、大抵無稅輸入の特典に浴するに拘らず、日本が英國品に對し障壁を設けんとするの嫌あり、かくて、日英同盟の實意、何處に認むべしや」とまで説くに至りぬ。我政府は之を聞きて狼狽し、即英國の要求を容れ、一般關稅法を改

正する方法に據らず、特殊の協定を約し、英國より輸入する織物、及び鐵類に對し、國定稅率を引下げ、以て和協の交際を完くするを得たり。

四十四年(一九一)七月、改訂日英同盟協約の調印成りて發表せらる。その本文に曰く、日本國政府と大不列顛國政府は、千九百九年八月の日英協約締結以來、事態に重大なる變遷ありたるに顧み、該協約を改訂し、以て其變遷に適應せしむるは、全局の靜寧、安固に資すべきことなるを信じて、前記の協約に代はり、之と同じく、

- (イ) 東亞、及び印度の地域に於ける、全局の平和を確保すること。
 - (ロ) 清帝國の獨立、及び領土保全、並びに清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし、以て列國の共通利益を維持すること。
 - (ハ) 東亞、及び印度の地域に於ける、兩締盟國の領土權を保持し、並びに該地域に於ける、兩締盟國の特殊利益を防護すること。
- を目的として、左の條款を約定せり。

第一條。日本國、又は大不列顛國に於いて、本協約の前文に記述せる權利利

益の中、何れか危殆に迫るものあるを認むるときは、兩國政府は相互に充分に、且、留意なく通告し、其侵害せられたる權利、又は利益を擁護せんが爲に執るべき措置を、協同に考量すべし。

第二條。兩締盟國の一方が、挑發すること無くして、一國若くは數國より攻撃を受けたるに因り、又は一國若くは數國の侵略的行動に因り、該締盟國に於いて、本協約前文に記述せる領土權、又は特殊利益を防護せんが爲、交戦するに至りたるときは、前記の攻撃、又は侵略的行動が、何地に發生するを問はず、他の一方の締盟國は、直に來りて其同盟國に援助を與へ、協同戦闘に當り、媾和も亦、雙方合意の上に之を爲すべし。

第三條。兩締盟國は、孰れも、他の一方と協議を経ずして、他國と、本協約前文に記述せる目的を害すべき別約を爲さざることを約す。

第四條。兩締盟國の一方が、第三國と總括的仲裁々判條約を締結したる場合には、本協約は、該仲裁々判條約の有効に存續する限、右第三國と交戦するの義務を、前記締盟國に負はしむること無かるべし。

第五條。兩締盟國の一方が、本協約中に規定する場合に際し、他の一方に兵力的援助を與ふべき條件、及び該援助の實行方法は、兩締盟國陸海軍當局者に於いて協定すべく、又、該當局者は、相互利害の問題に關し、相互に、充分に、且、留意なく、隨時協議すべし。

第六條。本協約は、調印の日より直に實施し、十年間效力を有す(下略)。

これを舊協約に比するに、韓國に於ける日本の特殊なる權利利益を承認せる條、及び印度に於ける英國の特殊利益を承認せる條、日露戰爭中に於ける同盟の效力に關する條を削除し、有効期限を延長して十個年とし、第四條を加へたり。而も、此改締の主要なる目的は、第四條の新儀挿入に在りしこと明なり。

一九一一年の日英同盟協約改訂は、英米仲裁々判條約の先驅とも云ふべく、又、英米の國際關係に誘致されたる自然の結果と云ふべし。舊協約時代に於いて、日米の平和破れたりとせんか、英國は直に來りて我國を援助するや否や、頗、疑ふべし。由來、英米兩國國民は、其祖先を同くする者多く、又、其言語を同くし、趣味の相近きのみならず、英領加奈陀は米國に隣接し、自然に同舟の情の濃厚なるものありて、互に相敵とするは、利害上にも堅く許さざるものあり。抑、第一日英同盟協約

は、露國を眼目として成立せるものなり。故に、日英同盟の存立せざりしとせば、我國は果して三十七八年の戦役を啓き得たるや否や、亦疑はし。且、假に我國上下の決心が之を敢てしたりとするも、該戦争の終始に涉り、我國が日英同盟に因りて受けたる利益は、打消すべからざる者あり。昔に我國のみならず、英國も我國と同盟せる爲に、極東に利益せしこと尠少ならず。則、該戦役の結果として、我國は滿韓に優越なる地歩を占め、英國は之を承認するの代償として、同盟協約を印度に及ぼすこととなり、茲に既に一たび改訂を見たり。當時、中央亞細亞に於いて、英露は動もすれば、衝突せんとするの姿態を呈したればなり。其後、印度の形勢は多少變更し、其軍隊の武器を改良し、要塞を堅完ならしめたるも、兵數は別に増加せず、依然二十二三萬にして、而も其精銳たるべき英國兵は、七萬に過ぎず。又、中央亞細亞に於ける英露の關係は、協約により暫く緩和せる所あるも、その根柢より衝突の原因を除き去りたりとは云ふべからず。然るに、今や日露關係は昔日と全く違ひ、滿洲に於いては、むしろ二國利害の一致を見る。即、日露衝突は過去に屬するも、英露利害の背馳は、尙長く新しき問題たるを失はざるべし。故に吾人は、日英同盟の改訂を以て、あながち我當局者の失敗なりと指斥する者に非ず。何となれば、第四條を挿入すること無くして、單に期限の延長せんとするは、英國の斷じて聽かざる所、而も日英同盟を繼續するは、我國の現情に於いて、猶利益なりとする場合に在ればなり。(外交時報、戸水氏)

英露の背馳は依然

總括的仲裁

第三次の日英盟約の第四條に謂ふ所の、總括的仲裁々判條約とは、二國間に於ける一切の紛議を擧げて、仲裁々判に附し、以て戦端を避けんことを約するものなり。されど、權利の争より起る紛議は、裁判上に解決するを得べきも、利益の争より起る紛議は、之を裁判上に解決するを得ず。故に、總括的仲裁々判條約なるものは、それ自身に於いて成立すべきものに非ず。然りと雖、改訂日英同盟協約第四條の如く、之を以て、日米間に事あるとき、英國が日本の爲に米國と戦争することを避くる方策と爲さんとするときは、茲に始めて成立の餘地を生ずべし。即、此第四條の新儀は、痛く同盟の適用範圍を減縮するものなり。また、一たび總括的仲裁々判條約が英米間に成立するときは、英獨・英佛等の間にも同一の協約成立せんやも保し難し。しかのみならず、この第四條には曖昧なる點二あり。第一、英國は、其總括的仲裁々判條約を結びたる第三國が、日本の敵たる交戦國(例へば清國)と同盟し、又は之に應援する場合にも、交戦の義務を脱するや否や。第二、日米開戦といふ如き場合に、英國は果して絶對中立の義務ありや否や。この曖昧なる點は、有事の秋に會はば、一國の安危に關係するものにあらずや。(外交時報、有賀氏)

之よりさき、日本天皇と北米合衆國大統領の間に、善隣確保の應答あり。尋いて、該國の發議に係る、日米英露四國船の北洋海上に於ける、十五年間の、海獸獵

日米善隣の交誼

獲の禁止を約束せらる。

明治四十四年の春、北米合衆國と墨西哥の間に論議の事あるや、日墨攻守同盟成立、日本の、墨國海岸根據地及び地峽鐵道、使用の特權獲得等の蜚説、世界に喧傳せられぬ。北米大統領タフト之を憂へ、内田大使を官邸に請じて、米國政府は蜚説の紛起を中心遺憾とする旨を述べ、且、米國政府が依然たる友誼を以て平和の持續を保證する旨を、日本天皇に傳奏せんことを求めぬ。内田大使は、日本は決して墨西哥に於いて海軍根據地を要求せず、布哇及び非律賓に於いても、毫も米國に對して異志あらず、飛語は全然無根なることを告げ、更に電奏する所あり。やがて、我天皇より、内田公使して傳達せしめたまふ所あり。五月、ワシントン府に開かれし日英米露四國海獸會議は、遂に北洋海上に於いて、十五個年間、區域を限りて獵獲を禁止し、各締盟國は、獵獲獸皮の三割を、他の國に均分する事と爲す。蓋此海獸獵は、邦人の年來盛んに經營せる所なるを以て、此條約に因り、邦人の該業に従事せる者の損失多し、故に政府は、其辨償給與を爲して、解決を

北洋の獵獲
禁止

得たり。

一米人の外交政策を論ずる書中に曰く。國際の成功は、常に利益交換の巧拙に因る、前年の條約改正にあたり、治外法權を日本より撤去したる時、移民制限の權利を我に留保したりと雖、留保せる權利は、今に及び明確を缺くの憾あり。是より、目下の論争を惹起し、日本の讓歩を得ること容易からず。日露戰役中、吾人の日本に送りたる好意同情、其後、他國に率先して在朝鮮の公使館を撤去したる如き、報酬を求めずして與へたる恩惠なり。今や、我より交換すべき一物をも有せずして、徒に恩惠を日本に乞はざる可らざるに至れり、云々。近日の合衆國艦隊の示威運動は、大膽にして先見ある行爲たるを立證したれば、合衆國の政策は、他國が倣し得ざる程の兵備を有するより善きは無し。すべて、外交上と軍事上の優勢を失ふことなくば、危險の來ること、決して近きにあらざるべし、云々。又、濠洲、ニューシーランド、及び西部カナダが、日本の人夫を拒斥するの地位は、宛然、米國と其勢を一にす。米國は、是等大英自治殖民地と共に、對日問題に就いて、詳細に意見を交換し置くを要す。米英の利害は、共通の者多し、云々。かの日英同盟は、永續の者に非ず、初め、此同盟を生立せし動機は、言ふまでもなく露國の南侵を防ぐに在り。而して、前年の戰爭によりて、日本が贏ち得たる威望は、却りて印度人民に獨立の新思想を鼓吹せしめたるのみ。斯かる情態の今日なれば、將來の

米人の日本
政策

日英は、その同盟の破れむこと必然の數と謂ふべし、云々。吾人は、將來、日本の友情が、獨逸に傾くの日を目撃することあらん。日獨同盟の成熟する事あらんや、獨逸の非律實に對する野心は、已前よりも猛烈なるに至るべく、我米國の之に處するの道は、速に大英國と聯盟するの外なかるべし。吾人は、又露國と相許すことを得ば、米英同盟に次ぐの利益あらん。此故に、滿洲に對する我米國の主張に於いて、宜く露人の欲望を十分に考量すべし。凡、清國に於ける我貿易は、百年間の盡力に因りて、贏ち得たる所、親近、支那が産業上に覺醒せんとするに對して、少くとも列強と同等の程度に於いて、我の精力と資本とを用ゆるの權利を有す。されば、今日吾人の殊に勉むべきは、支那の支那たる地位を、益發達せしむるに在り、云々。

第十二章 明治季年の國勢

第二次西園寺内閣 第廿七議會に、桂西園寺兩大爺の間に情意の投合を見し以來、内閣の交代は世人の齊しく期待する所なりしが、桂内閣は條約改正貴族院議員選舉等を終り、徐に隱微行賞に與りて後、始めて總辭職を爲す、四十四年二月一八月なり。西園寺侯代りて大命を拜し、政友より原松田、長谷場純の

三領袖を援き、銀行者山本達雄并びに林伯爵董、牧野男爵伸顯、内田子爵康哉を薦め、石本陸軍新六、後、上原勇作之に代る齋藤海軍實は舊に依る。惟ふに、明治季年の事、桂園の兩大爺の幹旋に由る多し。而も、前者が常に都合善き功業を擇みて、巧みに出處を爲すに反し、後者が畢竟他に致さるゝの觀あるは何ぞ。而も今や其中途に在り、則、此因果の全局は、之を他年の考察に待つべきのみ。葡萄牙には、前年革命亂起り、王室は英國に逃れし以來、國交全く斷絶せしが、九月西園寺内閣は、荒川公使に其の新共和政府を承認するの通牒を致しぬ。やがて、伊太利と土耳其の間に、トリポリ領有に基因して、戦争の起るあり。日本政府は、十月初旬を以て、局外中立の宣言を爲し、已にして中甸、突如として清國に革命亂起り、遂に愛親覺羅氏の宗社顛覆を見る。政府當面の急務は、度支の究を救ふに在り。山本藏相は、年來の官民輿誦たる積極方針を一轉して、消極に歸する旨を公言し、新事業を悉く斥け、繼續費にも削減を加へ、以て財政の基礎を堅確ならしむるを主眼として、四十五年度の豫算を編成せむとす。而も、陸海軍には擴張の要求ありしかど、國庫支給の狀態

制度整理

止むべからざるものありければ、閣議は遂に山本藏相の消極方針を是認し、僅に豫算案を編成することを得たり。其案に據れば、歳入合計五億五千四百餘萬圓、歳出合計五億七千餘萬圓、其差一千六百餘萬圓は、前年度剩餘金を以て之に充當せむとす。尙、内閣は稅務と行政とを整理して、來年度以降の諸要求の資源を得むとて、新に制度整理局を置き、又、衆議院議員選舉法を改正せむとて、調査委員を任命し、改正案を議會に提出せむとす。(選舉法改正の要點は、議員數五十名を増加し、現行の大選舉區制を小選舉區制の舊に復せしめむとするにあり)。第二十八議會の開院に及び、豫算、並びに整理の豫約は、可決を得たれど、衆議院小選舉區の主義は抹殺せらる。

第二十八議會

第二十八議會に於いて、政府は財政行政を整理して、明治四十六年度以降の豫算を按排せんと約しければ、天引てふ削減説も成立せず、山本藏相の消極主義の豫算案は、一錢の削減もなくして、貴衆兩院を通過したり。されど、豫算委員總會に於いて、政府當局者の豫約、稅務整理は減稅を主とすること、公債及び大藏證券等は、十分の考慮を用ふべきこと、制度の調査は

事務の改善以外、經費の節減を主眼とすること、海軍充實は事情止むを得ざる場合の外、四十六年度より實行すること、其財源は行政、財政の兩整理に待つこと等の言質を呈するに至る。此議會は、現任議員の最終會期なるが故にや、御土産ごつちさんと名づけらるる建議のみ徒に多かりしが、重大議案と目せられしものは、選舉法改正案なり。政友會は、原内務提出の改正案を大體是認して、衆議院を通過せしめけれど、貴族院は大に之を修正して、眼目たる小選舉區制の條文を削除しければ、政友會の希望も貫ぬかずして止む。(當時、大選舉區制は少數黨に利あり、小選舉區制は多數黨に利ありと、批評せられたり)

歳計の年度比較を試みるに、連年膨脹を重ねし歳出は、四十五年度に至りて稍其趨勢を抑止せられたるを見る。來年度豫算の特徴とも見るべきは、經常歳入に租稅の自然減收を豫想せると、臨時歳入に前年度剩餘金繰入額が、前年度に比し著しく減少したること是なり。從來の歳入豫算法は、最も租稅の自然増收を重んじ、以爲らく、國民發展し民力増進す、租稅の増收は、本來必然の結果なりと。然れども、近時民間到る處、營業不振の嘆聲を聞き生活困難の愁訴を耳にする今日、

近年の財政

復、舊夢を期待すべからず。是に於いて、財政の緊縮は勿論、根本計畫を一新するの機至れり。財政を緊縮するとは、畢竟、國庫の遺稿を停めて一時の編織なからしめ、歳出を節して、租税を減するに在り。現今の計算に據れば、政府は年々五千萬圓の國債を償還するも、他の一面に國庫の遺稿によりて、眼先を編織するもの、鐵道會計の不足あり、治水會計の不足あり、朝鮮會計の不足あり。就中、鐵道會計に於いて、本年度三千八百萬圓の歳入不足を示せるに拘らず、專、預金部の融通と大藏省證券の發行とによりて、以て編織を重ね、朝鮮特別會計は一千二百餘萬の公債募集豫定額あるに拘らず、これを朝鮮銀行の融通に求め、以て姑息を爲す。而も今、之を救ふ外に、租税の輕減を併行せんことは、政府の歳出に非常の大斧鉞を加ふるの英斷に待つあるのみ、殆、官僚社會の改革を要す。新設の制度整理調査局が、如何なる程度にまで其斧鉞を揮ふべきかは、今後の問題なり。又惟ふに財政上に於ける緊縮主義は、當然、一般經濟上に於ける緊縮主義を伴はざるを得ず。桂内閣は前に戊申詔書を奏請し、浮華輕佻の習を去りて、勤儉治産を奨めたりしが、内閣自身は此聖旨を奉體せず、財政計畫は愈、放漫に流れ、外債又外債、徒に國民に遺稿勘定の手本を示したり。西園寺内閣は此に鑑みる所あるもの、如く、來年豫算の緊縮主義を手始とし、其經濟策も亦溢流せる紙幣を收縮して、以て兌換制度を破滅より救はんことを欲するもの、如し。此方針にして、幸に其功程を進むるに於いては、實業界は、恐らく金利の騰貴を感訴すべけん、基礎の薄弱なる

事業は、或は破滅に歸するならん。虚榮の經濟策に慣れたる者は、日本銀行保證準備の擴張を提唱すべけん、外債募集をも要望すべけん。一言もて之を掩はば、經濟界は或時期の間、一種の沈黙なる恐慌に達すべけん。而も此時期は、政府の確信と膽略とを試験すべき時期なり、經濟界も亦政府と同様に自重自持、姑く忍んで後日の幸福を期待せざる可らず。〔太陽本多氏〕

四十五年五月、衆議院議員の總選舉行はる、沖繩縣琉球より初めて二人の代議士を出す。此總選舉の結果、政友會は二百名以上の議員を得て、依然として絶對多數を占むるのみならず、これを前回の總選舉に比すれば、却りて優勢なるを示す。然れども、此政友會は、必しも官僚主義を抱持せるに非れば、其永く現在の境遇に居るを得るやは、疑ふべし。又、時好の一去一就も知るべからざるものあり。さればとて、其沈滞の厄に因りて、保守思想に退化したるやの疑ある進歩黨(國民黨)が、起ちて中外の信用を復し、上下の支柱とならむとも思はれず。蓋、政治界の混濁は、益、其混濁をかさね、而して後更に其淵底より澄清の光を生ずるの期あらむ。

政友會は、如何にして、この全盛を得たるか、要するに時好に投せしが爲な

【今代國勢發展編】
四五四

り。最近十年來、政友會は誠に流行思潮の權化たり。政友會が政友會を發展せしめたるに非ずして、時代實に政友會を大成せしめたり。これ即其繁榮の由來する所にして、又其全盛の長く持續するは、時代思潮の推移につれ、變通自在の妙用を有すればなり。而して、政友會が現時の全盛を縦にするは、殊に西園寺侯の統率するに至りて後のことなり。西園寺侯、夙に聰明の聞えあり、伊藤公より政友會を譲り受くるや、伊藤公の執着せる理想政黨といふ美名を抛ち、伊藤公一個人の政友會を變して、時好に適ふ政黨たらしめたり〔太陽淺田氏〕。やがて、其衰ふるは亦時好に因るならむ。而も、此時好を作すの源因と勢力は、今や多く官僚社會に在りて、民間社會に少し。國民代議の精神も貫徹せざる所あり、國會創開の歷程も考課を完くせざるに似たり。むしろ、元老政治、官僚政治、偏武政治、長閑政治に就くの勢あるは實なり。其虚實を審にして變通を行ふ、蓋時務を識るの俊傑に在らむのみ。憲法も死物のみ、之に生命を賦するは、人なり。今日我が國狀を觀るに、政治學術實業より、社會百般の事、悉く大陸主義と

英國主義との衝突を見ざるなし。大陸主義は干涉主義、保護主義、服従主義、官治主義なり。英國主義は非干涉主義、自由主義、放任主義、自治主義、不文主義なり。其大陸主義を善く代表するものは、獨逸にして、日本近時の制度文物を見るに、大陸主義を奉ずるものは、陸軍を筆頭に、醫學、哲學、法律等、皆然り。英國主義を奉ずるものは、工業、商業、交通運輸、新聞紙、及び海軍を數ふべし。帝國憲法は、範を獨逸と佛蘭西に採れるを以て、日本の政治は、根本より大陸主義に傾けり。大陸主義の政治の弊は、法度の煩瑣となり、形式の墨守となり、英國主義の人より繁文縟禮と目せらるゝに至る。また、保護政策、官營政策は、民業の壓迫なりと非難せらるゝを免れず。然れども、日本の政治は、過去四十年間、主として大陸主義の政治家によりて行はれ、殆根柢より官治主義に組立てられたれば、これを覆すことは容易の業に非ず。日本の政治家、政黨員に就き之を觀るに、大陸主義の棟梁は山縣公、桂公等の元老軍人にて、西園寺侯、及び故伊藤公もこれに屬す。英國主義の棟梁は大隈伯にして、舊改進黨の政治家は多くこれに屬せり。

官治機關に
順應する黨

また膏外相の地位を培して鐵道官營に反對せる加藤高明も、英國主義に熱心なるものなり。されば、舊改進黨及び現在の國民黨の政治家は、英國の憲法政治を理想とし、其頭腦、自治主義、非干涉主義に在るを以て、政黨内閣を造り、自治機關の權限を擴大せんことを目的とするも道理なれ。政友會は、初め悲歌慷慨の徒の團結たる自由黨たりし頃には、さのみ學問上より主義を定めざるも、大陸の一國たる佛蘭西學の人を割合に多く有したり。然るに、伊藤公の總裁の下に移りし以來、官治主義の人々と交遊結托し、近時全く大陸主義の色彩鮮明なるの觀あり。即、今の四十五年の制度整理に就いても、英國主義の人は、或は文部省を廢すべしといひ、或は農商務省は不用なりといひ、或は陸軍を縮少すべしと唱へ、英米の如くに政治機關を簡易ならしめんといふに非ずや。然りと雖、從來、官治主義の根柢に立てる日本の政治なれば、之を俄に改むることは、其實は不可能なるべし。今の西園寺内閣の藏相山本氏は、實業家の出身にして、其頭腦英國主義なるを以て、或は制度調査、稅務整理の易々たるを信せらるべけれ

官治主義の
日本帝國桂公爵の西
遊

ど、思ふに容易の業にあらず。〔早稻田講演、田男爵建次〕
日露兩國間には、戰役以來久しく解けざる數多の案件ありしが、漸次國交の親密なるに及び、第二次桂内閣は、其末期に於いて悉くこれを解決せり。されば、去年の秋、清國に革命廢主の亂起り、次いで中華民國政府の樹立に及び、第二次西園寺内閣は、また露國と歩調を一にして、革命軍及び列國に對せしが、今年七月、桂公爵の露都に遊ぶに及び、西電は頻に日露新密約の成立せるを報す、而も其實を審にせず。朝鮮には、頑民の寺内總督暗殺の陰謀ありしも、之を其未遂に逮捕し、大獄を起して之を治罰す。

日露兩國懸案の主なるものは、戰役中兩國臣民の被害、露國商船ロシア號以下四隻の拿捕、病院船アンガラ號等の沒收、旅順の土地、建物の處分に關する件なり。此に至り、日本政府は法律上の主張を悉く留保し、全く好意の處置として、往年の戰役中、日本官憲の行動に基づき露國臣民の受けたる損害に對し、總額四十五萬圓を露國政府に交付し、又旅順に於ける係争の家宅の代價十三萬圓を交付せしめしかど、四商船拿捕に對しては、我の

露國との和
好を表明す
へき諸案件

主張を枉げず(日本商船の被害もあり)交綏に終る。さて、露國病院船カザリン號、アンガラ號、オレル號の沒收は、固より當然なれど、又特殊の事情あり、聖上の勅諭により、アンガラ號を露國政府に還付することとなり、九月、アンガラ號(姉川丸)は浦鹽港に至りて、露國官憲に引渡されたり。又是等諸案件の解決と共に、豫て兩國間の懸案となりし金毘羅丸及び三重丸の兩件も亦、法律上の論議を離れ、露國政府より六萬留を日本政府に交付し、二船の關係者に適宜これを分配することとなる。

近年無比の榮達者たる桂公爵は、官僚政治の露骨なる鼓吹者たる後藤男爵を伴ひ、七月六日に上途し、西伯利鐵道に由り、中旬已に露都に達しけるが、忽にして日露新密約として風説する所あり。大意、露國は南滿洲の外、更に内蒙古經營の權利を日本に與へ、自家には北滿洲及び外蒙古經營の權利を取り、互に他國の侵略に對して協力せんといふにあり。又曰く、今や清朝亡び、蒙古の諸王國は、支那と一切の關係を絶てり。彼等は漢族共和國の臣民たる能はず、又自立の望なきに因り、更に日露に依頼し、其保

蒙古に係る
風説

護を得ることを約せりと、曰く、露國は中華民國政府に對して、露國と外蒙古諸王と、庫倫及び恰克圖に締結したる條約は、有効なるものとして許容す可き事。外蒙古の改革案に必要な經費は、露國必之を供給すべき事。露國は外蒙古に自由なる行動を許容せらる可き事。貝加爾、領恰克圖より起り、庫倫を経て張家口へ鐵道を敷設するを拒まざる可き事。四個條を要求せり、云々。

寺内朝鮮總督の暗殺陰謀は、去年四年の夏、一たび之を試みて遂げず、機會を待ちしものといふ。今年春に至り、發露檢舉、漢城青年會の會頭男爵尹致昊(前外務協辦)、新聞記者梁起鐸以下、捕へらるゝ者一百數十名、多くは基督教信者にして、平安道人なり。故に又、北米合衆國の宣教師に連及する所ありて、其宣教師の寓宅を搜索するに至る。米國紐育ヘラルド(新聞紙)即論じていふ、我米國の長老派及びメソヂスト傳道局は、日本政府が朝鮮に於ける基督教を撲滅せんが爲に、朝鮮人の改宗者を慘刑に處し、又は之を監禁しつゝある事を、本國大統領に訴へたり、本國は當に日本へ對して

朝鮮領民陰謀の大獄

抗議を申込むるべし。基督教に歸したる朝鮮人が、日本總督に侮辱を加へ、且、殺害せんと企てたりとの口實を設けて、改宗者を捕へ、今や慘酷なる拷問を行ひ、被害者數百名に上り、米國人經營の中學校を始め、書院多く閉鎖せりと。日本官憲辯明して曰く、該罪犯は重大なる事なれば、被告人の逮捕・拘留及び家宅搜索等は、總べて正當の手續によれり。而も彼等の多數は、基督教學校の教師生徒、又は信者なれば、或はその教師・生徒の捕縛せられし爲に、休校の已むなきに至れるものもあり。然るに、米國宣教師はこれを誤り、日本官憲の基督教を迫害するものなりと思惟し、罪犯糺明の進行に障礙を加ふるものあり、又米人中には無稽の流説を傳ふるものあり。總督府は決して基督教の傳道を迫害するに非ず。殊に、尹致昊の會頭たる青年會に、毎年一萬圓の補助金を支給しつつありて、朝鮮に入り來る外國宣教師は、すべて大に之を優待しつつあり、云々。

支那革命 清朝は滿洲より起りて、漢人及び蒙古、西藏、回部、苗族を征服し、二百六十年の支那帝國を維持するを得たれど、滿人は僅に八百萬にして、漢人無

慮四億と稱す。此漢人は、やがて四千年來の禹域文明の主人公たるの地位に在るを以て、清朝も外面に於いてこそ辨髮胡服を強制したれ、内心より漢人を同化する能はず、僅に滿漢對等を政策として無事を得たり。而も、滿人の武力世を経て衰廢しけるより、滿漢兩族の軋轢の情、年と共に加はり、滅滿興漢を目的とする秘密結社は、所在に起る。但斯かる革命黨は、各主義主張を異にせしかど、孫逸仙、黃興等を首領とせる一派、近年勃興して、在海外漢人並びに在營將士とも氣脈を通じて、廣く各地に根を張り、枝を翳しければ、時に乘じ諸黨を糾合して、事を舉げむとして、其計畫怠らず。北京朝廷が、憲法制定、國會招集を宣統五年に爲すべきことを布知せしめ、以て人心の一新を謀れるも、崩解の大局は、殆ど收拾すべからざるの勢に在り。列強は世界の均衡に顧念し、之を外より保全せむと謀るも、其内より崩解するものを支ふるの力無し。

日露協約成るや、清國々會速設期成會は、泣告國民書を公にし、北京政府に薄りて國會開設期限、德宗の遺詔に依れば、宣統八年四曆一六と期せらるるを短縮したるが、其中に曰ふ。「一九〇七年七月の日露第一協約は、單獨行爲

列強の支那
保全は徒ら
其排外心を
排發す

【今代國勢發展編】

四六二

の協約なりしと雖、本年七月の新協約は、聯合行爲の協約なり。是即、滿洲の處分に關する攻守同盟を結べるものといふも、決して過言に非ず。之に加ふるに、世界の諸新聞雜誌、多くは皆日露密約の存在せるを傳ふ、曰く、(一)露西亞は、日本の韓國を併合するを承認す。(二)日本は、露西亞の蒙古に於いて優越せる特權を有することを承認す。(三)日露兩國は、黃河以北に於ける特殊權利を維持するに努むべし。(四)日露兩國は、列國協同して清國の財政を監督することに參加すべし。若、此密約にして實行せられんか、英佛は相約して我東南を謀り、英米は相約して長江一帶を謀り、獨逸相携へて山東を謀り、爾餘の諸強國、亦皆己がじ、其得んことを欲するの地を謀るに至るべく、我清國茲に至るも、尙これ國と稱するを得べき乎、云々。四十四年の夏、清國政府、借款を四國に請ふの議あり。日露の兩國は、之に對して抗告する所ありて、中止す。而も該政府は、また盛宣懷の意見を納れて、鐵道國有の議を斷行せむとするや、民間頗これを非難する者あり。四川省の人民暴起、總督これを鎮撫せむとして成らず、亂民益、猖獗なり。十月中旬、宣統辛亥、革

武昌の漢兵

命黨は、武昌の軍隊を煽動して亂を作さしむ、黎元洪、其所部を以て之に應じ、遂に黃興と共に武昌城を抜き、江を渡りて漢陽、漢口を陥れ、中華民國の建立を宣言す。北京朝廷震駭し、急遽討伐の兵を送りしかど、所在革命軍に應じて起つもの多く、官兵の戈を倒にするもの相繼ぎ、討伐の功期し難し。攝政王以下狼狽、策の出づる所を知らず、袁世凱を起用せむとするも、袁自重して起たず。

袁世凱の起用

武漢に滅滿興漢の兵起るや、北京政府は其討平の容易ならざるを覺り、袁世凱を湖廣總督に任じ、長江一帶の水陸各軍を統制せしめ、軍費三百萬兩を與へぬ。時に北京資政院も開かれしが、院議は、親貴王公を以て大臣に任用せず、責任内閣を組織すること、憲法を速に編定すること、黨禁を解くこと等の上奏案を可決す。次いで、軍人の國會開設、憲法制定、國務大臣選舉等、十二個條の要求を王大臣に乞ふ所あり。蓋、是等資政院諸衛營、共に袁の黨なり、已に皇帝の忠良に非ず。十月二十六日、前日の資政院が、鐵路大臣盛宣懷を彈劾せるを以て、御前會議には、更に慶親王の主張容れられ、て、永く盛を罷免す。また、攝政王の勢傾いて、袁の方に張れるを見るべし。

【第十二章 明治季年の國勢】

四六三

【今代國勢發展編】
やがて滿人の凋落し盡きたるを知る。

北京には、漢人大臣の耆宿張之洞既に逝きしも、攝政王は勵精治を圖り、資政院を中央に、諮議局を各省に設けて、普く民論に聽き、立憲政治の準備に汲々たりしが、今や舉朝度を失す。皇帝、自咎責を引き、天下に謝するの上諭を降し、王大臣の内閣は、資政院の要求を容れて、十一月一日、總辭職を爲すの止むなきに至る。やがて、内閣組織の大命は、新に袁世凱に降されしも、袁は革命軍征討招撫の全權を委ねられて、進發の途に在り。即、其一舉一動は、内外の耳目を集め、天下の事、一に此に定まるの概ありしが、勅喚を受くるや、別に異圖を抱きて北上し、十一月十三日、燕京に入る。袁まづ官軍をして漢口を攻取せしむ、廿三日、而も追究せず、翻然として官民、南北の協和を謀る。

之よりさき、清帝の上諭あり、資政院に命じて、憲法を起草せしむ。資政院は急速起草して、上奏裁可を得しが、中には、國務大臣も國會の公選によりて定むとの條項あり、今や、資政院は、革命軍と滿洲皇室との中間に立ち、與奪の權衡を持ち、而も其議員は多く漢人なり。袁の入京は、其資政院

議員と内通の結果なれば、新内閣成りて北京に官民兩軍の和平の議起り、兩軍の代表者上海に會したれど、議決するに至らず、戰局亦進捗せず。蓋、袁が孫と密に聲息相通せしもの、茲に月日あり、今や内閣を組織するに及び、袁は資政院を使喚して、滿洲王室を窘窮せしむ。而も、一方には漢口を回復して、自家の威力を宣べて南人を伏し、一方には民軍の屈すべからざるを奏聞して、幼主並に親貴王公に迫る。

南方の革命軍は漢口を失ふと雖、南京を取り、十二月十六日、諸省代表者を會して、共和政府を立て、新曆を頒行して、壬子(明治四十五年)一月一日を以て、孫文逸仙を推して中華民國臨時大總統に陞せ、黎元洪を大元帥に戴く。南北二分して、兩政府を見る。而も、北京の袁大臣は、已に君主擁奉の志無し、別に使人を上海に送り、南軍と協議せしむ。又、將士は戰意無く、上奏して其至尊の退位を勸告し、以て共和國體の速ならむことを望むのみ。

西園寺内閣は、清國政府が内亂を鎮定する能はずして救護を求むる場合、若くは清朝廷と革命軍と我帝國の關係が、平和保障の爲に沈黙を許さ

る場合は、列國の意嚮と態度によりて、清國政府と謀る所あらむ」と爲すもの如し。故に、革命軍が外人に危害を加へず、且平和の保障に缺くる所なくして、一定の政令を布き、事實上の獨立を成す場合あらば、國際上の交戦團體と認めむとす。而も、今日の場合、居留民の保安及び既得利權の保護を除き、當然沒交渉の地位に立つべし」と定めたるが、其動亂の次第に擴大するに及び、一日も早く干戈を收めしめ、成るべく、其戦争の禍害を限局せんと欲し、同盟國たる英國と協議して、十二月中旬、清國政府に對して、平和克復の希望を陳べ、更に官軍兩軍の協商に對して、好意的斡旋を爲すことを試みたり。即、兩軍が上海に媾和を議するに及び、日本政府は、英米獨佛露の五國と交渉して、各其代表者をして、兩軍媾和委員を、非公式に訪問し、媾和談判が清國の平和を確立せんことを希望する旨を開陳し、且、兩軍に同文通牒を送りて、清國及び外國人の爲に、戦闘を繼續せざらんことを以てしたり。然るに、上海に於ける媾和會議は、休戦に休戦を重ねて、其談判を繼續したりと雖、翌年一月、遂に不調に了り、日本の好意も無効なり。

二月十二日、滿洲王室は、頹勢の支持し難きを悟り、幼主退位を中外に宣告す。愛親覺羅氏の朝廷、此に滅亡す、宣統四年十二月某日なり。やがて、南京なる參議院は、袁世凱を共和國大總統に選舉し、南京に來りて職任に就かむことを請ひ、更に黎元洪を擧げて副總統たらしむ。たま／＼北京の兵士暴動を起し、人心恟々たり、天津に波及す。數日にしてこの暴動鎮定に歸したるも、袁は之に藉口して赴かず。三月十日、北京に在りて中華民國大總統に就任し、其總理大臣唐紹儀を南京に遣はして、臨時大總統孫文より、公務の引繼を受けしむ。

滿洲朝廷の滅亡は、武力を以て抑へたる國家の崩壞の、もろさを目前に呈示し、共和國の出現は、これまで名教を以て飾れる秩序の、久しく空虚なることを暴露したり。やがて、是は、堅實なる國家は、堅實なる個人の分子細胞を以て集成せらるべし」と告ぐる者に非ずや。之を聞見するもの、豈猛省せざるべけむや。

袁總統は、北京に據りて其勢を定めければ、黃興參謀總長に補せらる、四月三日、南京なる參議院も、遂に屈して北京を以て暫時の首都とするの議を

決す、此間に財費の支へ難きは、最、袁孫の苦慮なり、外國借款の議、乃起る。而も黃興等は之を斥け、國民の義捐を以て借款に代ふべしと主張せしが、六月、唐紹儀は、借款に對する南京參議院の異議に堪へず、遂に辭任を請ひて許され、陸徵祥代りて内閣の首班に列す。凡、民國政府の樹立以來、半年ならんとすれども、借款問題解決せざれば、共和政府も活動する能はず、文武の政務擧がらず。蒙古、西藏等の藩邦、各、獨立を企て、暴動亦各地に起り、殆、無政府の状態に在り、革命膺運の前途、未、其歸着を審にせず。

革命軍暴發の報、我國に到るや、志士大呼して、之に聲援を與ふる者多し。或は彼地に航して、革命軍に投じ、或は新政府の聘用に就くあり、或は武器を供給せむとするあり、或は日本政府に迫りて、我邦外交の方針を詰問する等、奔走頗、勉めぬ。而も我政府は、支那に民主政府の起るを以て、我君主國體に不利とするが如く、現前の革命亂に、干涉を試みんとするの風説さへ起るや、有志の徒、又、支那問題同志會を組織して、隣邦の民意を尊重すべきことを唱へ、政府に警告する所あり。時に我政府は、英國と提携して、官

革兩軍の媾和を中介せんとせしかど、英國は武力的干涉を好まざりければ、此仲介も無効に終る。蓋、我政府が、當初、君主制維持に傾けることは、其一端、帝國議會の豫算委員會に於いて、國民黨領袖犬養毅の論難に因りて暴露せらるゝ如し。(犬養は支那に航すること前後二回、我政府をして民國政府を承認せしめんとて、同志と共に大に朝野に運動する所あり)かくて、袁の總統に至るも、我政府は列強の意向を窺ひて、尙、共和政府を承認するに至らず。

第二十八議會に於いて(三月七日)、内田外相の答辯せる支那政策に曰く。去年清國事變突發以來、我政府に一定の方針なしといふものあるも、清國の領土を保全し、且、革命の兵亂に對し、嚴正中立を守り、更に居留民の生命財産を保護する爲、必要の手段を採らんとする方針は、最初より一定しなれり。就中、其保護の手段に就いては、海陸の軍隊を増派せしが、尙、今後の形勢によりては、内地、又は南滿洲より、更に増兵するやも知るべからずと雖、道途に説かるる政體干涉の如きは、事實に非ず、云々。

抑、我政府は清朝政府に好意を示したるが如きも、固より袁世凱の歡心を

得る能はず、既にして袁世凱の勝利を認むるや、やゝ政策を一變したりと雖、袁の巧慧なる、却りて日本の武力干渉を揚言し、以て廢帝退位の氣運を促進せるの觀ありて、排日の感情は之を除く能はず。謂はゆる日本志士の奔赴せる者も、多く其志を遂げず、或は陋劣の惡名を被る者あり。日華兩國の官民の交情は、之を往年に比するも、良好平和と爲し難し。

惟ふに、袁の多智多才、頗振ふ所あるに似たりと雖、内に黨派の軋轢、外に藩部の叛亂あり。之に加ふるに、府庫空乏して、民政、軍政、共に施すに由なく、其内閣員屢、交迭すれども、政務の實効、何れの日に期すべきかを知らず、又列強は未共和政府を承認するに至らず。(支那は、共和政府の樹立に因り、其宿弊の改除せられしもの多々にして、商工業、交通路、貨幣、衣服等に一變化を生じたり。されど、人心は、已に舊名教を離脱して、新道德の軌範なく、黨争、亂兵の禍、危言暴行の害、頗思ふべき者ありて、第二、第三の革命を想ふ者の如し)

四十五年三月、英、米、獨、佛、四國は、日露兩國を勸誘して、支那投資に参加せしむ。因りて兩國は、今回の借款は、從來諸外國の試みたる者とは、全然沒交

涉にて、且用途も異なること。借款の内容に關しては、四國と速に協定すべきこと。協定成らざれば、斷じて投資せざることとを聲明し、殊には、滿洲及び蒙古に於ける、自國の特別なる權利を侵害せられざるべしとの條件を以て、四國資本團に加入す。五月に至り、六國銀行家の集會は、支那財政の監督權を得んとし、共和政府はこれを與ふるを喜ばず、借款談は一旦不調に歸するに至りぬ。

軍備擴大 日露戦後の軍事經營は、主として陸海軍の補充擴張に在り。陸軍は戦役中増設の四個師團に加ふるに、更に二個師團の新設を見、交通兵旅團、交通兵研究部、重砲兵旅團、山砲兵隊等も新設せらる。野砲兵旅團は二旅團より三旅團となり、騎兵旅團は二旅團より四旅團となり、電信教導大隊は電信大隊となり、鐵道大隊も聯隊組織に變更せられぬ。乃、戦役前十五萬の常備兵員は、二十五萬に増加し、戦役前には六十萬の兵員を得るに過ぎざりしが、今や一躍して百五十萬を得べきこととなれり。

交通兵研究部を設けたるは、空中飛行の戰術を利用するの急あればなり。

重砲兵旅團は、從來、防守に専なりし要塞砲兵を、轉戰進攻の用に供するが爲に、之を別立せらる。又、山砲兵隊も、獨立部隊に編制することとなれり。馬匹の蕃殖改良は、一般農家並びに駄運に利益あれど、殊には兵備の上に、騎乗と挽引は全く之に頼る。故に、政府は年來之に留意し、討清戰役以後、益馬政の必要に迫られたり。而も、征露役には、敵軍の鐵騎の爲に、多大の畏怖を抱きしも、幸にして戰捷の結局を得たり。即、戰時の購入及び捕獲の良種を預ちて、飼養牧畜し、その蕃殖と改良の目的を達せんが爲に、明治四十一年、馬政局を設けられ、專務の官憲を定む。四十一年の交、都鄙に競馬場を開くことを奨められたるも、之が故なり。而も、場内觀客の賭博に涉る事(馬券)を禁せられしを以て、競馬も盛行を見ず。その後は、僅に優勝賞金を懸けらるゝのみ。(馬政當初の計畫は、二十八年の永きにわたり、三千萬圓の經費を要すと聞けり)。征清役前には、馬匹の總計は一百二十萬といひしが、四十三年の總計は一百六十萬。而も、雜種三十四萬、外國種四萬を包み、鐵蹄去勢も漸次に普及の狀に在り。とにかく、數年來の馬政は、

一新紀元に就きたりと謂ふべし。

輓近、泰西に於ける飛行器(飛行船、飛行機)の進歩は、驚嘆すべきものありと雖、我國に於いては、陸軍に氣球隊あるのみ。四十三年末、始めて飛行器の運用を見たりしが、四十四年、臨時軍用氣球研究會は、東京の郊外、所澤に飛行場を設けて、數回演習を行ひ、また外人の連に來りて、海陸に飛行を試みるありて、無線電信の廣用と共に、前途の希望、愈確實となれり。海軍にては水上に使用す

一九〇九年七月、ブレリオールが飛行機に乗じて、英吉利海峡を横斷して、世人を驚かせるを始めとして、佛國ランスには萬國飛行競技會の開催あり、獨逸にはツェペリン伯、飛行船の伯林訪問、長距離飛行あり、列國の官民競ひて飛行器の完成に熱衷し、空中艦隊の建設は、兵家の急務とする所となれり。一九〇九年、明治四十二年末の飛行機記録は、連續飛行四時間、距離二百二十軒、高度四百七十五米、二人の乗客を載せ、一九一〇年末までに、アルプス山脈の横斷飛行あり。又、倫敦マンチェスター間、二百哩の長距離飛行あり、高さ三千二百三十八米、速力一時間百二十二軒、連續飛行八時三十五分

三百六十五哩、乗客五人。翌年に入りては、一層の發達を遂げ、將に前年に倍するものあらんとす。

無線電信及電話

無線電信は、日露戰役にも我海軍の利用已に多かりしが、四十二年より、其海岸局七所を公開して、廣く内外船艦との交通及び外國局との交通を爲し、其國際條規は、四十一年伯林に會議決定せられたり。此頃より、歐羅巴には、已に無線電話の試験ありければ、我逓信省技師は又之に注目し、其試験に従事しつつあり。三十六年、臺灣と長崎四百五十哩の海上に、始めて無線電信の開通あり、無線電話は未、公衆の用に供するに到らず、其有効距離も二十哩許とぞ。

海軍

之よりさき、我海軍は、戰役中に十九隻、四萬六千噸の艦艇を失ひたれど、二十一隻、十三萬三千五百餘噸を收めしのみならず、戰前に計畫せられたる第三期擴張に屬する艦艇の建造も、漸次竣成の運に向ひ、殊に戰役に依れる勢力の減耗を補足する爲に、一億二千三百萬圓を支出して、八年繼續計畫にて艦艇を建造することとなれり。次いで、艦艇補充費として七千七百萬圓の可決を見、四十

大艦の建造

年度より四十六年度まで、繼續して艦艇を建造することと定まりぬ。其計畫に依れば、戰闘艦十五隻、二十三萬三千噸、裝甲巡洋艦十三隻、十三萬八千噸、二等巡洋艦七隻、三萬八千噸、三等巡洋艦十三隻、四萬三千七百噸、總計四十八隻、四十五萬三千餘噸に達すべし、他に驅逐艦六十一隻、水雷艇五十九隻、潜水艇十三隻あり。即、我海軍の勢力が世界に於いて英米獨佛に次ぎて、第五位を占めつゝある權衡は、易ふる所無し。

以上の計畫は、其後繰延べられ、四十九年度に至りて完うすることとなる。其建造は理論と經驗に鑑みて、大艦主義、巨砲單一主義を採り、一等戰闘艦河内と攝津の如きは、一萬八百噸、二十節半、十二吋砲十二門、六吋砲十門、四吋砲以下數門を具ふることとなりぬ。

我海軍は、夙くより其造船兵の獨立を期して施設する所ありしが、日露戰役によりて得たる教訓に基づきて、巨砲單一大艦主義實行の先鞭を着け、獨立の功を成すを得主として横須賀、吳の兩港に於いてその建造を完うするに至る。(されど尙多少の技術と材料の外國に待たざるべからざるものあるは覆

ふべからずとぞ)

我海軍區は、前年、室蘭鎮守府の計畫を放棄し、區域を横須賀に併せ、大湊青森縣に要港を定む。又、馬公澎湖竹敷對馬の二要港あり。露西亞役の後に至り、旅順口に鎮守府を權置せられ、朝鮮及び對馬の新海軍區は、鎮海灣に鎮守府を置くことゝ爲る。

米國前大統領ルーズヴェルトの大艦主義、巨砲單一主義の説明に曰く、今や潜水艇の研究と應用に、多大の留意を要すべきと共に、驅逐艦を始め、快速偵察艦、及び各種の補助船も併有せざるべからず。されども、米國は最も重を戦艦に置き、我モンロー主義の確守は、之を第一流戦艦隊の力に俟たざるべからず。今後の戦策に最も重んずべきは、遠距離射撃にして、其効果如何は、撃りて敵艦内に打込み得べき最大砲彈の多少に在り。今一定の費用を以て兩種の戦艦を建造すると假定せんか、其一是排水量大に、乾舷高く、巨砲をなるべく多く備ふることとし、其一是少數の巨砲と多數の小砲を有する、乾舷低き、普通戦艦となさば、此兩者の對抗に於いて、遠距離射撃の効果、何れが大なる可きや、説明を須むずして明なるべし。即、攻撃力は、一艦に發射するを得べき十二吋砲の數に依りて定まるべし、又、排水量の増大は、高速力に伴ふを以て、大艦は小艦よりも迅速に、砲戰距離を選

米國艦隊の
計畫

大艦の戰術
と利益

擇するの便宜を有す。是に於いて普通戦艦は其二隻を以てするも、尙、一隻の大艦に敵する能はざるを知る。凡、戦術の要訣は、敵艦隊の一部が漸く戦艦距離内に入るや、他の諸艦の尙同距離に達せざるに先だちて、之に砲火を集中するに在り、これ大艦にして始めて能くすべし。砲火集中の能力こそ、大艦計畫の依りて起れる根本にして、大艦が此能力を十分に發揮せんが爲には、敵艦との距離と對位を自由に擇ぶ爲に、高速力を要す、これ大排水量の艦に非れば望むべからず。而して、十二吋砲十門を有する四大艦の一隊と、同口径四門を有する十艦の一隊とを比するに、前者は容易に後者を撃破するを得るのみならず、維持費にも年々四百萬弗以上の大節減を爲すを得べく、建造の原價に於いて三千萬弗(四割以上)の節約を得、併せて少數の士官、下士卒を以て、これを操縱するを得るの長所あり、云々。

明治四十四年、陸海軍當事者は、軍備擴張の案を立て、海軍にありては、戦艦七隻、装甲巡洋艦二隻、其他若干の艦艇を(三億五千萬圓を費さむ)、四十五年度以降、七個年間に繼續して建造せむとす。また陸軍に在りては、朝鮮に二個師團を常備新設せむとする者にして、臨時經常の費用、總計五千萬圓、同く七個年間に支出せむとす。而も此計畫は、西園寺内閣の財政方略と相容れざるを以て、閣

擴大の計畫

【今代國勢發展編】

議延期に決し、先一般行政整理に因りて餘剰を求め、四十六年度以降の豫算に之を考量する所あらむとす。

明治四十年十月陸軍現役歩兵を、二年にして歸休せしむる例を立つ、これ兵員充實の計に外ならず、從ひて軍費の増大亦免れず。三十七年當時の陸軍費四千七萬圓、海軍費三千六百萬圓、合八千三百萬圓、三十九年の陸軍費六千八百萬圓、海軍費六千二百萬圓、四十四年には増加して陸軍費九千八百萬圓、海軍費八千六百萬圓、合一億八千四百萬圓となり、八年にして二倍以上にあたり、又、全歳出額の約四割を占むるに至れり。

我國の軍備が如何なる國力の程度に於いて、いかに増加しつゝ、支持せらるゝか。(萬圓單位)

軍事費の増加比例

| 年 度 | 陸 軍 費 | 海 軍 費 | 國 債 費 | 其他の歳出 | 合 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 明治十年 | 六二二 | 三一六 | 一六七七 | 二二三六 | 四八四二 |
| 二十年 | 一二六三 | 九八一 | 二二四一 | 三五五八 | 七九四二 |
| 三十年 | 六〇一四 | 五〇三九 | 二九五〇 | 八三六三 | 二、二三六七 |

| | | | | | |
|------|--------|------|--------|--------|--------|
| 三十五年 | 四九四四 | 三六三二 | 四二七八 | 一、六〇六七 | 二、八九二二 |
| 四十年 | 一、二六〇四 | 七二二七 | 一、七八七一 | 二、二五三七 | 六、〇二四〇 |
| 四十五年 | 九四五一 | 九三三九 | 一、五三三二 | 二、三四五四 | 五、七九九七 |

次に、國債未償還額を表示すれば、貧國強兵の實相、左の如し。(萬圓單位)

貧國強兵

| 年 代 | 内 國 債 | 外 國 債 | 合 計 |
|-----------|--------------------|----------|----------|
| 明治元年 | 二四〇三、 _圓 | | 二四〇三、 |
| 同 十 年 | 一、三四七六、 | 一四一五、 | 一、四八九二、 |
| 同 二 十 年 | 二、九九五五、 | 七五二、 | 三、〇七〇七、 |
| 同 三 十 年 | 三、八二一〇、 | 二二、 | 三、八三三三、 |
| 同 三 十 五 年 | 四、〇四五九、 | 九七六三、 | 五、〇二二二、 |
| 同 四 十 年 | 一〇、四九五四、 | 一一、四六一六、 | 二一、九五七〇、 |
| 同 四 十 五 年 | 一一、一六二五、 | 一四、三七四四、 | 二五、五三七〇、 |

蓋、軍費の増加は、獨、日本に止まらず、世界の大勢なり、それにして、過大の比例、日本の如きは他に之を見ず。此外、都市會社の外國私債、凡二億)

政論時務の
今來

社會問題 惟ふに、日本近時四五十年來の政論は、當初には、外國に對する權勢の恢弘と、官府に對する人民の位地を以て、重要案件と爲したり。而も、是れら當初の要求は、かの條約改正、二大戦役並びに法典の制定に因りて、大略解決せられ、形式上に於ては已に足れりと云ふも不可莫からん。黨援を以て藩閥に代へ、以て政治運用の勢力と爲すの事の如きは、一再試みて未成らざりしと雖、特に之を擧げて憲法の効用を疑ふは非なり。法の運用は人に在り、効否は一に國民の智能、如何に由るのみ。故に、最近時の政論は、むしろ經濟問題、社會問題に屬す。殊に社會問題の如き、人の生活及心情の上に、深甚複雑の利害を生ずるを以て、區々勤儉の常教慣習の故訓を以て律すべきにあらず、最先憂者の指導に待たむ。

新法と其の
主義及び應
用

我邦は既に憲法を有し、種々の權利及び自由を保證せられ、又、刑法、民法、商法及び其他の典章も、漸を以て具備するに至りたれども、法は元來死物にして、自活動するものにあざれば、運用の妙は一に之を人に俟たざる可からず。然るに、我國民は是等の權利行使の習慣を缺くが故に、往々制度

自覺と自慢

其物をして、漫に少數個人の私曲を營む機關たらしむるにとゞめ、他に其の利澤を廣めざるの嫌あり。又、西洋文明の大發展は、たしかに個人主義に據れるものなり、而して今、日本の戦勝は、個人を没却せる國家主義の賜物なり、といはる。自覺か、自慢か、頗迷惑なき能はずとの説出づ。此に於いてか、進退去就に論争あり、或は改補を望むものあらむとす。

産業組合

凡、古今東西の例、有無貧富の不平等を矯正せんには、國家が其政治的勢力により、法律命令を以て干渉を加ふるの外に、人の慈悲心に訴へて、貧弱を救ふの路あり、而も皆他動的の方法なり。人間自助の路は、畢竟自身に求めざるべからず、即、各勤儉貯蓄して常に獨立の實を維持せしめ、其間同志の協力によりて、變時の救済に相備へしめんとす。近年の謂はゆる産業組合法、亦是に考ふるものにて、此準則は明治三十三年に發布せらるれども、七八十年前、相州の老農二宮尊徳は、既に幕末に於いて、此種の方法を唱へて、所々の郡村に其流風を遺したり。又、能州の輪島、羽州の秋田等には、二宮以前に、已に頼母子講の發達せる産業組合ありしと云ふ。

社會主義の
抑制

戰時の政府は、社會共產主義の新聞紙を拘束する所ありしが、戦後に及びても、教育上に痛く社會主義を退くることを宣言し、頗其主張者を抑制する所あり。

三十七年、學國、主戰論の時に當りて、平民新聞は、極力戰爭の非を鳴らしていふ、日露戰爭は、畢竟兩國政府と權門勢家の行動に過ぎずして、爲に兩國の中流以下、勞働社會は、至大の損害を受けざるべからず云々。これと同時に、露國のトルストイ伯の非戰說も、亦我邦に紹介せられたりしかば、遂に政府の戒懼となり、平民新聞は發賣を禁止せられ、社會主義協會てふ團體は解散を命ぜられたり。

個人主義私
有主義の資
本制度

抑、個人主義、私有主義を基礎とする現時の資本保護制度に在りては、國內合計の富は或は日に進むと雖、而も其分配に與るものは、勢富人の階級に止まること明白なり。かくては、之に對抗せる泰西思想の一潮流、社會共產主義、及び社會改良主義等の東邦に浸漸して、我門戸をも訪ふに至るも、必然の數なり。殊に、戰役後の人心に於いて、感想を牽き易き者あり。而も本來、人類は孤立索居して生存し得べき者にあらず、故に社會共同の利益を圖り、其利益の爲に個人の自由を制限するは、單に社會共同の福利たるのみならず、又個人の正當なる進歩發展を圖る所以なり。然らば則、中正なる個人主義と穩健なる社會主義

とは、互に相補充するものにして、凡べての國家、凡べての時代に、兩立調和せしむるの必要ありと謂ふべし。かの、漫に排擠、若くは壓伏の形迹あるは、各自私情主張の弊なるなからむや。

王政維新の大號令中には、貧富救弊の一項あり、此主張は貫徹せずして止みたりと雖、改革破壊の精神を此間に認むべし。

貧を救ふは
王政維新の
一要件

近年物價格外に騰貴、如何とすべからざる勢、富者は益富を累れ、貧者は益窮愈に至りたるは、畢竟、政令不正の致す所、民は王者の大寶、百事一新の折柄、勞被憫愍衷候。智謀遠識、救弊の策有之候は、無誰彼、可申出事。

社會革命の實効を、尊王攘夷の名義に因りて收めたる日本なれば、自然の要求は、貴賤の等級を撤し、貧富の状態を改むるに在らんこと、必至の理とす、其指導者の自覺を待たざる也。やがてこの革新の猛火は、千年結合の主従關係を燒亡し、萬家衣食の祿食制度を焚滅したり。而も社會革命と産業革命は、同時に我邦へ來襲したる觀ありて、文明開化の風雲に乗じたる自由主義と、個人經濟の理論は、一齊に我に傳播しければ、破壊せられし

社會と産業
の革命

社會は未だ救済せられざるに、早くも物資の需用に究し、たゞ富者保護の風を招きたり。之に加ふるに、善政に苦心したる新政府は、農民に對して、一切國有の田土を放與し、茲に端なく地券を授與して、私有主義を確立し、數年を待たずして、益土地兼併を見るに至る。即ち維新當初の社會問題の、忽起りて、又熄めるは、國家政治の大綱を先として、社會改良を後としたる者と謂ふべし。明治十三年、自由黨の政綱中に、始めて「社會改良」の文字あり、其黨中領袖の一人たる大井憲太郎は、盛んに貧民の爲に氣焔を吐き、「國家經濟の許す限度に従ひ、民力の休養、殊に貧民労働者の保護を爲さんと期せる如し。而も其効少く、政黨も政府も多く之を問はず。二十九年、農商工高等會議諮問案中に、本邦工業の毎戸製造は、漸次、工場製造に變遷するは、勢已むを得ざるの情況也。而して、今より雇主職工間の關係を圓滑にし、資本と勞力との權衡を維持し、以て相互の利益を永遠に保全し、以て諸般の紛擾を未然に防遏するの目的に因り、必要なる法令を制定するは、工業發達上の緊要事件なるを認め、茲に其區域、程度及び方法を諮問す。」

云々、而も立法の時運に達せず。又、講壇には、學理と實際とに據り、現在の私有的經濟組織を維持し、其範圍内に於いて、個人の活動と國家の權力に依りて、階級の軋轢を防ぎ、社會の調和を計らんと云ふ者多し。已にして社會民主黨の宣言書(一)人類の同胞主義を擴張し、(二)萬國平和の爲に、先軍備を全廢し、(三)階級制度を全廢し、(四)土地及び資本を悉く公有とし、(五)鐵道船舶等の如き交通機關を悉く公有とし、(六)財富の分配を公平にし、(七)政權を平等にし、(八)人民平等教育の爲に、國家は全く教育費用を負擔すべきこと等の數項ありしが、政府は之を禁止したり、三十四年の事なり。又、國家社會黨と稱するは、我國民は宜く、皇室の力に依りて富豪の專横を抑制せんが爲、國法現在の範圍内に於いて、社會主義を主張すべし」とも言へしも、起立を見ずして止む。

山路愛山現代金權史云、封建の昔、上下の區別嚴然たりとは申せども、經濟學の眼より見れば、債權者に債務者なり。恐れ入り奉りて御用を違すと云ひても金を貸すと云ひても、それは名義の相違にて、事實の相違に非ず。それ故、金持

は直接に政治に手を出さず、武士階級の打つ芝居の金主をしたるのみ、表向に何處までも見物人にして、興行の建元にあらず。尤、其時代にて、金の力にて奉行所を丸め込み、我儘を働きたるものなきにあらず。大阪の天保騒動、大鹽平八郎の一亂は、この金力の跋扈に對する博浪沙中の一撃たるに相違なかりしと雖、全體より云へば、やはり武士の天下にして、町人の階級は、時々小役人な金にて買締め、自分の都合を計りたるに過ぎざりき。然るに、武士の階級全く倒れたる明治の世には、町人共迄、俄に舞臺の表面に躍出し、今まで内所に絲を引きたるものが、此度は表面に現はれて、色々の狂言をする有様を代りたり。三田の福澤先生は此時代の預言者にして、拜金宗の金棒を引き鳴らし、時は金なり、金は城なり、獨立も自由も、金が無くしては土臺なきものなりとて、金を作り、金を貯へ、金の主人になるべきことを説法し、是まで平身低頭を以て政略としたる町人も、今は大きな顔をするに至れり。第二次伊藤内閣の末、明治二十九年、日清戦争後の經營となりて、時の大藏大臣渡邊國武子爵が、一千萬圓の軍事公債を募らんとしたるに、首尾無く失敗し、僅に三百萬圓を得たるに過ぎずし。内閣瓦解に至りたるは、是畢竟、金持が威張り出したる結果に過ぎず。○同書又曰、近世薩摩の國主にて、英傑の聞ありし島津齊彬公なども、浦々末々の者に至る迄、我等が知行所と存候儀、第一の心得違にて、天子より國家人民を預り奉ると存候得ば、間違は無しと云ひたりと。黄金にて成上りし貴族たる今

の大名も、此心得ありて、今の我財產、我事業は、決して獨自一己の者に非ず、是皆國家の御爲に、しばらく預り奉るものなりとの覺悟ありたき者なり。或は更に一步を進めて、宗教的に、其財産の使用、事業の經營につきては、善惡ともに天に對する責任ありと悟られたし。蓋、個人主義や自由主義も、固是、方便にして目的に非ず。而も此主義ならでは、人々貨財の増殖に力を盡さず、從ひて國家の力を減するの恐ありしが故に、此主義を採用したるのみ、究竟の目的は國力の増加に在り。我國にて往古、口分田の制廢れて名田、庄園起り、土地の個人的所有權が、社會の基礎となりし事情を見るも、歐羅巴にて財產の觀念が發達したる有様を見るも、東西符節を合する如く同様なり。古今の經濟事情を科學的に研究すれば、個人の富と云ふは天然の權利に非ず、而も自己の力に依りて維持し得べきものにも、又維持し得たる者にも非ず。人間の組織したる共同生活體(即、我國家)が、其共同の利益を増進せんが爲、個人の富を致さんとする活動を保護し、其富を他人の侵掠より防衛したるものに外ならず。此點より立論すれば、富とは社會が容認する其間だけ、個人に與へられたるものにして、個人を中心とし、自由競争を主義とする經濟學は、本末を顛倒したるものといふべし。されば、國家社會の生活は根本にして、個人の生活は枝葉なり、金持が自身をば國家社會の爲の管財人なりと心得ること、決して經濟學に於ても矛盾すべき筋に非ず。

抑、資本家と勞役者との利害は、時に相反することあり。是の故に、歐米の諸國に在りては、資本家勞役者の鬭争は屢之を見るも、我國には斯の如き不祥は多く聞見せざる所なり。然るに近年、大鑛山、大工場に、往々勞働服役者團結して、資本家に強請するあり。何れも貨錢の引上、待遇の改良を要求するにあらざる莫く、其主張を貫かんことを期して、或は終に強暴手段を取る者あり。則、軍隊の威力を假りて、僅に之を鎮壓し得たりといふ新聞さへあり。是、我國新異の現象、豈、深く戒むる所なかるべけんや。

第二次桂内閣の初め、四十一年戊申の十月十三日、勤儉勸奨の詔書を頒たる。之と相前後して、萬國大博覽會四十五年の延期、競馬券賭博の懸の發行停止あり。又、平田内務大臣助東の二宮報徳教の流布あり。米國艦隊の東洋巡航あり。而も又、社會主義の檢舉者、往々に之を聞きければ、此戊申詔書の拜讀者は、其深厚の懿旨に欽戴せざる者無しと雖、其特發の機縁を臆想して、種々の疑惑を招きたる如し。

朕惟ふに、方今、人文日に就り、月に將み、東西相倚り、彼此相濟し、以て其の福利

を共にす。朕は、爰に、益國交を修め、友義を惇くし、列國と共に、永く其の慶に頼らむことを期す。顧みるに、日進の大勢に伴ひ、文明の惠澤を共にせむとする、固より、内國運の發展に須つ。戦後日尙淺く、庶政、益、更張を要す。宜しく上下心を一にし、忠實業に服し、勤儉産を治め、惟れ信惟れ義、醇厚俗を成し、華を去り實に就き、荒怠相誡め、自強息まざるべし。抑、我が神聖なる祖宗の遺訓と、我が光輝ある國史の成跡とは、炳として日星の如し。寔に克く恪守し、淬礪の誠を輸さば、國運發展の本、近く斯に在り。朕は、方今の世局に處し、我が忠良なる臣民の協翼に倚藉して、維新の皇猷を恢弘し、祖宗の威徳を對揚せむことを庶幾ふ、爾臣民、其れ克く朕が旨を體せよ。

當時、平田内相の地方官訓示に曰く、近來世上危激なる論説を鼓吹し、又は卑猥なる冊子を頒布する類少かちず。此の如きは、社會の秩序と風教を維持する上に於いて、最も憂ふべきの事に屬す云々。其危激なる論説とは、社會主義者の言論を指し、卑猥なる冊子とは、當時流行の自然主義の小説を指すもの如し。やがて、政府は自然主義の文學を以て、直に肉慾文學、又は春情文學と同一

學校の取締

視したるかの疑あり。(又、浪花節といふ如き、江戸時代にも下卑せられたる音曲が、世上に勸められたれば、其標準に感なき能はず)。小松原英太文相は、教育家、及び地方官に對して、青年男女をして、必しも都會に遊學せしむるを要せず、殊に、不健全なる思想、文學、演藝等に接近することを戒むと演説して、其訓令を發す。又、女子教育に就いては、本邦固有の家族主義に適合せる良妻賢母を作るべしと連呼せられければ、新時代の新要求は、之を顧みずといふもののごとし。詔書中の「東西相倚れる日進の大勢、文明の惠澤」について、取捨明ならず。

明治時代の新道德は、西洋に啓きたる自由平等の精神より發現して、其根柢には個人の權威といふ思想を含み、其極端は走りて自然主義的思想となり、忠孝の屈從思想と衝突するに至る。是は、本來、我舊道德、舊風俗に、個人の自由、人格の價値を輕んずる甚しかりければ、水火の勢亦免れざる所なり。此自然主義は、西洋の事例として考ふるも、個人主義、世界開發工業革命より生せる實利主義、及び十八世紀の啓蒙思想、佛蘭西革命によりて勃興せる現實主義に淵源するものにして、其弊あること、彼國人も夙に

東西相倚れる時勢の變遷

新時代の新要求

之を知る。而も今、日本にて、鎖國時代の産物たる習慣と倫常は、吾人の實際生活に適せず、徒に性情を壓抑する所あるを奈何。之を以て、西洋思想と其學說の歡迎せらるゝは、必至の數理也。總べて、近來に於ける國民精神の動搖は、必しも西洋の文藝、又は思想の移入にのみ因るに非ずして、其眞因由は、明治の開國進取といふ、時勢の遷移に伴へる、國家社會の淵底に潜めりといふべし。則、漫に之を以て改新の弊害と爲し、更に陳腐の繩縛に就かしめ、保守の拘束を加ふるも、結局は如何。此世界をば、江戸時代、もしくは、奈良、平安朝に復古し、神權、愚民の政治に立ち歸り得べきか。

女子の人格尊重、自由獨立の要求は、亦新時代の要求にして、女子教育の本旨は、複雑なる社會に處するに適應せる堅實なる婦人を養成するに在り。その昔、單純なりし舊社會の要求せるが如き婦人のみを養成せんとして、謂はゆる賢母良妻主義に止まるは、一種の偏見なるを免れじ。已に政治と云ひ、經濟といひ、家庭の中まで變化を實驗、享受しつつある場合に、男子のみ新社會に適應せしめ、女子は舊典型に棄置せらるべき歟。何として

無政府黨の

も、女子の覺醒は、亦免るべからざるの數なり。

四十三年九月、無政府黨の陰謀露顯し、同類二十六名縛に就き、十二月十日より大審院に於いて公判あり。四十四年一月十八日、裁判確定し、幸徳傳次郎、秋水等二十四名は、死刑宣告を受く。翌日、その十二名の死刑囚は、悔悟の故に、特赦一等を減せられ、無期懲役に處するの恩命あり、爾餘は絞首法の如し。而も、此不祥事の激成について、閣臣問責の決議案、下院に出つ。又、文部省小學教科書中に、南朝正統の説の記載明白を缺く事をも並せ擧げて、政府に逼る者ありしが、通過せずして止む。下旬

四十三年十一月、大審院特別刑事部の豫審決定書に曰く。幸徳傳次郎外廿五名が、今回の大陰謀を爲すに至りたる動機を尋ねるに、傳次郎は卅八年十一月、米國桑港に至り、該國の社會主義者と交り、遂に個人の絶對自由を理想とする無政府共產主義を信するに起る。即、在留の日本人に對して其説を鼓吹し、翌年、社會革命黨を組織し、本邦と外國の同主義者の氣脈を通じ、相呼應して主義の普及を圖るの計畫を爲し、五月歸朝、直接行動論を主唱したるに始まるものなり。其後、傳次郎は、近代無政府主義者の泰斗たるクロボト

幸徳傳次郎の陰謀

キン、其他の著書を翻譯出版して國內に頒布し、遂に多數の同主義者を得るに至り、四十年二月、東京神田區に於ける日本社會黨大會に、公然として直接行動を執るべき旨を發言せり。而も同月、日本社會黨は安寧秩序に妨害ありとて、其結社を禁止されしが、謂はゆる直接行動とは議會政策を非認し、總同盟罷業、破壊、暗殺等の手段に由り、其目的を達せんとする者なり。かくして、其同志は當初の思想普及より進みて、今や過激なる手段を執るに至り、四十年六月、神田に於いて、無政府共產革命と大書したる赤旗を街路に懸して、示威運動を爲し、警察官の制止に抵抗して争鬭を挑み、其十數名は處刑せられたり。當時、高知縣に在りし傳次郎は、翌月出發、上京の途に就き、和歌山縣新宮、及び神奈川縣箱根に於いて、同志に謀るに暴舉を執行せんことを以てし、八月着京、やがて無政府主義普及の最も有効なる手段として、今回の陰謀を爲すに至りたり、云々。四十三年九月下旬、長野縣明科に於いて、其一端を發覺し、四名は其地に逮捕せられ、傳次郎は神奈川縣湯河原に逮捕せられ、直に、嚴密に搜索せられて、各地に散在せる共謀者は悉く逮捕せられたり、云々。

幸徳傳次郎(秋水)は、久しく社會學及び宗教に研修する所あり、而も懷抱は多く世に合はず、危矯の言行多し、政府當局の壓迫、亦連に至る。乃、一轉して無政府主義者と爲り、海外に同志を求めて、所在に隱秘の教を布く。遂

に權勢破壊の方法として、敢て皇室に危害を及ぼさんとの大逆を企圖せるものなり。該裁判確定せる後、桂首相以下、閣員恐懼して待罪書を閣下に捧呈したれど、其罪を問はせられず。また、國民黨は、問責決議を衆議院に提出したれど、通過する能はず。其問責案に、彼等閣臣、陛下の政府に坐し、大政の補弼に任じながら、悖逆の謀を未萌に杜絶する能はず、遂に刑獄を見るに至りたり。是れ、朝に立つ者の、自安んずる所なる歟。且、閣臣等は、毎に民間少しく詭激の理説を講ずる者を視れば、直に目して君國を危くする者と爲し、威迫脅壓至らざる所無く、而も終に人を驅りて彼が如き不祥事を激成せしむるに至りたり。近來政府は、社會改善説と無政府主義とを同一視し、苟社會上の事を講ずる者あれば、其説の如何を問はず、擧げて之を無政府主義の徒と爲し、嫌疑及ばざる所あらず。是がために往々無告の窮地に陥擠せられ、永く冤枉に泣く者尠からざるの實あるにあらずや。則、狂悖彼が如きに至りし者も、半ば政府の之を激成せるに由らざるばあらず、其失政、豈容るるを得んや、云々。獨、是のみならざる也、政府

が、國定教科書の一として、昨年四月より普く全國の小學に課したる日本歴史に於いて、皇祖の神誓と皇室典範とを藐視し、赫々たる天朝神器の在る所を問はず、萬世一系の皇祚に對し奉り、敢て濫りに正閏無しとの妄説を容る、云々。我邦不幸にして、中葉以降、一時兩朝の状態を現出したるが爲に、皇威の陵夷となり、大權の下移を馴致せり。尊王憂國の士之を悲憤し、世を易へ人を代へ、正閏の別を辯ずるあり。故に維新以降、今日に至るまでの諸制法は、概して此確然公定せられたる大義名分の上より成立せざるはあらず。然るに、今や其國定教科書を發行して、南北朝に正閏なしとの妄説を公布し、毫も忌憚する所あらず、是れ明かに明治制法の破壊なり、就中、皇室典範の破壊なり、云々。之に對し、政府は言論抑壓の事實を否認し、無政府黨員の思想が、赤旗事件以前より極端に奔り居りしことを辯じ、教科書は其改訂を約したるを以て、決議案は政友會の反對ありて、通過せずして了る。惟ふに、國民黨が、法文上に明條ある刑獄と、學術上に異見ある史論とを并擧して、一氣悲憤の語を以て、狂瀾怒濤を捲き起し、政府に

通りしは、他に掛引の事情のあることならん。而して、桂首相の多智なる、これしきの逼迫に何ぞ困まん、むしろ、思ふ坪に獲物のかゝれるのみ。まづ文部編輯を免職して、教科書の改訂を命したり。之を以て、謂はゆる南正北閩の俗論衆望は、一に桂首相の力を假りて、其勢威を定むることゝなれり、利巧想ふべし。但奈何、歴史は過去の事實、それ自に因りて定まる者とす。北朝伏見の御流は、萬古一系絶えさせざる者なり、溯源し之に觀察せば、國史の成跡、炳焉日星の如し。後世の制法、云爲を以て、其前代の成跡を掩ふも、豈眞史筆と謂ふを得むや。第八編第十一章並びに南北朝の編章に參考すべし按、昨今、南朝正統を以て確然公定と爲すは、權勢を以て歴史成跡の過去事實をも改作し得ると爲す者に外あらず、其思想は、法律勅命の政治上に於ける改廢制作と、同一の程度に在る如し。やがて、權勢を以て國家の上に布く所の政府は、此潮流に乗し、明治維新史の國定をも思ひ立ちたる如く、其史料採集費用を議會に請求して、容易に協賛を得たり。是ぞ、立憲政府の上に超駕する藩閥元老の、老後のうさばらしとして、こよなき慰安なら

歴史の成跡も後世の權勢に改作せらる

維新史料

濟生會

むぞかし、時勢の歸向また想はれて、あなかしこ。

二月十一日、天皇、桂首相を召し、濟生の勅語を賜ひ、併せて窮民救療の資として、一百五十萬圓を下さる。敕語に曰く、「朕惟ふに、世局の大勢に隨ひ、國運の伸張を要すること方に急にして、經濟の狀態漸に革まり、人心動もすれば、其の歸向を謬らむとす。政を爲す者、宜しく深く此に鑒み、倍憂勤して、業を勧め、教を敦くし、以て健全の發達を遂げしむべし。若、夫れ無辜の窮民にして、醫藥給せず、天壽を終ること能はざるは、朕が最軫念して、措かざる所なり。乃、施藥救療、以て濟生の道を弘めむとす。茲に、内帑の金を出し、其の資に充てしむ、卿克く朕が意を體し、宜に隨ひ之を措置し、永く衆庶をして、頼る所あらしめむことを期せよ。」是に於いて、桂首相は、聖慮を奉じ、恩賜金を基本財産として、濟生會を設立することとし、府縣各地の富豪に勸募す。後、一年餘にして、二千三百萬餘圓を集め得たれば、やがて、廣く恩施救療の事に従はむとすといふ。

四十四年十二月の末日より、四十五年元旦に跨りて、東京市電車現業員の同盟罷業あり、是は、市有以前の會社が、其財産處分にあたり、車掌、運轉手

同盟罷業

等に給與すること不公平なるを怒るに由る。會社は分配金を増し、其事不日に落着せりと雖、裁判官は首謀者を罰す。其後も、小規模の同盟罷業は、公私各種の工場、船艦に絶えず、識者をして憂慮措かざらしむ。

一米人曰く、世界冠絶の愛國心を有する日本も、今や甚しく貧窮となり果て、其人民は近頃比類なき窮境に沈淪しつゝあり。日本國民一人の政費負擔は、平均十二圓七十錢にして、一日所得六十錢の大工も、日給四十錢の印刷職工にも、辛うじて糊口する細民にも、皆齊しく課税せらる。明治三十八年、日本の大工場に於ける労働者は、總計五十九萬人にして、此中、十四萬人は女子なり、殊に其三萬七千人は十四歳未満の少女にして、一日僅に十錢の賃銀を得て、十四時間の労働に服す。すべて日本にては、一年の所得三百圓に超ゆる者、及び總べての營業には課税せられ、又時としては、同一物を三種の名目の下に課税せらる。かかる状態にあれば、日本人が他の列國に嫉妬せらるるに拘らず、海外渡航を企つるは、誠に止みがたき勢なりといふべし。

獨逸半官報の東京通信員曰く、日本は五千萬の人口中、約九割五分は平原に住み、山地に居を構ふるもの無く、其大半農民なれど、牧畜する少し。日本に居留する外國貿易商を壓倒せんが爲に、少數の日本富豪は、其政府より毎年巨額の補助金を受くるも、内地の労働者、殊に女子の労働者に至りては、言ふに忍びざる僅少の

勞銀にて使役せらる。日本政府は、海外に在留する労働者の爲には、諸外國に向ひ種々の註文を爲せども、其國內に於いては全く反對に、却りて資本家と力を合せて、其國民を虐待するに似たり。兒童に愛國心を鼓吹する小學校教師は、男女合せて約十萬、月俸平均十六圓、中學教師は四十八圓、巡查は二十圓なり。尙甚しきは下層の労働者社會なり、その賃戸婦女の體格及び道徳の墮落を見、未來の護國の壯丁の母たるべき彼等の衰耗に思ひ及ぶ時は、悚然として恐れざるを得ず。農民の悲境も亦之に劣らず、彼等は耕作の傍、副業として草鞋、其他の製作に従事するも、其直接税の既に輕からざるに、重き間税(消費税)さへ課せられたれば、今や日本の酒、煙草も、砂糖も、石油も、全く贅澤品の中に數ふべき有様なり。獨逸にて最低廉なる紙巻煙草の四ペンニセのものも、日本の專賣局の賣價は十五錢なれば、最下等の煙草の價は、日本女子労働者の二日、乃至三日の勞銀に匹敵す。外國人一日の宿料は、正しく巡查の月俸の半額にして、九州鐵道が支那より雇入れたる苦力の一箇月の賃銀の二倍にあたる。純日本風の旅館にても、決して宿料は低廉ならず、これを以て其物價高くして、勞銀低きこと甚しきを見るべし。

明治四十一年度の陸海軍豫算を見るに、實に二億三千百四十萬圓なるに、文部省の豫算は僅に八百二十萬圓なれば、三十と一との比に當れり。日本の内地には北海道に七百萬、本州に二千一百萬の農民の居住し得べき空地あれど、此等の地を開拓する模様無し。臺灣、樺太、朝鮮の經營には巨額の費用を要すべく、南滿洲

鐵道にも資本の缺乏あり。日本人は流血と重税とによりて、已に武名を博し、尙鐵銀と衰弱とを以て、商工業上の爭奪に従ふと雖、其海外移住は、已にアングロサクソン民族の友好を失へり。而して支那も漸く日本人を危險視し來り、南滿洲と朝鮮とは、日本の新政の下に呻吟するのみ。又、内治方面には、社會主義大に起りたれば、政府は全力を盡して鎮壓する程なれど、工場法をも設定せずして、少數なる資本家の多數労働者を蹂躙するに任せらる。蓋、日本政府にして、今後も斯る策を執りて人民を壓伏せんとせば、不平の高ずる所、遂に爆發するに至らずむば止まざるべし。萬一、日本にして他國と戦はざるべからざるの位地に陥るとも、其重税の下に苦惱せる國民は、到底、干戈を執るの力無かるべし。

無政府黨の大獄ありしより、君主又は政府に對する危險思想の抑制は、政府當然の計畫として、多方に施されし所ある如し。而も世を見渡すに、謂はゆる異端邪説の對症藥として、武士道、漢學、神道などが應用せられ、はた鎖國攘夷時代の典冊は、奨めらるゝが故に、人心の歸向は益一ならず。且、西洋思想の浸入を防禦するが爲には、國粹、國民性、國民道德の名を以て、彼我自他の區別を明にするを勉め、溝壑自守り、其壘内なる改新思想の異分子を、すべて邪魔となすの時運を啓きたり。かくして、明治の初めに見たる開國進取の雄大なる氣象は、漸

氣象漸く變化を呈す

くにして變兆を呈せること、復掩ふ能はず。此間に、政府は文藝獎勵委員會、並びに通俗教育調査委員會を組織すと雖、其主旨は、健全なる文藝を推奨し、また講談、活動寫眞、通俗圖書等を利用して、國民の思想を善導するに在り、其効果は未知るべからず。

金子筑水曰、近代主義は、一面前代の思想に對する反抗なり、従ひて舊信仰舊傳説を棄て、新事實、新經驗を基礎として、新生活を築き上げんとするものなり。而して、近代生活の眞面目は、激烈なる生存競争なり。故に近代人は、更に強き精神上の新要求を有す。今日思想界の動搖、文藝界の波瀾、宗教界の變化など、皆これに因る所あり。すべて、人間生存の主義を考へて、深き自我の満足を求むるを以て、自我的個人的に傾かざる能はず。又、その強烈なる精神上の要求の満たされざる時は、懷疑的、絶望的、虛無的に傾くを免れず。惟ふに、此近代主義は、實に十五、六世紀以來、西歐民族の三大特徴たりし眞實なる生活の追求、現實的傾向、精神生活の追求、理想的傾向、自由生活の追求、個人主義的傾向に符合するものにして、單に前代の

浪漫主義に反抗して起れるものに非ず。

自然主義文學の多く見えしは、四十年の交歟、爾來其反動として儒教復活論起り、漢學再興の觀を呈し、古風の修養教訓等に關する冊子盛行す。されば、自然主義や、半獸主義、耽溺主義文學の著作も、已に當初の勢力を失墜したり。而も、滿目たゞ壞類假偽の氣風、濛々たるを見る。蓋是、世人を驅りて、内心に自由平等を擴充せんと欲しながら、表面を裝ふの場合に彷徨せしむればなり。今後の進止も、亦測るべからず。曰く亂民賊子、曰く米國歸化、曰く海外放逐、是近日盛に用ゐらるゝ鎖國保守の武器にして、世道人心の變兆は、此間にも探るべき者あり。我邦は、食物、貨銀の經濟上の理由により、已に人民を驅りて外國へ送るのみならず、又思想、信仰の人文上の理由にも因り、其去就を論するに至れり。此狀態は、蓋國運今後の通否にかゝはる者にして、開鎖進退の第二の明治維新を待つ者と謂ふべし。四十五年の春、内務次官床次は、東西中外の宗教思想を融和して、其一致の力を假りて、人心維持、精神の向上に資け、以て國政に便せむとて、神佛耶三教各派の

自然主義

國運の國運

三教歸一の會合

新宗教の建始

代表者を、東京に會して諮る所あり。而も、種々の障礙、自生起し、其期待を果すに至らざるに似たるも、是より三教歸一の説は、くりかへさゞこととなりぬ。或は幸に、多少、排擠構陷の風を矯めて、自他和平の樂易を得むか。又は、謂はゆる國體主義といふものが、一轉して、政教一致の復古時運を開き、國教の名實を完くせむとする着歩か。在留の西人間には、已に、日本政府は、一種の新宗教を建始し、つつありとさへ、警醒する(チエンパーレン)あるに非ずや。

日本舊時代の宗教(佛法)は、其國家政體の改變に因りて衰へ、神道、西教の諸派、及び儒教、哲學等の雜陳、並進の今日、人民信仰心の動搖不定は、實なり。勅語奉讀、眞影禮拜の新儀は、都鄙一般の風俗と爲れりと雖、現人神と宗教信仰の本尊は、必しも同一に思惟せられず。且、明治初年の政教一致策は、失敗に終り第二編十一卷第一章第三編十卷を參考せよ又、教育上の宗教分離、即、學校と寺院の區別を明にし、神社と神道教會の別さへ立ちし程なれば、二、三者の新宗教製造、神祇官再興も、今さら遲暮の感あらむ。而して、床次々官の諮問は、三教長者の會合の席上に、各宗派は、その教義を發揮して、皇運を扶翼し、益國民道

徳の振興を計らむと欲す。我等は當局者が宗教を尊重し、政治と宗教及び教育の間を融和して、國政に資せむことを望む云々と覺書したるを以て終れり。兩三年前には、平田内相の時、二宮報徳宗の弘布に力めしが、床次々官が、それに比すれば一段の廣大を示したるは、大に可なり、而も、其効果は如何。最近世に衰へし宗教の權威を復興して、新來の信仰思想と調和せしめ、以て開明進取の國是に遵由し、世界共通の文化に参加せむと謀る。恐らくは、一朝一夕の事功に非ず、たゞ今後の努力に俟たむ。

學制改革 明治四十年、義務教育年限を延長して、尋常小學科六年となし、同時に二大學、五専門學校の増設に着手し、一年平均五千人の學生收容力を増さむと計る。四十二年、文部省は貴衆兩院より、商科大學設置を建議せしを機とし、之を東京帝國大學教授會に諮問し、法科大學内に商科を附設せしむることとす。而も、これより先、東京高等商業學校關係者は、多年同校を商科大學とするの希望を有せしかど、今や文部は其宿願を容れずして、此舉に及びければ、該校の師弟共に不平なり、辭職者あり、生員之を觀て憤激し、遂に呼應して舉りて

退學するに至る(五月) 文部省は校長を換へ、學生の希望を容れ、教授を復職せしめたりと雖、商科大學の自立を許さず。

我國には、十數年來、學制改革の議、朝野に盛んなり。商科大學問題は、これと關聯する所あり。商科大學を帝國大學の一科とするものは、大學綜合主義の歸結にして、東京高等商業學校を商業大學に昇進せむとするは、單科大學主義より起れりと謂ふべし。綜合大學制を執るものは曰く、大學は學術の蘊奥を研究すべきものなれば、各部各科相聯合提携するの要あり、單立大學は一科專攻に可なりとするも、規模狭小にして、完全なる研究を不可能ならしむと、從來、文部省は綜合主義を執りて、單科大學を許さず、東京帝國大學は固より、京都帝國大學、九州帝國大學、東北帝國大學等は、一見、單立大學なるが如きものも、漸を追ひて完全なる綜合大學と爲さんとするものなりといふ。之に反して、單立大學制を主張するものは、綜合大學の學術研究は、名は美なりと雖、今日の國狀よりすれば、實は單立大學と異らずして、各分科何等の聯絡なし。校舎の接近といふを外にしては、

單立大學の群集と選ぶ所なし。則むしろ各地に數多の單立大學を起して、國家現下の須用に應せしむるに若かずといふに在り。然るに、各地に各種の單立大學を起さんとする時は、其豫備教育に關して、綜合大學制に於けると、一律なるを得ざるを以て、大學に關する此二主義の差は、必然に學校系統の差異を來すべきものなり。

政府仕進の法、文官任用令と文官分限令とあり、新に官吏となる者は、勅任官以下は、皆必登用試験に及第せる者たるを要すとす、以て官僚社會の成立維持に便宜する者の如し。而して、其及第は、大抵官立大學の出身者にして、該大學は年々國費を投して秀才を致すも、結局官僚社會の羽翼を加ふるの疑あり。之を以て、學制改革を論ずる者、或は官學の自立、官制の上と、經營費用の上を説き、或は官學、私學を均等の機會に置かざるべからずといふに至る。而も、是は、官營主義と自治主義の根本の問題に係るのみならず、近時の形勢、薩長藩閥の相續人として、官僚社會の一階級を成さむとするの日に在りては、到底、空論に止まる。且、其官僚養成も、軍人給養の費用に比べて大差あり、文武の偏傾甚し。

近時の實驗に由れば、中學校以上の設備不充分にして、官公立學校の生徒收容力は、年々不足を告ぐ。則、私立學校は、之を補ふに於いて、缺くべからざる機關なるを以て、之を保護獎勵すること、時宜の政策と謂ふべし。而も免れ難きは、官民朝野の隔離なり。動もすれば、政府は私立學校を繼子扱ひにするを常とし、或は其生徒を目して、高等遊民といふに至る。さればとて、此遊民を放置するの路ありや、亦陛下の臣民ならずや。

近年の學制改革の問題は、教育年限短縮を主眼とす、而も畢竟、國家及び地方の費用問題に歸着すべし。因りて、教育の内容充實の論あり、教員俸給國庫支辨の説あり、私立學校補給の議あり。政府は、四十二年、道府縣の長官に訓令し、公立學校設備準則の拘束を緩和し、土地の情況と資力の如何とを顧み、必しも一様の設計に依らず、すべて實用を期すべし。特に、實業學校に在りては、各種の設備は、善く當該地方の状態を斟酌して、實際に適切ならむべしといへる事あり。翌年に至り、文部は學制改革案を發表して、世論に問ふ所あり。

鎌田慶應義塾長曰、學制改革問題は多年の宿題なるが、小學校は暫く措き、

現今の中學は、一に文部省令の一法に依れど、土地に應じて、實科中學、及び豫備中學の二種なかるべからず。實科中學は、卒業後直に世に出でて、適當の業務に接觸する者の爲に設くるもの、豫備中學は、更に進んで高等の學科を修めんとすの者の爲に置くものなり。又其中學生徒に就いて注視すれば生徒腦裡には、十數種の學科片々として残るのみにして、簡要を失ふ、宜く其繁雜の學科を省略すべし。又、我邦の在校年限は長きに失す、學修は一生一代の事業なれば、學校にのみ長き年限を費さしめず、學校にては生涯學ぶべき根本的知識を與ふるに留めざるべからず。次に現時の高等學校は、恰外國語を學ぶ爲に存在するの觀あり、之に加ふるに大學の豫備門たり上下の連絡を善くせず。よろしく外國の組織を參酌して、小學校時代より外國語を課し、以て最高等學校に連絡せしむる方法を執るべし。又、大學は漸次増加し、最高の學問修業を盛にせざるべからず。その四十三年發表せられたる文部省學制改革案は、中學校と大學との聯絡上、一個年を短縮するを骨子とし、現在の高等學校を廢して、高等中學校を設け、高

等中學校を以て單に大學の豫備門たらしめず、高等普通教育の機關を兼ねしめむとするに在り。高等教育會議は、この案の諮問に逢ふや、中學校を五年とし、高等中學校を二年半とし、休業日を整頓して、現在高等學校三年の授業日數と大差なからしめ、中學、高等中學間に、現在の如き日月の空隙なからしめ、以て小學より大學に至る者をして、現在より一年を短縮せしむることに修正し、且、高等中學は公立のみならず、私設をも許すこととせり。文部省はこれに同意し、樞密院に廻附し、法制局に於いて再調査して之を發布したりしも、世人、この改革の姑息にして、現下の國勢民情に適合せずとするもの少からず。

この改革案に對し、或は第二外國語を全廢して、二個年を短縮すべしと論ずるものあり。或は尋常小學校四年を終りて中學に入らしめ、以て二年を短縮すべしと論ずるあり。或は高等學校の卒業と、大學の入學とを同時期にして、半年の短縮を行ひ、中學と高等學校との學科を整頓して、半年の節約を行はんといふあり。又、學校系統に關しては、中學校に豫備科を置き、高等教育に進まんとするものをして、初より特殊の教育を受けしめ

んといふあり。各大學に、豫備校を附設すべしといふあり。高等學校を廢して、直に中學校と大學とを連接すべしといふあり。或は、獨逸の制度に倣ひて、中學校を文科と實科との二種に分たんと主張するあり。

第二次西園寺内閣起るに及び、小學教員奏任待遇の法を設けしかど、教員増俸を企て、其成案を見ず。而も又、學校試験の廢止を唱ふる者あり、賛否の聲朝野に喧し。此他、國字問題、漢字及び羅馬字に關係す、假名遣問題等あり。

我國の教育が、泰西に比して其年限を要すること長きに失するは、識者の説の一致する所なれば、國語、國字の改善を以て修業年限を短縮すべしとし、これが解決を、學制問題の根柢とせざるべからずと主張する者あり。

而も、漢字、羅馬字、及び假名遣の教授に關してすら、政府の施設、朝令暮改の迹あり。蓋、國語、國字の難易、好悪は、日本文明の發達と、國家の進運に係りて、大通塞、大利害を爲す者なるも、其解決今に見えず。日本語の不整理、不容易、日本文の難習難解は、世界に於ける日本の前途を豫言するに非ずや。又、我邦の教育法は、凡て劃一に失し、教師に自由活動の餘地を與へず、生徒

をして其天質を伸ばすの機會少からしめ、國民をして千篇一律の凡庸に終らしむるものなりとの非難あり。又、試験の苛酷なるを説き、天才教育の必要を主張する者ありて、學制を改善し、各地方、各學校の狀況に應じて、教育の自由を與ふるを以て、目下の急務なりと唱ふ。

經濟事情 大戦役の後を承けたる國民經濟の事情は、三十九年に於て、夙くも事業勃興の風を生し來り、世人多くは物價の昂騰、資本の潤澤に誘惑せられ、幾多無謀の株式を計畫しければ、其新企増營は、實に十八億萬圓と稱したり。

四十年二月に至り、財界不景氣の聲俄に起り、諸株式一時に暴落し、恐惶四方に波及す。彼の空株はともかくも、眞價實質を備へし諸事業も、爲に沮害せらるゝ所あり。又、銀行の倒産する者ありて、人心動搖、融通、愈快利ならず。外國貿易は九億の總額に達せるも、銅價低下、生絲の米國輸出遲滞して、出入の趨勢順ならず。或は外國資本の流入を希圖するも、輒く合意を得難し。此に於て、民間、方今商工の艱苦は、近時官業官營の過多過大に由ると論するものあり。政府又、公債價格の低下を憂ひ、其新募を停止せしめ、稍、官事業繰延計畫を變せず

國本を養ひ
人心を振る
はす

して年期を後にすの急を悟る。而も鐵道國有法は、第二十二議會に可決せられ、其の買収公債二億は、時を相して之を發行せざるべからず、官民の支持、亦苦辛多し。然れども、大局より之を觀れば、戰後事業の振興は、著大なる者あり、一枚舉に違あらず。但し、世界の形勢は、各國皆武備に熱中し、及ばざるを惟れ恐る。則、人民の負擔の輕減し易からざるや想ふべし、此に於てか、益國本を近く内に養ふの急を見る。而も、戰役に由りて起れる致富者、得意者は、豪奢に移るを免れず。やがて人心は浮華に流れ、一攫千金の投機は、夫のナリキン者に刺戟せられて、到る所に行はれ、之と共に、臺灣總督府に彩票(富籤)の發行あり、都鄙各地に馬匹改良を標榜せる競馬賭博の公許ありて、世説紛然として起る。ポーツマス條約の結果は、豫期したる償金、一文も得られず、戰費の負擔は益加重せんとす。之を看て取れる前途に對する悲觀と、日清戰後に味ひたる苦き經驗の追憶とは、遂に何等、生産事業の企劃をも爲すして三十八年を送りしが、三十九年に入れば、都市の人氣は、俄然、事業に集中して、夫の南滿洲鐵道株式二億圓の應募額が、要集額の一千倍以上に達したるが如

き、早くも狂熱に罹りて順調を失ふ。果せるかな、翌年に至り市場の恐怖を起し、無謀無資の投機者流の失敗となり、泡沫會社の解散、薄弱銀行の破綻、一時多少の係累を國家經濟の上に及ぼすを免れず。世人、因りて政府閣臣の無能、失策を怒るに至る。

是の如く、四十一年は、株式暴落、人氣萎縮を示すに至りしが、西園寺内閣は、其救済の爲に國債を償還し、商業金融は、爲に緩和せられ、諸株も漸く回復の勢を示しぬ。既にして、桂内閣成立するに及び事業の繰延、公債募集の中止、毎年四千萬圓以上の國債償還等の策を採りければ、商工業界も、恰靜穩に歸し、桂侯爵を謳歌する者あり。四十二年には、大日本精糖會社、東洋汽船會社等の破綻、紛擾少からず。爲に、企業不振の情勢を助長したるの觀なきに非ざるも、桂内閣が、公債償還着手の結果として、日本公債の信用を高め、外國資本の輸入を見、金融は、益緩和せられたり。四十三年に入りて、政府は國債の償還、及び借換を斷行し、約二億五千萬圓の資金は、更に民間に散布せられ、年來沈滞せる商工業は、漸く勃興の機運に向ふ方にこれ、桂内閣の經濟政策の誇を示すの秋なり。

桂
藏
相
の
財
政
策

【今代國勢發展編】

五一四

四十二年、桂首相の實業振興諮問案に對して、商工業者の答へたる意見、或は「不景氣の原因は、征露戰後、狂熱を極めたる好景氣の反動なり」と云ひ、又は「世界的不景氣の結果なり」といひ、又は「畢竟、租稅の負擔過重の結果なり」といふ。其不景氣の挽回策に就いては、「自然的回復の機を待つべし」といひ、「政府は、或程度まで、振興策を講ずる必要あり、宜しく鐵道、電話、其他海陸聯絡設備の如き、生産的方面に大に畫策する所あれ」といひ、或は「國稅の過重は、戰後の國民として、或程度まで耐ゆるの力量あれど、國庫に餘裕あるの時期に至らば、減稅する方針を採らんことを望む」といひ、或は「日本銀行條例を改正し、見返品制度を擴張すべし」といふ。又、關稅に就いては「關稅の有無加減に因りて、商工業の發達したるあり、或は沮害したるあり。其反應は、大に重要なるを以て、宜しく關稅定率法の改正に就いて、十分注意せざるべからず」といふに在り。

或は論していふ、今代四十五年間、日本商工業政策は、幾度か變更し、方針は時によりて動き、其間消長なきにしもあらざりしかど、大體に於いて、頗秩

序ある發達を遂げ來れり。まづ、金融より之を見れば、通貨は明治三年までは、悉く政府紙幣なりしものが、國立銀行設立と同時に、銀行紙幣と金銀貨の併用となり、西南戰爭の後には、一時激増したるも、一方不換紙幣を償還したるを以て、流通高は十一年の一億六千萬圓を最高として、二十年まで漸次に減少せり。十七年の中央銀行設立と相俟ちて、兌換制を確立し、二十年以後、國富の増殖につれて更に膨脹し、四十四年に至りては、元年に比して、二十五倍の流通高を示せり。

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 明治元年 | 二四〇〇、〇〇〇 | 明治十年 | 一、四九〇〇、〇〇〇 |
| 同二十年 | 一、六四〇〇、〇〇〇 | 同三十年 | 二、八三〇〇、〇〇〇 |
| 同四十年 | 三、七六〇〇、〇〇〇 | 四十四年 | 六、〇八〇〇、〇〇〇 |

之に伴ふ銀行業に至りては、其統計、二十七年前には不備を免れざるも、二十八年以後の増加は、四十三年に至る十六年間に、拂込は四倍し、預金は十倍し、貸付は三倍、割引及び荷爲替は十倍せり。

明治二十八年

明治四十三年

銀行の營業

【今代國勢發展編】

五一六

各種銀行拂込資金 一、二八〇〇、〇〇〇〇
 同 諸預金 一、九一〇〇、〇〇〇〇
 同 貸付金 二、八一〇〇、〇〇〇〇
 同 割引及荷爲替 九四〇〇、〇〇〇〇
 更に之を手形交換に見るに、交換所を置きたるは、三十年以後に屬すと雖、四十四年、八十五億圓に上れり。又、外國に對して、貿易商品及び地金銀の輸出入は左の如し、但し萬圓を單位とす。

| 年 度 | 輸出商品 | 輸出地金銀 | 輸入商品 | 輸入地金銀 |
|--------|--------|-------|---------|-------|
| 明治 五年 | 一七〇二 | 四四八 | 二六一七 | 三六九 |
| 同 十年 | 二三三四 | 九四四 | 二七四二 | 二一七 |
| 同 二十年 | 五二四〇 | 一一〇三 | 四四三〇 | 八八七 |
| 同 三十年 | 一、六三一一 | 一九二一 | 二、一九三〇 | 八一四六 |
| 同 三十五年 | 二、五八三〇 | 二〇二 | 二、七一一七三 | 三二一六 |
| 同 四十年 | 四、三二四一 | 一八七五 | 四、九四四六 | 八二五 |

貿易の趨勢

同四十四年 四、四七四三 二四三九 五、一三八〇 六一六
 更に重要輸出入品目に就いて見れば、輸出に就いて加工品を増加し、輸入に於いて原料品を増加すること、年々著し。(伊東祐毅氏に依る)

重要輸出品(單位は萬圓)

| | 明治元年 | 同 十年 | 同 廿年 | 同 卅年 | 同 四十年 | 同四十四年 |
|-----|------|------|------|------|--------|--------|
| 生 絲 | 六〇五 | 九六二 | 一八二八 | 五五六〇 | 一、一六四三 | 一、二八八七 |
| 茶 | 三五八 | 四三七 | 七六〇 | 七八六 | 一二六一 | 一四三〇 |
| 水産物 | 一五五 | 一五一 | 三二三 | 四四六 | 八九七 | 九一 |
| 石 炭 | 七 | 八二 | 四九 | 八三一 | 一九〇五 | 一七九八 |
| 樟 腦 | 七 | 一五六 | 二〇三 | 一三一 | 五〇三 | 三二四 |
| 銅 | 一 | 五二 | 六四七 | 五七七 | 二六二六 | 二〇三〇 |
| 綿織物 | | 二 | 一七 | 一三四九 | 一六五五 | 一九六七 |
| 羽二重 | | | | 九六三 | 三〇三四 | 三〇三九 |
| 綿 絲 | | | | 一三四九 | 二九一四 | 四〇二〇 |

【第十二章 明治季年の國勢】

五一七

重要輸出品

磷 寸

三三八

五六〇

九四四

一〇〇七

重要輸入品單位は萬圓

| | 明治元年 | 同 十年 | 同 廿年 | 同 卅年 | 同 四十年 | 同四十四年 |
|-----|------|------|------|------|--------|-------|
| 綿織物 | 二五四 | 五〇〇 | 三三六 | 九四九 | 一七四九 | 一一四五 |
| 毛織物 | 一九四 | 四八四 | 四五三 | 九六一 | 一二三〇 | 一一四五 |
| 綿 絲 | 一二三 | 四〇六 | 八二〇 | 九六〇 | 二〇二 | 六八 |
| 砂 糖 | 九一 | 二八七 | 五七七 | 二〇〇〇 | 一九八六 | 九一五 |
| 米 | 四三 | 二九 | 一一 | 二二五二 | 三〇九三 | 一七七二 |
| 棉 花 | 四二 | 四一 | 九一 | 四三六二 | 一、一五六四 | 四六七八 |
| 鐵 鋼 | 一一 | 一一一 | 二四八 | 一六七七 | 四二九四 | 四七〇六 |
| 石 油 | 一 | 六〇 | 一八七 | 七六六 | 一四三二 | 一三〇六 |
| 羊 毛 | | | 一〇六 | 四六〇 | 一一二六 | |

而も佳夢も久しからず、論者の憂惧は四十四年を待たず、商工資金は稍逼迫し、金利上騰は月を逐ひて急に、關稅改正に伴へる見越輸入は頓に増加す。され

最近年の貿易逆潮米價暴騰

ば、輸入超過は七月末一億二千五百餘萬圓となり、貴重の正金は漸次外國に流出し去る。因りて、正貨補充問題を喚起す。忽にして、十月清國の革命亂起りて、對清輸出貿易に打撃を被りければ、金融益逼迫し、四十五年となるも、輸入超過の勢は易ふる所無し。此間に在りて、米價頻に騰貴して、空前の高價(一石廿五圓)を示し、或は外國米の輸入稅撤廢を説き、種々の救濟論出づ。また、日本銀行家と佛國銀行家との、共同出資(一千萬圓)に成る日佛銀行は、我經濟界に多少の希望を屬せらる。然るに、海外に於ける我財政の信用は、漸次に低下の傾あり。桂内閣時代、倫敦市場に於いて九十磅を超えたる我公債は、今や八十磅に下り、第一次西園寺内閣の末期に異らざるに至る。これ蓋、第二次桂内閣が、巧妙を示せる公債政策の弱點と真相が、已に海外に暴露せられたる結果なり。(四十五年の春夏の交)

近年の日本經濟界は、大戰後の財政計畫が、戰役中に萎靡せる民力を回復せしむるに及ばず、益々重稅を累ねて、一部分の成金を現出したれど、全體の困憊を加へたるや明なり。而も、年を経る六七星霜、若干の糊塗を爲した

財政整理の
條件

りと雖、整理の實は擧れるに非ず。是、驕慢の俗情を増上せしめて、偏武の策略を遂行せむとする者あるに由る歟。則、歲計の出入を支持し難きや、亦その所のみ。四十四年の西園寺内閣は、此窮境に反省する所ありて、行政及財政の整理を宣言し、今や其中途に在り。彼、政府經營の過大、人民負擔の過重、軍事費の過大、生産教育費の過少、官業の侵略、民業の壓迫、物價の暴騰、公債の下落、貿易の逆潮、輸入超過、貨幣兌換制の危殆等は、果して矯正調節し得るや否や。殊に、公債の二十億の巨額に上れるは、全く最近の事に屬し、版籍は大に加へたりと雖、生産の増すこと之に對比せず、斯の民の苦痛せざらむと欲するも、豈得べけむや。又、之を國內の社會榮枯の狀態に見るも、中等以下の人民は、軍事の負擔と資本の驅使に供せらるゝために生れ出でたる實あり。人民貧窮の境遇、生活の實費過大、即、物價騰貴は、仁政も之に及ばざるの嫌なきに非ず、貧窮はいよゝゝ貧窮の感情を強くするのみ。かの軍人及び官僚は、この民の疾苦に反省せざるか。

産業の狀態 今、産業の殷興に因りて、國力の加はるべき事を、既往の迹に考

社會榮枯の
狀態

農業

ふるに、農は古來國本と稱し、歴代勸稼を以て國政の要務と爲し、近年に至り、商工、其他の産業並びて興り、互に發達を競ふと雖、農業は國家經濟上に重要な首位を占むること、猶舊の如し。蓋、農は國に強壯なる精兵を供給し、世に健全なる風習を保存せしめ、邦家の隆替に緊密の關係を有す。今、國民の六割三分餘は農業に従事し、地租の標準たる法定地價十二億五千餘萬圓に過ぎずと雖、農地の實價は、法價の四倍、五十億萬圓と計算すべし。毎年農業より生産する者は、極めて低平に見積るとも、田より五億七千萬圓、畑より二億八千萬圓、蠶業より一億一千萬圓、茶業より一千五百萬圓、畜産より四千四百萬圓、總計十億萬圓を超ゆ、又、林産は一千万圓、水産は一億萬圓に近し。

或人の算數に、日本の國富は、時價に積もらば二百五十億圓の額に達すべしと爲し、其の中に重大なるは土地にして、凡百二十五億、家屋及諸造物は三十六億、家財器具は十八億などいへり。

明治四十三年六月、生産調査會に於ける農商務當局者の説明に曰く、生絲は我國産業中の重要な地位を占め、輸出品中にも第一の貨物なり。而

國富

して、世界の現状を見るに、過去十年の需用高は、約三割六分の増加を示したれば、今後十年間の需要高を推想するに、人造絹以外、確に三割の發達を爲す見込あり。(世界の需要高は、五千四百萬斤の多きに達し、日本は千六百萬斤の輸出を爲すべし)。然るに、日本の生絲は其織帛にあたり多く横絲に用ゐられ居るを以て、將來は進んで縱絲用として、更に輸出を盛んならしめざるべからず。されば、品質の改良は、輸出上の第一義といふべく、即、桑園の改善増殖、蠶種の統一、及び繭質の整一を圖るの必要あり。本邦内地の米穀消費状態は、臺灣より移入するもの、外、一年平均二百萬石の外國米を輸入す。然るに、本邦の人口は、將來非常の増加を示すべく、即、過去四十年に於ける人口増加の比例より推測せば、來る明治七十年には、内地七千萬人に達し、従ひて米穀需要高は七千八百萬石の多きを算すること、明かに統計の擧示する所なり。されば尙、一段の奮勵を以て、増收と開墾に努力せざるべからず。米價は、五十年前の江戸時代末路まで、大略、一石一兩乃至二兩の高下に過ぎざりしが、慶應に至り、突飛にも五六兩

より十兩近くの暴騰を爲し、幕府は以て倒滅したり。是は、一に其失政と惡貨の結果なり。此勢は、明治の三年に及びしが、四年に鎮定し、通貨も改まり、一石四圓前後と爲る。而も、丁丑の亂後、不換紙幣横溢の爲に、十三年十四年には十圓臺を破りしが、一般財政の整理ととも、米價下落し、二十一年には、東京相場五圓の低價を示す。爾後、年々の高下あるも、大略は諸物價と共に昂上の趨勢なり。四十四年には米價二十圓、四十五年の夏には二十五圓に達し、爾餘の物價二倍乃至三倍なるに比し、米は更に五割乃至十割の騰躍を爲したり。

往時の工匠は、農商業の傍、小規模の工業を營みたるものありと雖、一地方、一部落の需要に局限せられ、稍大なるものは、其官公に隸屬したるが如し。而して皆手足を唯一の動力となし、單簡なる器械を使用し、其製産額、甚僅少なり。且其業務經營の任も、概して世襲の家に在れば、子孫相傳するか若くは師弟授受するが如き風習なるを以て、職業の自由廣く行はれず、史家之を稱して隸屬工業といひ、獨立自營の工業と區別せらるるを以て、明治の開國に至れり。維新以來、

手細工

資本を合同して工場を建置し、多數の職人を集め、歐米の機械を以て製織するもの、漸くに其數を加ふ。さればとて、從來の手織手細工ものも、全く之が爲に打破せられたりと云ふに非ず。其成績は、往々強靱にして精巧なるを以て、或は手工の必需を認められ、殊に指端の運用、細密、輕捷なり。故に、綴縫取切替、箔引等は、全く巧妙なる指頭の作用に依りてのみ製織せられ、他の器械の進歩發達も、此には毫も影響なきに似たり。

紡織

明治の初年、一時、棉絲、棉布、及び毛織物を夥く輸入したるも、我男女は蠶絲に力を移すを得、絹織物は却りて盛況を呈す。已にして紡績、織紵等に便利の器械を供給せらるゝに及んで、忽、棉絲、棉布、麻布、帛布、モスリン、及び毛織物等の技術は、速に精巧に進みて、優に輸入品を凌ぐに至り、從ひて外國に向ひ輸出の路を開くことゝなれり。二十一年、政府は特許、意匠、商標に關する三條例を發布し、工業上新規なる器具機械を發明し、又有益なる改良を爲したるものに對しては、專賣の特許權を與へ、其斬新の意匠を案出したるものに對しては、意匠の登録をなし、又自己の製品を表章する商標

工業獎勵

汽力及電力

の登録をなすの途を開く。又、宮内省は特に美術工業を獎勵せんが爲に、帝室技藝員の制を設け、其名家を選任し、美術學校には技術及び學問を授け、工業學校及び公私の諸工場と相俟ちて、且作り且習ふの所となれり。是に於いてか、紡績業、鐵工、機械工、造船工業、絹布並に棉布、酒醬類、其他、印刷に、電氣に、漆器に、銅器に、陶磁器に、燐寸及び花莖に、麥稈眞田に、あらゆる工業は、會社組織を以て經營せらるゝの風を長し、政府も亦自一私人の地位に立ち、收入上の工業を經營するの端緒を開けり。而して從來、我工業家は、專、内地供給を以て其製造の目的となし、が、此時代よりして、東洋向、或は西洋向の區別を爲し、各其物品の需要地に於ける嗜好を考へ、其流行に由りて、年々製作を改むることゝなれり。又此工業動力は、當初蒸汽を多く用ひたりしが、水力電氣の設備、或は瓦斯發生機等の發明ありてより、更に一層の便利を得、馬力の大小を問はず、遠隔地に動力を運送するの自由自在なるを以て、大工場にも、小家庭にも、規律整然たる工作を爲さしむるに至れり。

礦業は、前時代の習に因り、主として政府の奨励保護の下に發達進歩したるや論なしと雖、一面には學者が誘導鼓吹に努めたる結果、當業者も亦進みて泰西の學藝技術を應用し、銳意擴張を圖り、以て今日の盛を致す。而も、銅と石炭の二坑を以て、最大と爲し、又、石油ありと雖、國內の需用に足らず能はず。文久年間、幕府初めて米人を招ぎ、北海道、鑛山、炭田の調査を爲ししより、明治政府となりては、銳意鑛業を起さんが爲に、工部省に工學寮を置き、採鑛、治金の術を教授し、又工部大學を設立す。當時、佐渡三池、生野、高島、阿仁、院内、釜石等、著名の金銀鑛山、煤田等は、皆官業たりしが、經營既に緒に就くに及び、十八年、佐渡、生野三池の外は、悉く之を民業に移し、續いて三鑛山も亦民業に移る。今日にては、或、特殊の性質を帶ぶる鑛山、石炭坑の外は、總べて民業に附し、越後、石油の如き、全く民營に由りて其盛大を致すに至る。此間、特に一言すべき者は、水力應用が、鑛業と最密接の關係あること、是なり、殊に水力電氣は、二十三年、足尾銅山始めて之を用ひしに、後十餘年にして漸く廣布し、今や到る處に在り。我國の地形たる、山岳丘陵、起伏極まり

なく、水流縱横、到る處、急湍激流を爲すを以て、水力を使用するには、無上の利便を保有す。但し、斯業の盛行につれて、或は汚水の流下、毒煙の發散を見、或は山野の崩壞、河川の洪溢、田圃の荒蕪を生し、爲に人畜の退避、草木の損傷を招き、往々物議あるは、最救済を要する者とす。

凡、農商工、並に運漕等に従事の株式會社は、日清戰役の後（二十九年）に、合四千五百、此拂込資本四億圓、積立七千五百萬圓とす。日露戰役後（三十九年）に至れば、合九千、此拂込資本十億圓、積立二億圓といひ、逐年増加する所あり。

日本の海運が、常に戰役を経る毎に發展せることは、明治七年以來の事實、殊に二十七八年の戰役に徴して明かなり。而して三十七年日露開戰後の事實は、一百四十萬噸、即、戰役前に比して無慮五十萬噸の増加なり。日清戰役に於て、二十六萬より三十八萬噸に増加せしに比して、約五倍に當り、日清戰役前に比すれば、一億萬噸の増加なり。陸運には、官有鐵道四億、民有鐵道一億の投資金と計算せられ、六千三百哩の長さに及ぶ。

銀行預金の累年比較は、二十年には三千萬圓に足らざりしものが、日清戰役後に

は二億圓に上り、日露戦役後には十二億圓となり、又郵便貯蓄銀行預金の額を見るに、二十年には二千萬圓にして、二十九年に倍加して四千六百萬圓となり、四十三年には又更に六倍して二億七千萬圓となれり。

明治二十九年

明治四十三年

| | | |
|------|------------|-------------|
| 農事會社 | 一七〇、〇〇〇 | 一六九〇、〇〇〇 |
| 工業會社 | 八九九〇、〇〇〇 | 五、八〇一〇、〇〇〇 |
| 商事會社 | 一、九二七〇、〇〇〇 | 六、八七八〇、〇〇〇 |
| 運輸會社 | 一、一三二〇、〇〇〇 | 一、九六〇〇、〇〇〇 |
| 合計 | 三、九七五〇、〇〇〇 | 一四、八一四〇、〇〇〇 |

國富の合計

而もかゝる状勢の産業も、世界の比較に就きて之を考ふれば、三十九年度の我國の富力を總額二五〇億圓と推定し、一人分五三九圓強となる。之を英吉利人の總國富一二〇〇億圓、一人分三〇三〇圓、北米合衆國人民の總國富一八八六億圓、一人分二三四〇圓に比する時は、僅に六分の一、乃至五分一のみ。又、收入の上に於いても、英吉利には一人一年の平均収入は三六五圓、北米合衆國に

人口の増加

は四四五圓なるに、我國にては僅に三十五圓に過ぎず。其富有の加はりし跡を徴すべきに拘らず、頭等國としての我國の前途なほ、頗遠なりと云ふべし、唯、勉むるあるのみ。外國に負へる公私債十六億は、何を以て完済せむ。

我日本人は、頗繁殖力に富める民族なり、明治五年に三千三百萬の人口は、二十年に三千九百萬となりしに、四十年には一千餘萬を増加して四千九百萬となれり。此間に臺灣の新附民二百五十萬ありと雖、平均一年の増加人口は五十五萬餘人にあたり、人口増加の急速なることは、毎年百人に付き二人を増すなるアメリカ合衆國と、百人に付き一人五分を増すドイツ國とに次ぎて、ロシア、スウェーデンと共に、一人二分の増加割合を示せり。かゝれば、人口稠密の度に於いて、亦他の文明國に過ぎ、ベルギー及びオランダを除きて、實に世界の第三位を占む。今後も、此の如き増加の率を以て進行し行かんには、我人口は五十年にして當に一億に達すべし。目下、文明列國の有する殖民地は、ロシア四八〇萬方哩、イギリス一一一萬方哩、ドイツ一〇三萬方哩、アメリカ合衆國六〇萬方哩なるに、我日本の有

する所は臺灣、樺太及旅順半島を合し、僅に三萬方哩なり。近時、韓國の我保護の下に歸してより、同胞の出で、該半島に在留するもの十二萬人。之に次ぎてはアメリカ合衆國の本土に九萬人、ハワイに七萬二千あり。此外、オーストラリアに二千人、フィリッピン群島に二千四百餘人、カナダに三千五百餘人あり、メキシコ、南アメリカ諸國、及印度洋沿岸の各地にも散在す。即、海外在留同胞二十二萬人が、毎年本國に送り來る金額は一千二百萬圓に及ぶと云ふ〔煙山氏最近世史〕。又、朝鮮の人口は今一千四百萬にして、國富の評価は約二十五億と云はるゝも、實は詳ならず。

海外移民は、北米、南米、南洋、行く所として可からざる莫し。其北米の西岸には、近年種々の葛藤ありて、往航者は稍減したるに似たるも、南米、南洋の新企畫は、漸次に確實に赴くごとし。論者、即、南へ南への推奨あり。又、朝鮮の併合は、其移住拓殖に新紀元を始め、滿韓集中といふ語は、殖民政策に毎に聞く所なり。特に南韓の農業、漁業、北韓の鑛業、滿洲の商工業、煤田は、世に唱へられ、其韓國は優に一千萬口の收容地ありと稱するも、今年四五僅に二十萬口のみ。

海外移民

滿韓集中

韓國は既に開墾せられたるもの百八十萬町の外、尙、農地として利用し得べきもの百五十萬町を餘す。鑛山に至りては、其開墾日尙淺しと雖、金銀、銅鐵、黒鉛、及び石炭等に豊かなるは、技師の夙に認むる所、今日に於いても、金の輸出せらるゝもの、年八百萬圓を算す。水産も年額尙六、七百萬圓に過ぎざれども、漁法の改良に依りて、年々二千萬圓の收入を得るは確實なり。韓國人口、一平方哩、約百二十五人を、我内地の三百以上なるに比すれば、疎密洵に駭くべし。その人口を今日の二倍に加ふるは、さのみ難事といふべからず。滿洲に於いては、農業移民よりも、むしろ商工を以て多望なりとす。鐵路縱横に布かれ、交通發達するの運に伴ひて、商工業の益繁盛すべきは、火を賭るよりも明なり。

明治史下卷終

此倒叙史は、初め戊申の歲^{明治四年}を以て稿を起し、分篇着手し、其終章は豫定する所あらず。唯、日夕編摩推敲して、三、四年を過ぎぬ。去年の秋、十冊の稿本成り、逐次に植字紙型に附するに方り、其國勢發展編は、當に明治今代季年最近の追補を爲すべきを覺り、續修の紀事は、今年壬子^{四年}の七月に及ぶを得たり。即、迅速に植字追印を命し、其校合を爲すの日、忽に龍車白雲に駕し昇天したまふの變に遭ふ、七月^{三日}驚歎自失し、哀痛何ぞ勝へむ。惟ふに此書、小民自揣らず、今代の鴻業を録するに擬すと雖、載する所は合三冊、四十六年、後紀の尙盡くる無きを樂めり。而も、一朝登遐、世代乍に換り、そゝろに今昔の感を生ず。本篇の筆を七月に絶てるは、たま〜御極出治の際限とは爲りぬ誠惶の情、之を解くの言辭を知らず。既にして、大行天皇の新陵を伏見桃山に卜定せられしを聞きけるは、本篇續修の印刷校合を畢るの日なりければ、哀涙を墨汁に和し、又、紙尾に追書して、之を新印に附す。大正改元、八月七日

東伍謹識

(大日本時代史第四十卷)

昭和二年七月十四日印刷
昭和二年七月十七日發行



編輯兼發行者 早稻田大學出版部

右代表者 種村 宗八

東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者 竹内喜太郎

東京市牛込區横町七番地

發行所 早稻田大學出版部

東京市牛込區早稲田
郵便東京一二三番

日清印刷株式會社印刷

23

265o

終